

平成 30 年度

人 権 教 育 ・ 啓 発  
事 業 実 施 状 況  
( 個 別 事 業 )

京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

## 目 次

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| ・ 知事直轄組織（知事室長）           | 1     |
| ・ 知事直轄組織（職員長）            | 1 1   |
| ・ 府民生活部（現危機管理部）          | 1 9   |
| ・ 総務部                    | 2 0   |
| ・ 政策企画部                  | 2 2   |
| ・ 府民生活部（現府民環境部）          | 2 3   |
| ・ 府民生活部（現府民環境部）（人権啓発推進室） | 3 5   |
| ・ 文化スポーツ部                | 5 2   |
| ・ 健康福祉部                  | 6 1   |
| ・ 商工労働観光部                | 8 1   |
| ・ 農林水産部                  | 8 7   |
| ・ 建設交通部                  | 9 0   |
| ・ 教育庁                    | 9 2   |
| ・ 警察本部                   | 1 0 9 |

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名              |          | 実施時期 | 概要  |
|------------------|----------|------|---|
| メディア関係者等に対する働きかけ |          | 随時   | <p>府政記者等に対し、個々の事案発生時など、人権に配慮した取材・報道を要請する。</p> <p>〔対象者及びその数〕<br/>府政記者クラブ加盟・準加盟16報道機関</p> <p>〔評価〕<br/>人権の侵害を疑うような取材や報道は確認されておらず、趣旨が伝わっていると考え、引き続き、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」の趣旨を説明し、人権に配慮した取材及び報道について継続して要請することが必要</p> |
| 新規・継続            | 継続       |      |   |
| 担当課（室）           | 広報課      |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等   |          |      |   |
| 人権教育・啓発の場        | 企業・職場    |      |   |
| 特定職業従事者          | メディア関係者等 |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策     | 効果的な手法   |      |   |
| 解決に資する人権問題等      |          |      |   |
| 人権全般             |          |      |   |

| 事業名            |        | 実施時期  | 概要  |
|----------------|--------|---|---|
| きょうと府民だよりの発行   |        | 8月<br>(人権強調月間)<br><br>12月<br>(人権週間)<br><br>ほか | <p>府政広報紙による人権啓発</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月号：人権強調月間特集「インターネットと人権」</li> <li>・12月号：人権週間特集「DV（ドメスティック・バイオレンス）」</li> <li>・シリーズ記事<br/>人権ロコミ講座（5、6、7、9、10、2、3月）<br/>：同和問題をはじめ、多文化共生、いじめ問題などに関する人権問題について掲載</li> </ul> <p>お知らせコーナー<br/>人権問題法律相談（4月）、ヒューマンフェスタ（11月）</p> <p>〔数量〕<br/>毎月 1,220,000部<br/>(別途文字拡大版 800部・点字版250部、テープ版・デージー版(CD) 420本)</p> <p>〔評価〕<br/>読者（府民）からは、特集記事が人権について他人事ではなく、真剣に考えるきっかけとなったとの感想も得ており、今後とも、人権に関する身近な話題やタイムリーな話題を中心に紙面づくりを行っていくことが必要</p> |
| 新規・継続          | 継続     |   |   |
| 担当課（室）         | 広報課    |   |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |        |   |   |
| 人権教育・啓発の場      | 家庭     |   |   |
| 特定職業従事者        |        |   |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法 |   |   |
| 解決に資する人権問題等    |        |   |   |
| 人権全般           |        |   |   |

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名   |        | 実施時期           | 概要  |
|---|--------|----------------|---|
| テレビ番組放送 [みんなの京都ふらりー]<br>(KBS京都「おやかまっさん」番組内) |        | 随時             | 広報テレビ番組内で、人権啓発に関する情報を放送する。  |
| 新規・継続                                       | 継続     |                | [放送局]<br>KBS京都  |
| 担当課(室)                                      | 広報課    |                | [放送内容]<br>・府職員が生出演し、人権に関する府政情報を広報   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等                              |        |                | [放送回数] 1回   |
| 人権教育・啓発の場                                   | 家庭     |                | [評価]<br>人権強調月間の8月の放送では、府職員が自ら出演し、「共生の芸術祭」を取り上げ、文化芸術を通じて共生社会の実現を目指す障害者芸術の展覧会について紹介し、府民に分かりやすい放送に努めたもので、継続して実施していくことが有効 |
| 特定職業従事者                                     |        |                |   |
| 人権教育・啓発の推進方策                                | 効果的な手法 |                |   |
| 解決に資する人権問題等                                 |        |                |   |
| 人権全般  |        |                |   |
| 事業名   |        | 実施時期           | 概要  |
| テレビスポット放送                                   |        | 5月<br>(憲法週間)   | 人権問題に関するスポット放送を行う。  |
| 新規・継続                                       | 継続     |                | [放送局]<br>KBS京都  |
| 担当課(室)                                      | 広報課    | 8月<br>(人権強調月間) | [放送内容]<br>5月(いじめストップ)、8月(外国人と人権)、9月(性の多様性)、12月・3月(インターネットの人権、パワハラ防止※)の5か月間について、時期に見合ったテーマを選定し、30秒のCMをKBS京都で放送 ※新規制作分  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等                              |        | 9月<br>(就職採用選考) |   |
| 人権教育・啓発の場                                   | 家庭     | 12月<br>(人権週間)  | [放送内容]<br>5月、9月、12月、3月・・・毎日1回      8月・・・毎日2回  |
| 特定職業従事者                                     |        | 3月<br>(就職)     | [評価]<br>多様な人権問題を自分自身に関わる具体的な問題として認識していただけるよう、やさしくイメージ化した映像を繰り返し放送したもので、継続して実施していくことが有効                                |
| 人権教育・啓発の推進方策                                | 効果的な手法 |                |   |
| 解決に資する人権問題等                                 |        |                |   |
| 人権全般  |        |                |   |

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                    |        | 実施時期 | 概要  |
|------------------------|--------|------|---|
| ラジオ番組放送<br>〔きょうとほっと情報〕 |        | 7月   | <p>広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送する。</p> <p>〔放送局〕<br/>KBS京都</p> <p>〔放送内容〕<br/>7月（人権強調月間に向けて（ハートフルコンサート））、9月（自殺予防週間）、11月（京都ヒューマンフェスタ、児童虐待防止（オレンジリボン））、12月（人権週間・北朝鮮人権侵害問題）、3月（世界自閉症啓発デー）において、1分の広報ラジオ番組（KBS京都）を放送</p> <p>〔放送回数〕<br/>7月：人権強調月間に向けて（ハートフルコンサート）7回<br/>9月：自殺予防週間5回<br/>11月：京都ヒューマンフェスタ5回、児童虐待防止（オレンジリボン）5回<br/>12月：人権週間7回、北朝鮮人権侵害問題7回<br/>3月：世界自閉症啓発デー7回</p> <p>〔評価〕<br/>府の行事や催しのお知らせの他、府政のさまざまな情報を分かりやすく府民に紹介する広報ラジオ番組として一定定着した番組を活用しており、人権を自分自身に関わる具体的な問題として認識していただけるよう身近な問題を取り入れた番組づくりを継続して実施していくことが有効</p> |
| 新規・継続                  | 継続     | 9月   |   |
| 担当課（室）                 | 広報課    | 11月  |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等         |        | 12月  |   |
| 人権教育・啓発の場              | 家庭     | 3月   |   |
| 特定職業従事者                |        |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策           | 効果的な手法 |      |   |
| 解決に資する人権問題等            |        |      |   |
| 人権全般                   |        |      |   |

| 事業名                                |        | 実施時期 | 概要   |
|------------------------------------|--------|------|--|
| ラジオ番組放送<br>〔Kyoto Prefecture Eyes〕 |        | 7月   | <p>広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送</p> <p>〔放送局〕<br/>エフエム京都</p> <p>〔放送内容〕<br/>7月（青少年のネット被害について）、8月（聞こえのサポーター講座）、11月（児童虐待防止月間（オレンジリボン））</p> <p>〔放送回数〕<br/>計3回</p> <p>〔評価〕<br/>府の取組を分かりやすく紹介する広報ラジオ番組を活用。人権を自分自身に関わる具体的な問題として認識していただけるよう、身近な問題を取り入れた番組づくりを継続して実施していくことが有効</p> |
| 新規・継続                              | 継続     | 9月   |  |
| 担当課（室）                             | 広報課    | 11月  |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等                     |        |      |  |
| 人権教育・啓発の場                          | 家庭     |      |  |
| 特定職業従事者                            |        |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策                       | 効果的な手法 |      |  |
| 解決に資する人権問題等                        |        |      |  |
| 人権全般                               |        |      |  |

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |        | 実施時期 | 概要  |
|----------------|--------|------|---|
| ラジオスポット放送      |        | 8月   | <p>人権問題に関するスポット放送</p> <p>〔放送局〕<br/>エフエム京都</p> <p>〔放送内容〕<br/>8月（人権強調月間）、11月（DV被害者シンポジウム）において、60秒のスポット番組を放送（エフエム京都）</p> <p>〔放送回数〕<br/>8月：（人権強調月間）31回<br/>11月：（DV被害者シンポジウム）7回</p> <p>〔評価〕<br/>人権を自分自身に関わる具体的な問題として認識していただけるよう、身近な問題を取り入れた番組づくりを継続して継続して実施していくことが有効</p> |
| 新規・継続          | 継続     | 11月  |   |
| 担当課（室）         | 広報課    |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |        |      |   |
| 人権教育・啓発の場      | 家庭     |      |   |
| 特定職業従事者        |        |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法 |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |        |      |   |
| 人権全般           |        |      |   |

| 事業名            |        | 実施時期 | 概要   |
|----------------|--------|------|--|
| ラジオスポット放送      |        | 12月  | <p>人権問題に関するスポット放送</p> <p>〔放送局〕<br/>KBS京都</p> <p>〔放送内容〕<br/>12月の人権週間をフォローする形で冬休みを中心に若年層に、基本的人権の大切さを訴える内容の20秒のスポット番組を放送（KBS京都）</p> <p>〔放送回数〕<br/>KBS京都：42回</p> <p>〔評価〕<br/>特に若年層を意識した広報活動を行っており、人権を自分自身に関わる具体的な問題として認識を深めていただけるよう、身近な問題を取り入れた内容づくりを継続して実施していくことが有効</p> |
| 新規・継続          | 継続     |      |  |
| 担当課（室）         | 広報課    |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |        |      |  |
| 人権教育・啓発の場      | 家庭     |      |  |
| 特定職業従事者        |        |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法 |      |  |
| 解決に資する人権問題等    |        |      |  |
| 人権全般           |        |      |  |

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |        | 実施時期 | 概要  |
|----------------|--------|------|---|
| 生活サポート情報の提供    |        | 通年   | <p>〔目的・概要〕<br/>（公財）京都府国際センターホームページや携帯メールによる外国籍府民に対する生活情報の提供を行う。</p> <p>〔対象者及びその数〕<br/>外国籍府民（約5万人）</p> <p>〔内容〕<br/>（HP）英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語により提供（携帯メール）やさしいにほんご、英語、中国語で配信</p> <p>〔評価〕<br/>・言葉の障壁により、生活に必要な情報の入手が困難な外国籍府民に対し、母国語で情報を提供することにより、「暮らしやすい、学びやすい、働きやすい」生活環境に寄与<br/>・ホームページアクセス件数：167,167件（H29：154,237件 H28：165,675件）</p> |
| 新規・継続          | 継続     |      |   |
| 担当課（室）         | 国際課    |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |        |      |   |
| 人権教育・啓発の場      | 家庭     |      |   |
| 特定職業従事者        |        |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法 |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |        |      |   |
| 外国人            |        |      |   |

| 事業名            |        | 実施時期 | 概要   |
|----------------|--------|------|--|
| 多言語による府政情報の発信  |        | 通年   | <p>〔目的・概要〕<br/>府のホームページ等を多言語化し、府政情報等を発信する。</p> <p>〔対象者及びその数〕<br/>外国籍府民（約5万人）</p> <p>〔内容〕<br/>①府のホームページを多言語化（英語、中国語、韓国・朝鮮語）<br/>②メールマガジン「Kyoto Prefecture Hot Information」（英語版）の発信（1回/月）<br/>③留学生スタディ京都ネットワークによる総合的なポータルサイトにより、留学生支援情報を発信</p> <p>〔評価〕<br/>・多言語による情報提供を引き続き実施することが必要</p> |
| 新規・継続          | 継続     |      |  |
| 担当課（室）         | 国際課    |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |        |      |  |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会   |      |  |
| 特定職業従事者        |        |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法 |      |  |
| 解決に資する人権問題等    |        |      |  |
| 外国人            |        |      |  |

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |        | 実施時期      | 概要  |
|----------------|--------|-----------|---|
| 外国籍府民共生施策懇談会   |        | 4～12月頃の期間 | <p>〔目的・概要〕<br/>外国籍府民の府政への参加を推進し、外国籍府民と共に生きる京都府づくりを進めるため、外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題等について意見を求め、知事に意見を報告する。</p> <p>〔対象者及びその数〕<br/>外国籍府民（約5万人）</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 16名以内</li> <li>・テーマ 外国籍府民が暮らしやすい多文化共生社会の形成を推進する施策や課題</li> <li>・開催回数 3回程度</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会の開催から10年が経ち、設置当初に示されたテーマも一巡したことから、これまでの議論をまとめることとし、多様化する外国人向け施策のあり方について「懇談会の今後の取組の方向性」や「外国人支援を更に効果的に進めていくための体制の構築」等の内容をテーマとして1回開催</li> <li>・課題解決や施策反映のために引き続き実施することが必要<br/>(国際センターの窓口によく寄せられる相談情報をQ&amp;A形式でHPに掲載)</li> </ul> |
| 新規・継続          | 継続     |           |   |
| 担当課（室）         | 国際課    |           |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |        |           |   |
| 人権教育・啓発の場      |        |           |   |
| 特定職業従事者        |        |           |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法 |           |   |
| 解決に資する人権問題等    |        |           |   |
| 外国人            |        |           |   |

| 事業名                 |        | 実施時期 | 概要   |
|---------------------|--------|------|--|
| 外国人研究者・留学生等のための居住支援 |        | 通年   | <p>1 外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居</p> <p>〔目的・概要〕<br/>外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施する。</p> <p>〔内容〕 6月、10月、2月に大学を通して入居者を募集</p> <p>2 短期滞在外国人研究者等のための住宅確保</p> <p>〔目的・概要〕<br/>特別賃貸府営住宅を活用し、京都に短期間（原則1年以内）滞在する外国人研究者等に対して家具等を備えた住宅を提供する。</p> <p>〔内容〕<br/>主 体：KYOの海外人材活用推進協議会（事務局：京都府国際課）<br/>確保住宅：岩倉長谷団地2戸、洛西竹の里団地1戸<br/>提供時期：空室があれば随時、大学を通して入居者を募集</p> <p>3 「きょうと留学生オリエンテーションセンター」等の運営</p> <p>〔目的・概要〕<br/>留学生宿舍「きょうと留学生オリエンテーションセンター」等を運営</p> <p>〔内容〕<br/>「きょうと留学生ハウス」や「きょうと留学生オリエンテーションセンター」に「留学生オリエンター」を配置し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施</p> <p>〔評価〕<br/>各室に家具や冷蔵庫を備え、日本での生活習慣等に早く慣れ、民間のマンション等へもスムーズに転居できるよう指導・支援をしている</p> |
| 新規・継続               | 継続     |      |  |
| 担当課（室）              | 国際課    |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等      |        |      |  |
| 人権教育・啓発の場           | 地域社会   |      |  |
| 特定職業従事者             |        |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策        | 効果的な手法 |      |  |
| 解決に資する人権問題等         |        |      |  |
| 外国人                 |        |      |  |

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名             |        | 実施時期 | 概要   |
|-----------------|--------|------|--|
| 外国人のための防災ガイドブック |        | 通年   | <p>〔目的・概要〕<br/>           普段生活する上で役立つ情報や風水害・地震などの災害が発生した際に役立つ情報を発信するため、(公財)京都府国際センターが作成する多言語による冊子の配布及びホームページへの掲載を行い、外国籍府民の災害時支援に資する。</p> <p>〔内 容〕<br/>           対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等<br/>           作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語<br/>           配布場所：府内市町村<br/>           地域の日本語教室<br/>           市町国際化協会<br/>           大学等のオリエンテーション<br/>           (公財)京都府国際センター</p> <p>〔評 価〕<br/>           ・災害の少ない地域から来られた方や日本語が不慣れな方等の災害への備えに寄与<br/>           ・府内各地でボランティアが運営する日本語教室の副教材に使用されている。<br/>           ・東日本大震災発生以降、大学が留学生に配布するため多くの提供依頼があった</p> |
| 新規・継続           | 継続     |      |  |
| 担当課（室）          | 国際課    |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等  |        |      |  |
| 人権教育・啓発の場       | 家庭     |      |  |
| 特定職業従事者         |        |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策    | 効果的な手法 |      |  |
| 解決に資する人権問題等     |        |      |  |
| 外国人             |        |      |  |

| 事業名             |        | 実施時期 | 概要   |
|-----------------|--------|------|--|
| 外国人のための医療ガイドブック |        | 通年   | <p>〔目的・概要〕<br/>           京都府外国籍府民共生施策懇談会からの外国籍府民への医療に関する支援の必要性についての指摘を踏まえて、外国籍府民が日本の病院にかかるとき役立つよう日本の医療制度や役立つ会話集（体の部位、症状等）を作成し、ホームページに掲載する。</p> <p>〔内 容〕<br/>           対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等<br/>           作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語</p> <p>〔評 価〕<br/>           ・H23に初版を作成。<br/>           英語／やさしい日本語版 3,000部、中国語／やさしい日本語版 4,500部<br/>           韓国・朝鮮語・やさしい日本語版 2,500部<br/>           ・府HPからダウンロード可能<br/>           ・日本語が不慣れな外国籍府民が日本の病院にかかる際に、医師に症状を伝えるのに寄与<br/>           ・H30に第2版を医療課で作成。<br/>           初版作成時のノウハウ等を医療課と共有し、病院や大学等へのガイドブックの提供やQRコードを用いた当該ホームページの案内・周知、お役立ち情報等の充実に取り組んだ。</p> |
| 新規・継続           | 継続     |      |  |
| 担当課（室）          | 国際課    |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等  |        |      |  |
| 人権教育・啓発の場       | 家庭     |      |  |
| 特定職業従事者         |        |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策    | 効果的な手法 |      |  |
| 解決に資する人権問題等     |        |      |  |
| 外国人             |        |      |  |

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                 |        | 実施時期 | 概要   | 要 |
|---------------------|--------|------|--|---|
| 外国籍府民のための安心・安全情報の提供 |        | 通年   | <p>〔目的・概要〕<br/>京都府外国籍府民共生施策懇談会において出された意見を踏まえ、病気、火事、犯罪等の緊急時における連絡、対応方法等といった基本情報を記載したリーフレットを作成し、ホームページへ掲載を行い、外国籍府民の安心・安全な生活を支援する。</p> <p>〔内 容〕<br/>対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等<br/>作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語</p> <p>〔評 価〕<br/>・救急、火事、交通事故発生時等の連絡先、災害が起こったときの避難、外国語の通じる病院などの入手方法、出入国管理、在留資格等の問い合わせ先、生活相談窓口等各種相談窓口など、日本語が不慣れな方等の緊急時等への備えに寄与</p>   |   |
| 新規・継続               | 継続     |      |  |   |
| 担当課（室）              | 国際課    |      |  |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等      |        |      |  |   |
| 人権教育・啓発の場           | 家庭     |      |  |   |
| 特定職業従事者             |        |      |  |   |
| 人権教育・啓発の推進方策        | 効果的な手法 |      |  |   |
| 解決に資する人権問題等         |        |      |  |   |
| 外国人                 |        |      |  |   |
| 災害時支援体制の構築への支援      |        | 通年   | <p>〔目的・概要〕<br/>（公財）京都府国際センターが京都府と協働して、行政機関、市町村国際化協会やNPO団体と連携し、外国籍府民等に関する災害時支援体制の構築を図る。</p> <p>〔対象者及びその数〕<br/>外国籍府民（約5万人）</p> <p>〔内 容〕<br/>①市町村国際化協会災害時支援ワーキング会議<br/>②各地（市町村域）の取組支援<br/>・現地災害多言語支援センター運営研修・訓練<br/>・外国人住民のための防災オリエンテーション、訓練<br/>③災害時外国人サポーター（（公財）京都府国際センターボランティア）等の募集・登録・研修</p> <p>〔評 価〕<br/>・災害時支援体制に係る災害時外国人支援ワーキング会議を5回（うち1回は訓練）開催し、計20市町から協会や行政が参加。市町村国際化協会等のネットワーク形成に寄与した。<br/>・災害時支援体制に係る現地災害多言語支援センター設置・運営訓練等を実施。宇治市にて実際に地震が発生した想定での訓練を実施し、計54名が参加<br/>・外国住民のための防災オリエンテーション等を3回実施し、のべ110名が参加。外国人住民に災害や防災への理解を深める機会を創出</p> |   |
| 新規・継続               | 継続     |      |  |   |
| 担当課（室）              | 国際課    |      |  |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等      |        |      |  |   |
| 人権教育・啓発の場           | 地域社会   |      |  |   |
| 特定職業従事者             |        |      |  |   |
| 人権教育・啓発の推進方策        | 効果的な手法 |      |  |   |
| 解決に資する人権問題等         |        |      |  |   |
| 外国人                 |        |      |  |   |

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |        | 実施時期 | 概要  |
|----------------|--------|------|---|
| 日本語学習支援事業      |        | 通年   | <p>〔目的・概要〕<br/>外国人住民が日本の生活で必要になる日本語能力を身につけ、安心して生活できるようになるなど、地域において住みやすい地域づくりを推進する。</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民（約5万人）</p> <p>〔内容〕（公財）京都府国際センターが主体となって事業実施</p> <p>① モデル日本語教室の開催<br/>府内各地でボランティアが支える地域日本語教室のモデル教室として、カリキュラムやテキストの作成、ボランティアの見学受け入れ等</p> <p>② 日本語学習支援ボランティアの新規養成講座の開催<br/>府内各地で日本語学習支援に携わるボランティアを新規養成</p> <p>③ 日本語学習支援ボランティア研修会等の開催<br/>地域日本語教室で活動するボランティアの育成</p> <p>④ 京都府北中部日本語教室ネットワーク会議等の開催<br/>広域に分散して活動する地域日本語教室間をネットワークし、情報交換や共同事業を実施</p> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル日本語教室を開催し、計166名が参加。学習者のニーズに応じたクラス分けでの講習を実施。</li> <li>・モデルカリキュラム、オリジナルテキストの試用・改善を実施し、ホームページで公開。教材をモデル日本語教室でも試用し、内容の改善に取り組んでいる。</li> <li>・日本語支援ボランティア養成講座を3回実施し、70名参加。生活全般にわたり心強いサポーターとなる日本語ボランティアの活動を広げることに寄与</li> <li>・日本語支援ボランティア研修会を開催し、年3回80名参加。日本語ボランティアの活動を円滑にするため、広域的な研修会を開催している</li> <li>・京都府北中部日本語教室ネットワーク会議を3回実施し、日本語学習支援ネットワークの形成を推進</li> </ul> |
| 新規・継続          | 継続     |      |   |
| 担当課（室）         | 国際課    |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |        |      |   |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会   |      |   |
| 特定職業従事者        |        |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法 |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |        |      |   |
| 外国人            |        |      |   |

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                     |        | 実施時期 | 概要   |
|-------------------------|--------|------|--|
| 外国につながるをもつ子どもに関わる教育支援事業 |        | 通年   | <p>〔目的・概要〕<br/>外国人住民の定着が進み、国籍や文化、習慣等に多様な背景を持つ子どもや保護者が増加していることから、(公財)京都府国際センターが学校関係者や支援ボランティアをサポートする各種情報の整備、提供等を実施する。</p> <p>〔対象者及びその数〕外国籍府民（約5万人）</p> <p>〔内容〕(公財)京都府国際センターが主体となって事業実施</p> <p>①多言語資料等の整備、提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語を母語としない保護者のための「日本の学校生活ガイダンス資料」（支援者が、子どもや保護者に日本の学校生活について説明するための資料）<br/>英語、中国語、フィリピン語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、スペイン語、ポルトガル語（日本語併記）</li> <li>バイリンガルを育てる（2言語以上の環境で子育てをしている保護者のための資料）<br/>英語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、ベトナム語、スペイン語（日本語併記）</li> <li>外国人散在地域における外国につながるをもつ子ども・保護者とのかかわる時のヒント<br/>～進路選択に関わって～<br/>（支援者や学校関係者が、子どもや保護者と接する時の参考資料）日本語</li> </ul> <p>・母語支援活動に関わるパンフレット 日本語、中国語、フィリピン語</p> <p>②サポーター研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教員、支援者、ボランティアを対象とする研修会</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「日本の学校生活ガイダンス資料」を作成し、ホームページで公開</li> <li>パンフレット「バイリンガルを育てる」を作成し、印刷物・ホームページで公開</li> <li>「学校で活動する母語支援員の方へ」、「母語支援員を受け入れる学校関係者の方へ」、「外国につながるをもつ子どものための日本語・教科学習支援教室/保護者と子どもの多文化交流サロン府内の活動グループ一覧」を作成し、ホームページで公開</li> <li>母語サポーターを府内の公立小学校・中学校等に派遣（25件）</li> <li>外国につながるをもつ子どものための居場所づくりに取り組む日本語教室等を支援（7件）</li> <li>外国籍府民の定着が進み、国籍や文化、習慣等に多様な背景をもつ子どもや保護者が増えているなかで、支援の充実に寄与している</li> </ul> |
| 新規・継続                   | 継続     |      |  |
| 担当課（室）                  | 国際課    |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等          |        |      |  |
| 人権教育・啓発の場               | 家庭     |      |  |
| 特定職業従事者                 |        |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策            | 効果的な手法 |      |  |
| 解決に資する人権問題等             |        |      |  |
| 外国人                     |        |      |  |

【知事直轄組織（職員長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                  |               | 実施時期 | 概要  |
|----------------------|---------------|------|---|
| 自己啓発の支援<br>(研修情報の提供) |               |      | <p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>府職員の人権意識高揚のための自己啓発を支援する人権関係情報の提供</p> <p>(2) 内 容</p> <p>○事業種別 京都府職員ポータルサイトへ人権研修資料を掲載</p> <p>○テーマ等 &lt;掲載資料&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇世界人権宣言</li> <li>◇人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</li> <li>◇新京都府人権教育・啓発推進計画</li> <li>◇平成30年度人権問題研修計画 等</li> <li>◇研修講演録</li> <li>◇研修用スライド</li> </ul> <p>○事業規模 全職員対象</p> <p>(3) 評 価</p> <p>○30年度事業の目標及び達成状況<br/>部落差別解消法に基づく地方公共団体の責務を踏まえた職員向け研修スライドを掲載した。</p> <p>○事業実施上の課題<br/>アクセスのしやすいポータルサイトの運営</p> <p>○事業の効果についての考え方<br/>情報の提供により、人権意識高揚に向けた自己啓発の促進に役立てた。</p> |
| 担当課（室）               | 職員研修・研究支援センター |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等       |               |      |   |
| 人権教育・啓発の場            | 企業・職場         |      |   |
| 特定職業従事者              | 公務員           |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策         | 効果的な手法        |      |   |
| 解決に資する人権問題等          |               |      |   |
| 人権全般                 |               |      |   |

【知事直轄組織（職員長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |               |
|------------------|---|----------|---------------|
| ① 事業名            | 京都府職員人権問題研修（職務基本研修・実務支援研修）  | ② 担当課（室） | 職員研修・研究支援センター |
| ② 研修設定の意図及び具体的目標 | 人権尊重の理念や様々な人権問題の本質と現状・課題を認識し、問題解決に積極的に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成していくため、採用年次や職位により指名する。<br>職務基本研修の重要なテーマとして人権問題研修を実施する。また、聴覚障害のある方との意思の疎通を図る上での一助として、実務支援研修で手話研修を実施する。 |          |               |
| ④ 対象者            | 職務基本研修：採用年次や職位により指名する職員、実務支援研修：職務等に必要で希望する職員  | ⑤ 参加者数※  | 延べ682人        |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○ ・ 無   |          |               |

※「⑤ 参加者数」が、延べ人数の場合は「延べ〇人」と記載してください。

| 実施状況 |                                      |               |                |   |         |
|------|--------------------------------------|---------------|----------------|---|---------|
| 回数   | ⑦ 開催期日                               | ⑧ 会場          | ⑨ 研修テーマ        | ⑩ 講師等   | ⑪ 研修方法※ |
| 1    | 平成30年4月2日                            | 職員研修・研究支援センター | 人権問題           | 府人権啓発推進室参事 浅野 浩司                              | 講義      |
| 2    | 平成30年10月4日                           | 職員研修・研究支援センター | 人権問題           | 高齢者総合福祉施設神の園 施設長 齋藤 裕三                        | 講義      |
| 3    | 平成30年10月25, 26, 27, 30, 31日、11月1, 2日 | 社会福祉施設（1人1日）  | 社会福祉施設での体験実習   | 社会福祉施設職員                                      | 現地研修    |
| 4    | 平成30年4月19日                           | 職員研修・研究支援センター | 人権問題           | 府人権啓発推進室参事 浅野 浩司                              | 講義      |
| 5    | 平成30年7月23日                           | 職員研修・研究支援センター | 人権問題           | 府人権啓発推進室長 山口 孝司                               | 講義      |
| 6    | 平成30年11月6日                           | ルビノ京都堀川       | 人間集団の多様性と多文化共生 | 京都精華大学 学長ウスビ・サコ                               | 講義      |
| 7    | 平成31年1月23日                           | 職員研修・研究支援センター | 手話の基礎知識        | 京都府聴覚言語障害センター職員 勝山 靖子                         | 講義      |
| 8    | 平成31年1月24日                           | 職員研修・研究支援センター | 聴覚障害の基礎知識      | 京都府聴覚言語障害センター職員 乾 恵梨<br>京都府聴覚言語障害センター職員 好川 賢一 | 講義      |
| 9    | 平成31年2月6日                            | 職員研修・研究支援センター | 聴覚障害児・者のくらし    | 京都府聴覚言語障害センター職員 安井 悠子                         | 講義      |
| 10   | 平成31年2月7日                            | 職員研修・研究支援センター | 手話実技           | 京都府聴覚言語障害センター職員 勝山 靖子                         | その他（実技） |

| 評 価                  |  |
|----------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般職員には、公務員として人権問題に関する様々な課題をより広く深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組む姿勢と、人権の視点に立って職務を遂行する姿勢の確立に役立つよう、人権尊重の理念や個別の人権課題の現状・課題、人権行政の動向をテーマとした。</li> <li>・ 管理・監督職員には、人権問題を巡る現状を的確に把握し、人権尊重社会の実現に向け職責に応じ積極的な役割を果たすことができるよう、様々な人権問題の現状・課題や府の人権行政の推進方針をテーマにした。</li> <li>・ 福祉施設等の職員を講師に迎え、現場の状況をリアルに話していただいたり、講義とワークショップの組み合わせやグループ討議等参加型研修を取り入れるようにし、単に「知識」として学ぶだけでなく、自らが考え、体験することで人権意識を高めるよう工夫を行った。</li> </ul>  |
| ⑬ 参加状況について           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用年次や職位による指名研修であり、公務都合等特別な事情のある者を除き対象者全員の参加を得ている。</li> </ul>  |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若手職員に対し同和問題をはじめとして、様々な人権問題について、正しい理解のための情報を継続的に伝えていくことが重要である。</li> <li>・ アンケートでは、「公務員の職務には国民の人権が必ず関わっているということを改めて再確認出来ました。」や「相手を理解すること、相手への配慮を考えることが大切だと気づいた。」など、気づきについての感想が多く見られ、公務員として常に人権感覚を持ち、仕事を進めていかなければならないという自覚を促すことにつながっている。</li> <li>・ 管理職員では、「人権のはじまりは、小さな場所からであり、小さな場所で人権を持たなければ、大きな場所で人権が保障されないということが、印象に残った。」「多様性のある社会の実現にはグローバルな人材育成が重要であるとわかりました。まずは、身近な異文化を理解することが重要と思いました。」などの感想があり、全体として採用年次や職位による研修の趣旨に即した受け止めがなされている。</li> </ul> |

【知事直轄組織（職員長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |               |
|------------------|---|----------|---------------|
| ① 事業名            | 京都府職員人権問題研修（特別研修・参加型研修）   | ② 担当課（室） | 職員研修・研究支援センター |
| ② 研修設定の意図及び具体的目標 | 人権尊重の理念や様々な人権問題の本質と現状・課題を認識し、問題解決に積極的に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成していくため、職員の採用年次や職位による研修、人権問題職場指導者等への研修のほかに、全職員を対象に人権問題に特化した特別研修を実施する。また、採用5年目の若手職員を対象に人権問題に特化した参加型研修を実施する。 |          |               |
| ④ 対象者            | 全職員（参加型研修のみ採用5年目の職員）  | ⑤ 参加者数※  | 延べ1,424人      |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○ 有 ・ 無   |          |               |

| 実施状況 |                           |                |  |  |                            |
|------|---------------------------|----------------|--|--|----------------------------|
| 回数   | ⑦ 開催期日                    | ⑧ 会場           | ⑨ 研修テーマ  | ⑩ 講師等  | ⑪ 研修方法※                    |
| 1    | 平成31年1月10日                | 市民交流プラザふくちやま   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人はなぜ身元調査をする誘惑にかられるのか？</li> <li>・聴覚障害を理解する～聞こえの共生社会理念研修～</li> <li>・人権関連法の動向等について</li> </ul>   | (一社)和歌山人権研究所理事長 野口 道彦<br>(福)京都聴覚言語障害者福祉協会<br>職員研修・研究支援センター次長 前田 明子 | 講義<br>ワークショップ<br>講義        |
| 2    | 平成31年1月31日                | みやづ歴史の館        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自分自身」を見つめ直す</li> <li>・人権関連法の動向等について</li> </ul>  | 穀雨企画室代表 渡辺 毅<br>職員研修・研究支援センター次長 前田 明子                              | ワークショップ<br>講義              |
| 3    | 平成31年2月1日                 | 職員研修・研究支援センター  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な性のあり方と人権</li> <li>・罪を犯してしまった高齢者、障害者について<br/>～どうしたらこの人の福祉を守れるか～</li> </ul>   | 金沢大学国際基幹教育院准教授 谷口 洋幸<br>(一社)京都社会福祉士会相談役 中川 るみ                      | 講義<br>講義                   |
| 4    | 平成31年2月4日<br>①10:30～14:00 | 下京いきいき市民活動センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>・崇仁の歴史と芸大移転</li> <li>・フィールドワーク</li> <li>・グループワーク</li> </ul>   | 柳原銀行記念資料館事務局長 山内 政夫<br>静岡大学人文社会科学部准教授 山本 崇記                        | 講義<br>フィールドワーク、<br>ワークショップ |
| 5    | 平成31年2月4日<br>②14:15～16:45 | 下京いきいき市民活動センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>・崇仁の歴史と芸大移転</li> <li>・フィールドワーク</li> <li>・グループワーク</li> </ul>   | 柳原銀行記念資料館事務局長 山内 政夫<br>静岡大学人文社会科学部准教授 山本 崇記                        | 講義<br>フィールドワーク、<br>ワークショップ |
| 6    | 平成31年2月7日                 | キャンパスプラザ京都     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの貧困をどう理解し、対応すべきか<br/>～施策のために総合的アプローチ～</li> <li>・差別する可能性のある日常をどう生きるのか<br/>～わたしの「差別する可能性」を考える～</li> <li>・人権関連法の動向等について</li> </ul> | 同志社大学社会学部教授 埋橋 孝文<br>日本大学文学部社会学部教授 好井 裕明<br>職員研修・研究支援センター次長 前田 明子  | 講義<br>講義<br>講義             |
| 7    | 平成31年2月13日                | 職員研修・研究支援センター  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自分自身」を見つめ直す</li> <li>・人権関連法の動向等について</li> </ul>  | 穀雨企画室代表 渡辺 毅<br>職員研修・研究支援センター次長 前田 明子                              | ワークショップ<br>講義              |
| 8    | 平成31年2月19日                | 職員研修・研究支援センター  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップで学ぶ人権<br/>～学習・研修から行動へ～</li> <li>・人権関連法の動向等について</li> </ul>   | えふらぼ代表 栗本 敦子<br>職員研修・研究支援センター次長 前田 明子                              | ワークショップ<br>講義              |

| 回数 | ⑦ 開催期日                     | ⑧ 会場          | ⑨ 研修テーマ                                    | ⑩ 講師等                                     | ⑪ 研修方法※       |
|----|----------------------------|---------------|--|---|---------------|
| 9  | 平成31年2月25日<br>①9:30~12:00  | 職員研修・研究支援センター | ・聴覚障害を理解する～聞こえの共生社会理念研修～<br>・人権関連法の動向等について | (福)京都聴覚言語障害者福祉協会<br>職員研修・研究支援センター次長 前田 明子 | ワークショップ<br>講義 |
| 10 | 平成31年2月25日<br>②14:00~16:30 | 職員研修・研究支援センター | ・聴覚障害を理解する～聞こえの共生社会理念研修～<br>・人権関連法の動向等について | (福)京都聴覚言語障害者福祉協会<br>職員研修・研究支援センター次長 前田 明子 | ワークショップ<br>講義 |
| 11 | 平成31年2月26日<br>③9:30~12:00  | 職員研修・研究支援センター | ・聴覚障害を理解する～聞こえの共生社会理念研修～<br>・人権関連法の動向等について | (福)京都聴覚言語障害者福祉協会<br>職員研修・研究支援センター次長 前田 明子 | ワークショップ<br>講義 |
| 12 | 平成31年2月26日<br>④14:00~16:30 | 職員研修・研究支援センター | ・聴覚障害を理解する～聞こえの共生社会理念研修～<br>・人権関連法の動向等について | (福)京都聴覚言語障害者福祉協会<br>職員研修・研究支援センター次長 前田 明子 | ワークショップ<br>講義 |
| 13 | 平成30年7月4日、<br>5日、11月2日     | 職員研修・研究支援センター | ・参加型研修                                     | (一財)大阪府人権協会業務執行理事<br>柴原 浩嗣                | ワークショップ       |

| 評 価                  |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府職員の人権意識の高揚と問題解決に取り組む姿勢の確立のため、同和問題や女性、障害者などの個別の人権問題についてはこれまでの研修テーマを考慮しつつ、現在の人権問題、とりわけヘイトスピーチやハラスメント等の問題にも留意するとともに、今回は聴覚障害者について理解を深めるため体験型研修を取り上げた。</li> <li>・ また、いわゆる部落差別解消法、障害者差別解消法及びヘイトスピーチ解消法の人権に関わる法律の整備等を受けて、その周知と理解を深めるため、法の趣旨等の説明を行った。</li> <li>・ さらに、今回は、地域における同和問題に関する具体的な取組み等を学ぶため、フィールドワークによる部落差別解消に向けた研修を行った。</li> <li>・ 差別を自分のこととして理解できるようにするため、ワークショップを11回実施し、様々な意見を聞き、自ら考え理解することに重点をおくとともに、職場に持ち帰って活用できる実践型研修とした。</li> <li>・ 参加型研修については、採用5年目の若手職員が、同和問題など様々な人権問題の現状や課題を深く認識し、人権意識の高揚と問題解決に取り組む積極的な姿勢の確立のため、少人数でのワークショップ形式により、単に「知識」として学ぶだけでなく、自らが考え、体験することで人権意識を高めるよう工夫を行った。</li> </ul>                               |
| ⑬ 参加状況について           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加総数は1,424人と多くの参加を得ており、その他の研修センター研修や職場研修等によって、全職員の人権意識が高まるよう人権問題研修の受研機会の確保に努めている。</li> </ul>   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケートでは、①研修内容等についての満足度②職務への有効性について、会場によって約6割から8割程度と、ばらつきがあり、テーマ設定や研修方法等に引き続き工夫が必要と感じている。</li> <li>・ 一方、感想では、「結婚差別」というと部落差別が一番に思い浮かんでいたが、他の理由での差別が大きくなっているのは気づきでした。」「医療技術だけではなく、法律や福祉の立場からも人の命は守れるということを知り、公務員としてのあり方を今一度考える機会になった。」「今まで「差別するな」という教育を受けてきたが、「差別する可能性」という切り口で講演いただき、差別問題に対して初めて胸にスッと入るものがありました。」など、概ね好評であった。</li> <li>・ 話題性があつたり時期を得た内容の講義は満足度が高い傾向にあるので、今後もテーマや手法をより工夫する必要があるが、人権問題を自分のこととして捉え、能動的に行動できる職員を育成するためには、集合研修とOJTの相互補完がより重要と思われる。</li> <li>・ 特にワークショップのグループディスカッションでの気づきや、相手を尊重する会議の進め方が職場に持ち帰って活用できると好評であったので、今後もできる限り取り入れていきたい。</li> <li>・ 人権研修ノート活用の普及を図り、過去の受研も自己検証をしながら体系的・効果的な受講に結びつけていきたい。</li> </ul> |

【知事直轄組織（職員長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |               |
|------------------|--|----------|---------------|
| ① 事業名            | 京都府職員人権問題研修（職場学習支援コース）   | ② 担当課（室） | 職員研修・研究支援センター |
| ② 研修設定の意図及び具体的目標 | 各所属で実施する人権問題職場研修の企画・実施を担う指導者が、効果的な研修を推進していくために必要な知識・技術・情報の提供を行い、指導者としての能力の向上を図る。 |          |               |
| ④ 対象者            | 人権問題職場研修指導者及び人権問題職場研修主任  | ⑤ 参加者数※  | 延べ216人        |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ 無  |          |               |

| 実施状況 |            |               |   |  |                     |
|------|------------|---------------|---|--|---------------------|
| 回数   | ⑦ 開催期日     | ⑧ 会場          | ⑨ 研修テーマ                                       | ⑩ 講師等  | ⑪ 研修方法※             |
| 1    | 平成30年7月12日 | 職員研修・研究支援センター | ・人権問題職場研修について<br>・職場研修の進め方について<br>・参加型職場研修の実践 | 職員研修・研究支援センター次長総務室長<br>前田 明子<br>人権啓発推進室 参事 藤巻 秀和<br>穀雨企画室 代表 渡辺 毅  | 講義<br>講義<br>ワークショップ |
| 2    | 平成30年6月15日 | ハートピア京都       | 世界人権宣言70周年記念シンポジウム～いま世界人権宣言を読み解く～             | (公財)人権教育啓発推進センター 理事長 横田 洋三<br>世界人権問題研究センター所長 坂元 茂樹<br>世界人権問題研究センター研究員 前田 直子<br>世界人権問題研究センタープロジェクトチーム5リーダー 薬師寺 公夫 | 講義                  |
| 3    | 平成30年7月3日  | ハートピア京都       | 子どもの人権～子どもの貧困から考える～                           | 世界人権問題研究センタープロジェクトチーム3リーダー 山野 則子   | 講義                  |
| 4    | 平成30年7月17日 | ハートピア京都       | 社会保険と人権～社会保険の視点から企業の社会的責任と人権を考える～             | 世界人権問題研究センター研究員<br>藤木 美能里  | 講義                  |
| 5    | 平成30年7月23日 | ハートピア京都       | 朝鮮通信使のユネスコ遺産登録の意義                             | 世界人権問題研究センター研究員<br>仲尾 宏  | 講義                  |
| 6    | 平成30年8月9日  | ハートピア京都       | 学んで活かそう！あなたの身近な国連女性差別撤廃条約                     | 世界人権問題研究センター研究員 軽部 恵子<br>世界人権問題研究センター研究員 谷口 洋幸<br>世界人権問題研究センター研究員 山下 明子  | ワークショップ             |
| 7    | 平成30年8月29日 | ハートピア京都       | ひょうたん島問題～多文化共生のためのワークショップ～                    | 世界人権問題研究センター研究員 藤原 孝章  | ワークショップ             |

| 回数 | ⑦ 開催期日      | ⑧ 会場    | ⑨ 研修テーマ                           | ⑩ 講師等   | ⑪ 研修方法※ |
|----|-------------|---------|-----------------------------------|---|---------|
| 8  | 平成30年1月21日  | ハートピア京都 | 明治維新期の京都と地域のリーダー                  | 世界人権問題研究センターチーム2  | 講義      |
| 9  | 平成30年10月9日  | ハートピア京都 | 部落問題を基礎からゆっくり学びませんか？崇仁～ひと・まち・れきし～ | 崇仁自治連合会会長代行 菱田 不二三<br>崇仁発信実行委員会 代表 藤尾 まさよ<br>柳原銀行記念資料館事務局長 山内 政夫<br>世界人権問題研究センター研究員 山本 崇記 | 講義      |
| 10 | 平成30年10月12日 | ハートピア京都 | 激動する世界の中の難民問題と法～事例から考える～          | 世界人権問題研究センター研究員 小畑 郁<br>杏林大学総合政策学部教授 川村 真理  | 講義      |
| 11 | 平成30年10月26日 | ハートピア京都 | インターネットと人権～その関係の両義性～              | 世界人権問題研究センタープロジェクトチーム1リーダー 毛利 透   | 講義      |
| 12 | 平成30年11月13日 | ハートピア京都 | 前近代 被差別民の諸相～なぜ差別が生じたのか～           | 世界人権問題研究センター研究員 山路 興造   | 講義      |
| 13 | 平成30年11月30日 | ハートピア京都 | 多様な性のあり方と人権                       | 世界人権問題研究センター研究員 谷口 洋幸   | ワークショップ |
| 14 | 平成30年12月14日 | ハートピア京都 | 精神障害者の法と人権                        | 世界人権問題研究センター理事長 大谷 實  | 講義      |

| 評 価                  |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | ・新任の指導者・主任には、効果的に研修が実施できるよう関連情報の提供と研修の企画や実践方法の習得をねらいとした研修を行うこととし、グループ討議や演習も取り入れながら 様々な参加型研修の実施方法を取りあげた。   |
| ⑬ 参加状況について           | ・職場研修指導者・主任として指定している職員241人中、延べ216人の参加があり、指導者としての資質向上を図った。   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | ・指導者・主任（新任）研修のアンケートでは、「人権意識は日常業務の中で薄れてしまいがち。このような研修を通して意識を高めることが出来る。」「人権ワークショップは初体験であったので、とても興味深く、人権問題としてだけではなく、“気づき”（自分を見つめ直す）の研修としても有意義であった。」などの感想があり、指導者研修の成果としての職場研修の実施状況は次のとおりであり、職務を通じた課題や時宜を得た問題等をテーマとして取り上げ、指導者としての役割をより認識できているものと思われる。<br>（職場研修実施回数と受研修者数：67回 5,099人 研修技法：講義、討議、ワークショップ、フィールドワーク、DVD上映等） |

【知事直轄組織（職員長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |               |
|------------------|--|----------|---------------|
| ① 事業名            | 京都府職員人権問題職場研修  | ② 担当課（室） | 職員研修・研究支援センター |
| ② 研修設定の意図及び具体的目標 | <p>京都府職員に対してあらゆる機会を捉え、人権問題への正しい理解と認識を深めていくため、職員研修・研究支援センターにおける研修とともに、各職場においても職務を通じた人権問題研修を実施する。</p> <p>職場研修は本来、それぞれの職場において全ての管理・監督者（リーダー）が日常の業務遂行の中で実施していくものであるが、人権問題に関しては、この積極的推進を図るため、人権問題に特定した「人権問題職場研修指導者及び主任」を配置しており、この指導者が中心となって、各部局や地方機関の職務等の実態を踏まえ、現地・現場に即した人権問題研修を実施していく。</p> |          |               |
| ④ 対象者            | 全職員  | ⑤ 参加者数※  | 延べ5, 412人     |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ 無  |          |               |

| 実施状況 |                     |      |   |                                   |                             |
|------|---------------------|------|---|-----------------------------------|-----------------------------|
| 回数   | ⑦ 開催期日              | ⑧ 会場 | ⑨ 研修テーマ   | ⑩ 講師等                             | ⑪ 研修方法※                     |
| 1    | 平成30年4月～<br>平成31年3月 | 各所属  | ・人権尊重の理念、人権問題の本質、人権行政の動向、同和問題、女性、子ども、外国人、障害のある人等、個別の様々な人権問題の現状・課題等について、現場の現状に即してテーマを設定。 | 各所属の人権問題職場研修指導者等の庁内講師及び学識経験者等外部講師 | 講義、ワークショップ、現地研修、その他(DVD上映等) |

| 評価                   |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマの選定については、同和問題、女性、子ども、外国人（ヘイトスピーチ）、障害者、高齢者、インターネットと人権、ハラスメントなど各職場において、様々な人権問題から業務に関連の深い身近な課題まで多岐にわたるテーマを設定し、実施している。</li> <li>・また、人権問題職場研修指導者等が受研した内容を基に、本人が講師となって研修を行うなどの取組も行われている。</li> <li>・研修手法については、グループ討議、ワークショップ、フィールドワークなど様々な参加型手法の活用も見られる。</li> </ul> |
| ⑬ 参加状況について           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部局等の集合研修については、より多くの職員が参加できるよう2回以上実施するなど、それぞれの職場で開催方法等を工夫しており、計72回、延べ5, 412人の職員が参加している。</li> </ul>   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの職務や地域の実情に関連した課題など様々な視点からテーマを取り上げるとともに、参加・体験型手法や映像資料も活用しながら研修を実施し、人権問題への正しい理解と認識を深めている。</li> <li>・各職場からは、外部講師の選定や研修企画能力、参加型研修の実践能力向上のための情報提供の要望もあり、一層効果的な研修のため、さらなる工夫が必要である。</li> </ul>   |

【府民生活部（現危機管理部）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |      |
|------------------|---|----------|------|
| ① 事業名            | 消防職員 初任教育及び幹部教育   | ② 担当課（室） | 消防学校 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標に基づき、本校においても消防職員の初任教育及び幹部教育に人権教育を取り入れ、消防職員の人権問題に対する正しい理解と知識の向上を図ることを目的に実施している。 |          |      |
| ④ 対象者            | 消防職員（初任科：66名、初級幹部科：16名）   | ⑤ 参加者数※  | 82名  |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○有 ・ 無  |          |      |

| 実施状況 |             |      |              |                   |            |
|------|-------------|------|--------------|-------------------|------------|
| 回数   | ⑦ 開催期日      | ⑧ 会場 | ⑨ 研修テーマ      | ⑩ 講師等             | ⑪ 研修方法※    |
| 1    | 平成30年5月23日  | 消防学校 | 手話研修について     | 京都市手話講師派遣センター（6名） | 講義、手話体験    |
| 2    | 平成30年10月29日 | 消防学校 | 生活の中で気づく人権問題 | 京田辺市人権啓発推進課職員（2名） | 講義、ワークショップ |

| 評価                   |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 消防職員が業務を遂行する上で、人権問題について幅広い知識を習得する必要があることから、本校が実施する初任教育及び幹部教育に組み入れ実施した。また、初任教育では、職員が2人1組になって、手話体験をする等、聴覚障害のある方に話かけることを目標とし、幹部教育では、ワークショップ形式でイラストや動画を見てグループ発表をさせることにより、生活の中で人権問題が身近に感じられるような配慮をして、人権問題への理解を促した。 |
| ⑬ 参加状況について           | 消防職員 初任教育生（66名）及び幹部教育 中級幹部科受講生（16名）   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | アンケート結果は、ほとんどが理解しやすかったと回答を得た。また、講義方法についても、手話体験やワークショップ形式を取り入れるなど、さまざまな工夫を行った結果、今後の消防業務を遂行する上で大いに役立つ研修であるという意見が多かった。   |

【総務部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |        | 実施時期 | 概要   |
|----------------|--------|------|--|
| 個人情報保護推進事業     |        | 随時   | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>個人情報保護制度に係る啓発の実施</p> <p>(2) 内 容<br/>○事業種別 啓発</p> <p>○対象者及びその数、テーマ等、事業規模</p> <p>①府ホームページ等における啓発<br/>・京都府の個人情報保護制度の概要、運用状況及び個人情報保護法の制度等</p> <p>②府の担当者に対する研修・啓発<br/>・京都府の個人情報保護制度の概要及び個人情報の取扱いに当たっての留意点等<br/>ア 新規採用職員研修（京都府職員研修・研究支援センター 約140名出席）<br/>イ 新規採用臨時職員等研修（京都府職員研修・研究支援センター 約40名出席）<br/>ウ 文書主任研修（京都府職員研修・研究支援センター及び京都府舞鶴総合庁舎 約60名出席）</p> <p>(3) 評 価<br/>個人情報の漏えい等の事案が連日報道される中、府においても複数の事案が発生しているところであり、個人情報の保護の重要性と適切な利活用について、引き続き職員等に周知を図ることが課題である。<br/>今後とも各種研修等の機会を活用し、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）に基づく個人情報の適正な取扱いについて周知することとする。</p> |
| 担当課（室）         | 政策法務課  |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |        |      |  |
| 人権教育・啓発の場      |        |      |  |
| 特定職業従事者        |        |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法 |      |  |
| 解決に資する人権問題等    |        |      |  |
| 社会情勢の変化等による課題  |        |      |  |

【総務部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                     |                      | 実施時期 | 概要  |
|-------------------------|----------------------|------|---|
| 北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業 |                      | 通 年  | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進するもの</p> <p>(2) 内 容<br/>○事業種別 広報・啓発<br/>○テーマ等</p> <p>1 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）における啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府庁において啓発パネルを展示</li> <li>・府庁旧本館をブルーにライトアップ</li> <li>・府民だより、ラジオ、京都駅前電光掲示板等による周知</li> <li>・法務省作成の啓発週間周知ポスターの掲示</li> <li>・北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスターの提出及び配架</li> </ul> <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府ホームページによる周知</li> <li>・「京都ヒューマンフェスタ2018」での啓発パネルの展示</li> <li>・国の拉致問題対策本部作成の拉致問題啓発ポスターの掲示</li> <li>・人権強調月間にあわせて4総合庁舎において啓発パネルを展示</li> </ul> <p>3 評 価<br/>拉致問題解決のためには、国民一人一人が関心を持ち続けることが重要であり、拉致問題の現状や解決に向けた取り組みについて、府民への啓発を継続して行うことが必要。</p> |
| 担当課（室）                  | 総務調整課                |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等          |                      |      |   |
| 人権教育・啓発の場               |                      |      |   |
| 特定職業従事者                 |                      |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策            | ③効果的な手法による人権教育・啓発の実施 |      |   |
| 解決に資する人権問題等             |                      |      |   |
| さまざまな人権                 |                      |      |   |

| 事業名            |                      | 実施時期 | 概要   |
|----------------|----------------------|------|--|
| 府公用封筒による啓発     |                      | 通 年  | <p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>(2) 内 容<br/>○事業種別 啓発<br/>○テーマ等 【標語】「知ろう 守ろう 考えよう みんなの人権」を府公用封筒に印刷<br/>○事業規模 【数量】年間598,900枚</p> <p>(3) 評 価<br/>京都府の人権に係る取組について、不特定多数の者にアピールすることができた。</p> |
| 担当課（室）         | 入札課                  |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |                      |      |  |
| 人権教育・啓発の場      |                      |      |  |
| 特定職業従事者        |                      |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   | ③効果的な手法による人権教育・啓発の実施 |      |  |
| 解決に資する人権問題等    |                      |      |  |

【政策企画部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                        |            | 実施時期 | 概要  |
|----------------------------|------------|------|---|
| 公益財団法人世界人権問題研究センター<br>運営助成 |            | 通年   | <p>公益財団法人 世界人権問題研究センターの運営に対して助成する。</p> <p>[センターの目的]<br/>人権問題について世界的視野に立った調査・研究を行い、広範な学問分野で研究機関・研究者と連携交流を促進することにより、国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的とする。</p> <p>[センターが行う主な事業]<br/>                     (1) 人権問題に関する調査・研究及び国際的な学術交流の推進<br/>                     (2) 人権問題に関する文献・資料等の収集と提供<br/>                     (3) 研究成果の公表のための図書の刊行及び講演会の開催等<br/>                     (4) その他法人の目的の達するために必要な事業</p> |
| 担当課(室)                     | 企画総務課      |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等             |            |      |   |
| 人権教育・啓発の場                  | 地域社会       |      |   |
| 特定職業従事者                    |            |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策               | 調査・研究成果の活用 |      |   |
| 解決に資する人権問題等                |            |      |   |
| 人権全般                       |            |      |   |

【府民生活部（現府民環境部）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |                                    | 実施時期 | 概要  |
|----------------|------------------------------------|------|---|
| 犯罪被害者等支援活動推進費  |                                    |      | <p>〔事業の目的・概要〕<br/>           社会全体で犯罪被害者等をサポートできる環境づくりを推進するため、サポートチームによる総合的な支援と併せ、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制の充実</p> <p>〔内容〕</p> <p>①市町村の相談窓口の充実と担当者の資質向上<br/>           ○犯罪被害者等支援施策担当者市町村研修会（2回）、<br/>           ○対象者：市町村担当者等（各市町村1名×26市町村）</p> <p>②生命のメッセージ展in京都（11/18 京都テルサで開催）<br/>           ○対象者：京都府民 参加者数：520名</p> <p>③ホンデリング・プロジェクト<br/>           ◆府職員等の犯罪被害者等支援に係る理解の促進と意識の向上を図ることを目的に実施。<br/>           書籍等の寄贈を募り、寄贈された書籍等を専門業者に売却し、売却代金を京都犯罪被害者支援センターに寄付する<br/>           ○場所：京都府庁内4ヶ所、広域振興局・地域総務室等11ヶ所<br/>           ○対象者：府職員等<br/>           ○寄付点数 3,328冊、寄附金額 86,184円</p> <p>④中高生等を対象とした「いのちを考える教室」の実施<br/>           ○講演テーマ等 中学・高校等での講演会・グループ討議<br/>           講師：京都府犯罪被害者サポートチーム 岩城コーディネーター<br/>           犯罪被害者遺族 青木 和代<br/>           ○会場：中学校、高等学校 計16校 16回<br/>           ○対象者：府内の中高生、保護者、教職員 参加者：3,529人</p> <p>⑤公益社団法人京都犯罪被害者支援センターへの支援</p> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者研修会については、異動により定期的に担当者が変わるため、引き続き定期的に開催し、実りある研修に向けてテーマの選定等にも工夫をしていく。</li> <li>・広報啓発については、多くの府民に命の尊さ・大切さを感じていただくとともに犯罪被害者や交通事故等により被害に遭われた方々等の現状や被害者支援の重要性への理解を深めることができた。</li> <li>・いのちを考える教室については、趣旨に賛同し繰り返し開催する学校がある一方、実施したことのない学校もまだあり、引き続き事業の浸透を図っていく。</li> </ul> |
| 担当課（室）         | 安心・安全まちづくり推進課                      |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |                                    |      |   |
| 人権教育・啓発の場      | 学校・地域社会                            |      |   |
| 特定職業従事者        | 教職員・社会教育関係職員<br>警察職員・公務員           |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法<br>相談機関連携充実<br>国・市町村・民間との連携 |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |                                    |      |   |
| 犯罪被害者等         |                                    |      |   |

| 事業名            |           | 実施時期 | 概要   |
|----------------|-----------|------|--|
| 男女共同参画審議会開催費   |           | 通 年  | <p>[概要]<br/>京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「KY〇のあけぼのプラン（第3次）後期施策－京都府男女共同参画計画－」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき施策を総合的かつ円滑に推進</p> <p>[内容]<br/>・男女共同参画審議会の開催（審議会1回）<br/>・男女共同参画推進本部推進員会議の開催（1回）<br/>・男女共同参画に関する意見交換会の開催（1回）</p> <p>[評価]<br/>社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、平成27年度に施策の見直しを行った、「KY〇のあけぼのプラン（第3次）後期施策」に基づく取組をスタートさせ、女性の人権侵害対策やDV被害者の支援等を審議した。</p> |
| 担当課（室）         | 男女共同参画課   |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |           |      |  |
| 人権教育・啓発の場      | すべての項目を包括 |      |  |
| 特定職業従事者        | 〃         |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 〃         |      |  |
| 解決に資する人権問題等    |           |      |  |
| 人権全般           |           |      |  |

【府民生活部（現府民環境部）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |              | 実施時期 | 概要   |
|----------------|--------------|------|--|
| 京都ウイメンズベース事業費  |              | 通年   | <p>〔概要〕</p> <p>「輝く女性応援京都会議」のもと、労働局・府・京都市・経済団体が一体となって運営する女性活躍支援拠点「京都ウイメンズベース」において、中小企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を重点的に支援</p> <p>1 京都ウイメンズベース</p> <p>(1) 開設日時・場所<br/>平成28年8月26日開設、京都御池第一生命ビル8F</p> <p>(2) 運営主体・事務局<br/>輝く女性応援京都会議（事務局：京都労働局・京都府・京都市・京都商工会議所）</p> <p>(3) センター長 中西 たえ子（京都商工会議所女性会直前会長）</p> <p>2 実施事業</p> <p>(1) 「女性活躍・WLB企業応援チーム」による中小企業支援<br/>社会保険労務士やキャリア・コンサルタントの資格を持つ「女性活躍・WLB推進マネージャー」により構成される「女性活躍・WLB推進企業応援チーム」が、中小企業に対して、「女性活躍推進法」に基づく事業主行動計画の策定と実行、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証の取得に向けた取組を支援</p> <p>(2) 京都ウイメンズベース・アカデミー<br/>企業や社員が集い、研修・交流・政策立案・実践を行う場として、「京都ウイメンズベースアカデミー」を運営。管理職・人事担当者・女性社員・学生等あらゆる層を対象とした女性活躍研修、メンター（先輩）×メンティ（後輩）マッチング支援、新たな課題への対応策を研究する「京都ウイメンズベースラボ」事業、企業の中核人材となる女性の育成研修を目的とした女性中核人材育成研修、スキルを持ちながら離職した女性に対する、大学と連携した京都版リカレント（学び直し、再就職支援）の実施</p> <p>(3) 輝く女性応援京都会議の運営<br/>平成28年3月に策定した「京都女性活躍応援計画」に掲げる取組の実施状況の点検・評価、新たな取組等の検討</p> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の女性社員のキャリア意識の向上、企業の枠組を超えた交流機会の創出に寄与</li> <li>・在宅勤務等の女性活躍・働き方改革に有用な新たな制度の導入を支援</li> </ul> |
| 担当課（室）         | 男女共同参画課      |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |              |      |  |
| 人権教育・啓発の場      | 企業・職場        |      |  |
| 特定職業従事者        |              |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 国・市町村・民間との連携 |      |  |
| 解決に資する人権問題等    |              |      |  |
| 女性             |              |      |  |

【府民生活部（現府民環境部）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |         | 実施時期 | 概要  |
|----------------|---------|------|---|
| 輝く地域女性活躍推進事業費  |         | 通 年  | <p>[概要]</p> <p>「輝く女性応援京都会議（地域会議）」を各広域振興局ごとに運営し、地域における女性活躍支援体制を構築するとともに、市町村をはじめ多様な団体の交流や取組により、府内全域において女性の活躍の場を創出</p> <p>[地域会議構成団体]</p> <p>・府・市町村・女性団体・商工団体・農林水産団体・NPO 等</p> <p>[設立日]</p> <p>・山城地域会議 平成30年2月16日<br/>         ・乙訓地域会議 平成29年12月18日<br/>         ・南丹地域会議 平成29年10月24日<br/>         ・中丹地域会議 平成30年2月10日<br/>         ・丹後地域会議 平成29年12月9日</p> <p>[内 容]</p> <p>・地域会議の開催<br/>         ・市町村、商工団体、大学等との連携によるネットワークの形成及び新たな取組の創出</p> <p>[対 象]</p> <p>京都府民</p> <p>[評 価]</p> <p>各地域の課題について意見交換がなされるとともに、会議の出席団体間につながりが形成され、地域における女性活躍の促進に寄与した。</p> |
| 担当課（室）         | 男女共同参画課 |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |         |      |   |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会    |      |   |
| 特定職業従事者        |         |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法  |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |         |      |   |
| 女性             |         |      |   |

【府民生活部（現府民環境部）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |            | 実施時期 | 概要  |
|----------------|------------|------|---|
| 輝く女性応援補助事業費    |            | 通年   | <p>〔概要〕<br/>すべての女性が輝く京都づくりを推進するため、地域・家庭・職場で女性が輝くための取組経費に対する補助</p> <p>（1）補助対象者<br/>女性が輝くための取組を提案するグループ、企業（地域・家庭）<br/>事業主行動計画を策定した中小企業（職場）</p> <p>（2）補助件数<br/>（i）地域の女性が輝くための取組への助成（補助率3/4） 助成件数：10件<br/>（ii）職場の女性が輝くための取組への助成（補助率1/2） 助成件数：8件</p> <p>〔評価〕<br/>女性の活躍を推進する団体に対して活動を支援することにより、地域や職場における女性活躍への機運を高めた。</p>   |
| 担当課（室）         | 男女共同参画課    |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |            |      |   |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会、企業・職場 |      |   |
| 特定職業従事者        |            |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   |            |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |            |      |   |
| 女性             |            |      |   |
| 事業名            |            | 実施時期 | 概要  |
| マザーズジョブカフェ推進費  |            | 通年   | <p>〔概要〕<br/>子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業相談、保育相談、職業紹介など女性の就職を総合的に支援するマザーズジョブカフェの運営<br/>利用者数：延べ23,155人 就職内定者：1,355人</li> <li>・就職活動中で保育を必要とされる方への一時預かり</li> <li>・北京都ジョブパークマザーズジョブカフェの運営、巡回相談の実施<br/>利用者数：延べ3,156人 就職内定者221人</li> <li>・ママ再就職フェアの実施 来場者数：33人 参加企業：30社</li> <li>・再就職に向けた、仕事と子育ての両立に役立つ情報の提供やパソコン講座等を実施</li> </ul> <p>〔評価〕<br/>子育て期を中心とした女性の就業支援施設として、女性の再就職及び仕事と家庭の両立に寄与している。</p> |
| 担当課（室）         | 男女共同参画課    |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |            |      |   |
| 人権教育・啓発の場      |            |      |   |
| 特定職業従事者        |            |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   |            |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |            |      |   |
| 女性             |            |      |   |

【府民生活部（現府民環境部）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |         | 実施時期 | 概要  | 要 |
|----------------|---------|------|---|---|
| 保育ルーム設置促進事業費   |         | 通 年  | <p>〔概要〕<br/>乳幼児を持つ女性等の社会参画を促進するため、京都府が実施する行催事等に「保育ルーム」を設置</p> <p>〔内容〕<br/>・対象行事 府主催（府が団体等に委託して実施するものを含む。）の講演会、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育ルームの申込みを受け付ける事業<br/>・対象施設 事業実施担当課が実施会場に保育ルームを確保</p> <p>〔対象〕<br/>各イベント参加者</p> <p>〔設置件数〕<br/>305件（参考：29年度 244件）</p> <p>〔託児数〕<br/>932人（参考：29年度 893人）</p> <p>〔評価〕<br/>乳幼児を持つ女性が就職支援講座・セミナーを受講する際に利用する等、女性の就業支援の充実をはじめ、社会参画に寄与している。</p> |   |
| 担当課（室）         | 男女共同参画課 |      |   |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |         |      |   |   |
| 人権教育・啓発の場      |         |      |   |   |
| 特定職業従事者        |         |      |   |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   |         |      |   |   |
| 解決に資する人権問題等    |         |      |   |   |
| 女性             |         |      |   |   |

| 事業名             |         | 実施時期 | 概要  | 要 |
|-----------------|---------|------|---|---|
| 男女共同参画センター運営助成費 |         | 通 年  | <p>〔概要〕<br/>男女共同参画推進条例、KY0のあけぼのプラン（第3次）に基づき、男女共同参画社会づくりを推進する拠点として、京都府男女共同参画センターの運営及び交流、相談事業等に対して助成</p> <p>〔評価〕<br/>男女共同参画推進条例に基づく拠点として、女性の起業・NPO創設などのチャレンジ支援に関する事業や関係団体等の交流支援、また、男女共同参画の視点での防災支援事業など、府における男女共同参画の推進に寄与している。</p> |   |
| 担当課（室）          | 男女共同参画課 |      |   |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等  |         |      |   |   |
| 人権教育・啓発の場       |         |      |   |   |
| 特定職業従事者         |         |      |   |   |
| 人権教育・啓発の推進方策    |         |      |   |   |
| 解決に資する人権問題等     |         |      |   |   |
| 女性              |         |      |   |   |

【府民生活部（現府民環境部）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |         | 実施時期 | 概要   |
|----------------|---------|------|--|
| 情報提供事業費        |         | 通年   | <p>〔概要〕<br/>京都府男女共同参画センターの情報提供機能等を充実</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野で活躍する女性や男女共同参画に関する講演等が可能な人材情報の提供等</li> <li>・男女共同参画社会づくりのための情報発信（チラシ、HP、メールマガジン等</li> <li>・男女共同参画に関する資料等の収集、発信</li> </ul> <p>〔評価〕<br/>府民の人権についての学習機会の確保に寄与した。</p> |
| 担当課（室）         | 男女共同参画課 |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |         |      |  |
| 人権教育・啓発の場      |         |      |  |
| 特定職業従事者        |         |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   |         |      |  |
| 解決に資する人権問題等    |         |      |  |
| 女性             |         |      |  |

【府民生活部（現府民環境部）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |          | 実施時期 | 概要  |
|----------------|----------|------|---|
| 女性相談事業費        |          | 通年   | <p>〔概要〕<br/>女性が抱える様々な問題解決のためのアドバイスや、女性が生活する上で直面する女性に関する問題、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談（夫婦、親子関係、地域の人間関係、DV等、女性が生活の中で直面する悩みの相談）<br/>（電話、面接：各週5回実施）（実績：827件、前年度：1,075件）</li> <li>・労働相談（待遇や労働条件、セクハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談）<br/>（電話、面接：各週5回実施）（実績：1,379件、前年度：1,486件）</li> <li>・女性のための法律相談（DV、離婚等、身近な法律上の問題についての相談）<br/>（面接：月2回実施）（実績：73件、前年度：81件）</li> <li>・女性のためのカウンセリング（性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート）<br/>（面接：週1回実施）（実績：109件、前年度：105件）</li> </ul> <p>〔会場〕<br/>京都府男女共同参画センター</p> <p>〔評価〕<br/>深刻な悩み相談も多く、引き続き相談やカウンセリングを実施していく必要がある。<br/>また、相談内容を踏まえ、支援については京都ジョブパークマザーズジョブカフェや京都府家庭支援総合センター等の関係機関とも連携しながら対応し、女性の悩みの解決と社会参画に寄与している。</p> |
| 担当課（室）         | 男女共同参画課  |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |          |      |   |
| 人権教育・啓発の場      |          |      |   |
| 特定職業従事者        |          |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 相談機関連携充実 |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |          |      |   |
| 女性             |          |      |   |

【府民生活部（現府民環境部）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                   |               | 実施時期 | 概要   |
|-----------------------|---------------|------|--|
| ドメスティック・バイオレンス対策事業費   |               | 通年   | <p>〔概要〕<br/>DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者支援や防止対策のため、徹底的な普及啓発活動や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施</p> <p>〔内容〕<br/>○DV被害者自立支援グループワーク<br/>参加者：府南部地域で3回×2クール実施 41名<br/>府北部地域で3回×1クール実施 15名（計56名）<br/>○DV啓発講座<br/>参加者：府南部地域で1回実施 43名<br/>府北部地域で1回実施 23名（計66名）<br/>○相談ネットワーク会議<br/>2回開催<br/>○集中啓発活動の実施<br/>平成30年度「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」（11月12日～25日）として、パープルリボンキャンペーン2018（京都駅前街頭啓発を行うとともに、京都タワー及び京都府庁を紫色にライトアップし、配偶者等に対する暴力の根絶を呼びかけ）や、府内一斉街頭啓発を実施。<br/>○DV啓発資料の作成・配布<br/>デートDV啓発冊子「ずっとシアワセでいるために」約28,000部作成。<br/>○DV防止啓発ニュースの作成・配布<br/>27,000部作成。府内各市町村、関係機関等に配布。<br/>○配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議<br/>全体会議1回、実務者会議3回開催、シンポジウム1回開催</p> <p>〔評価〕<br/>各種DV啓発資料を活用した取組が、府民へのDVに対する理解につながっている。また、参加者の孤立感・自責感の軽減や他者への信頼感の回復、DVに関する正しい理解の促進などの効果があった。このような取組は、被害者の心理的ケア、自立支援の一助となっている。</p> |
| 担当課（室）                | 男女共同参画課       |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等        |               |      |  |
| 人権教育・啓発の場             | 地域社会          |      |  |
| 特定職業従事者               |               |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策          | 資料等の整備、効果的な手法 |      |  |
| 解決に資する人権問題等           |               |      |  |
| 女性、子ども、高齢者、外国人、犯罪被害者等 |               |      |  |

【府民生活部（現府民環境部）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                         |         | 実施時期 | 概要   |
|-----------------------------|---------|------|--|
| 高年齢者等雇用環境整備事業費<br>(内職者団体補助) |         | 通 年  | <p>〔概要〕<br/>内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成</p> <p>〔助成対象〕<br/>5団体</p> <p>〔評価〕<br/>内職者の労働条件の向上と生活安定に寄与した。</p> |
| 担当課（室）                      | 男女共同参画課 |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等              |         |      |  |
| 人権教育・啓発の場                   |         |      |  |
| 特定職業従事者                     |         |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策                |         |      |  |
| 解決に資する人権問題等                 |         |      |  |
| 女性                          |         |      |  |

| 事業名            |         | 実施時期 | 概要   |
|----------------|---------|------|--|
| 地域団体育成費        |         | 通 年  | <p>〔概要〕<br/>府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワークづくり事業等に対して助成</p> <p>〔助成対象〕<br/>5団体</p> <p>〔評価〕<br/>広域的な活動を行う女性団体の各種事業に助成することにより、女性団体のみならず、広く府民の人権意識の高揚に寄与している。</p> |
| 担当課（室）         | 男女共同参画課 |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |         |      |  |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会    |      |  |
| 特定職業従事者        |         |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   |         |      |  |
| 解決に資する人権問題等    |         |      |  |
| 女性             |         |      |  |

【府民生活部（現府民環境部）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                |         | 実施時期   | 概要   |
|--------------------|---------|--------|--|
| KYOのあけぼのフェスティバル開催費 |         | 10月20日 | <p>〔概要〕<br/>男女共同参画社会の実現と、男女共同参画に関する府民の意識の高揚を図るため、講演やワークショップ、バザール等を実施<br/>また、女性の能力発揮を促すための顕彰事業を実施</p> <p>〔内容〕<br/>・活動事例発表「30周年記念シンポジウム」<br/>今くるよ氏、村田 吉弘氏、京都府知事<br/>・京都府あけぼの賞表彰式<br/>・ワークショップ<br/>・あけぼのバザール<br/>・ミニライブ ほか</p> <p>〔会場〕<br/>京都テルサ</p> <p>〔参加者〕<br/>約1,500人</p> <p>〔評価〕<br/>男女共同参画社会の実現に向けて、女性を中心とする幅広い府民の参加と協働によるフェスティバルを開催し、男女共同参画の具体的なイメージの浸透を図るとともに、人権意識の高揚に寄与した。ワーク・ライフ・バランスや食育等、男女共同参画による豊かな地域社会づくりについて多様な視点から企画・開催した結果、高校から中高年齢層までの幅広い世代の参加者の交流やネットワークの拡大強化を図ることができた。<br/>今後も引き続き、若年代や男性の参加を一層促進する企画内容を実施していく。</p> |
| 担当課（室）             | 男女共同参画課 |        |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等     |         |        |  |
| 人権教育・啓発の場          |         |        |  |
| 特定職業従事者            |         |        |  |
| 人権教育・啓発の推進方策       | 効果的な手法  |        |  |
| 解決に資する人権問題等        |         |        |  |
| 女性                 |         |        |  |

【府民生活部（現府民環境部）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                        |         | 実施時期           | 概要   |
|----------------------------|---------|----------------|--|
| 女性リーダー育成事業費<br>(京都府女性の船事業) |         |                |  |
| 担当課(室)                     | 男女共同参画課 |                |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等             |         | 8月25日          | <p>〔概要〕<br/>地域づくり・NPO活動等に関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワーク構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍する女性リーダーを育成</p> <p>〔内容〕<br/>事前研修(京都市内)<br/>課題別グループ学習 など</p> <p>現地研修(船内及び北海道) ※北海道胆振東部地震(9月6日)の影響により現地研修は中止</p> <p>事後研修(京都市内)<br/>船内で行う予定であった課題別グループ学習、全体発表・意見交換会を実施</p> <p>〔参加者〕<br/>69人</p> <p>〔評価〕<br/>府内各地域で活動している女性が、男女共同参画社会の形成に向けた諸課題について学習・交流を深め、さらに個人や団体間のネットワークを構築をすることにより、修了後も情報の共有を図ると共に地域で多彩な活動を展開している。修了生で構成される京都府女性の船「ステップあけぼの」加入者が、各地域リーダーとして各地域で地域活動等を実践し、活躍している。</p> |
| 人権教育・啓発の場                  | 地域社会    | 9月7日～<br>9月10日 |  |
| 特定職業従事者                    |         |                |  |
| 人権教育・啓発の推進方策               | 効果的な手法  | 9月29日          |  |
| 解決に資する人権問題等                |         |                |  |
| 女性                         |         |                |  |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名             |                     | 実施時期 | 概要  | 要 |
|-----------------|---------------------|------|---|---|
| 人権啓発イメージソング活用事業 |                     | 通年   | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>世界人権宣言65周年記念として平成25年に制作し、「いじめや虐待などをなくし、お互いを支え合うことの大切さ」を訴える人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」と、平成28年に制作した子ども向けサブソング「えがおのおくりもの」を歌い広める活動を通して、人権尊重精神の浸透を図る。</p> <p>(2) 内容<br/>◆『「世界がひとつの家族のように」広め隊』の活動<br/>〔事業種別〕 イベント開催<br/>〔対象者〕 一般府民<br/>〔内容〕 『「世界がひとつの家族のように」広め隊』によるイメージソングPRイベントの実施等(学生との連携の取組) (実施回数：23回、参加人数：約5,000人)</p> <p>◆人権啓発ユニット派遣事業<br/>〔事業種別〕 他主体との連携（イベント開催）<br/>〔対象者〕 府内市町村<br/>〔内容〕 人権啓発イメージソングなどのミニコンサートや絵本のひろばや塗り絵コーナー、紙芝居の上演、映画の上映等で構成するユニットを、市町村の啓発イベント等へ派遣 (実施回数：5回、参加人数：約600人)</p> <p>(3) 評価<br/>京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」や子ども向けサブソング「えがおのおくりもの」を活用し、音楽をとおして、各地の特色や校種間の特性を活かしながら、人権について考えるきっかけを作るという啓発事業を進めることができた。</p> |   |
| 新規・継続           | 継続                  |      |   |   |
| 担当課（室）          | 人権啓発推進室             |      |   |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等  |                     |      |   |   |
| 人権教育・啓発の場       | 保育所・幼稚園等、学校、地域社会    |      |   |   |
| 特定職業従事者         |                     |      |   |   |
| 人権教育・啓発の推進方策    | 効果的な手法、国・市町村・民間との連携 |      |   |   |
| 解決に資する人権問題等     |                     |      |   |   |
| 人権全般            |                     |      |   |   |

| 事業名                               |         | 実施時期 | 概要  | 要 |
|-----------------------------------|---------|------|---|---|
| 人権啓発ラジオ番組〔FM放送〕<br>「Voice To You」 |         | 通年   | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>主に若者層を対象に、人権について主体的に考える機会を提供することを目的に、若者が主たるリスナーになっているラジオ番組において、音楽アーティスト等が人権にかかわるメッセージを発信するコーナーを放送する。</p> <p>(2) 内容<br/>〔事業種別〕 広報メディア活用<br/>〔対象者〕 一般府民<br/>〔放送局〕 エフエム京都<br/>〔放送内容〕 音楽アーティスト等が人権にかかわりのあるテーマについて、自らの体験や思いをリスナーに語りかけるもの<br/>〔出演者〕 音楽アーティスト等<br/>〔放送回数〕 52回<br/>〔時間枠〕 午後7時15分～7時20分（毎週木曜日）</p> <p>(3) 評価<br/>放送局に特設ブログを設置し、聴取者の意見、反応を把握。「人は支え合いが必要だと感じた。」「自然と手を差しのべられるようにしたい。」など、好意的な意見が多数寄せられている。「アーティストが、自らの体験等から人権について語る」という手法から、情報の専門性よりも、若年層の感性に訴えかけ、人権に対する気付きのきっかけとして意義があると認識。</p> |   |
| 新規・継続                             | 継続      |      |   |   |
| 担当課（室）                            | 人権啓発推進室 |      |   |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等                    |         |      |   |   |
| 人権教育・啓発の場                         |         |      |   |   |
| 特定職業従事者                           |         |      |   |   |
| 人権教育・啓発の推進方策                      | 効果的な手法  |      |   |   |
| 解決に資する人権問題等                       |         |      |   |   |
| 人権全般                              |         |      |   |   |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |         | 実施時期 | 概要  |
|----------------|---------|------|---|
| 人権啓発に関するホームページ |         | 通 年  | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>幅広い府民を対象に、府ホームページ及び人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」で、京都府及び京都人権啓発推進会議の取組に係る情報を提供する。</p> <p>(2) 内 容<br/>〔事業種別〕 広報メディア活用<br/>〔対象者〕 一般府民（主に府内各職場の研修指導者等を想定）<br/>〔掲載内容〕<br/>◆ 府ホームページ<br/>① 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）<br/>② 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の開催状況<br/>◆ 人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」<br/>① 人権啓発事業の案内<br/>② 人権に関する法律・制度等の紹介<br/>③ 人権啓発資料の紹介<br/>④ 相談窓口案内<br/>⑤ 人権啓発イメージソングの紹介<br/>⑥ 京都人権啓発推進会議の取組紹介（イベント、コンクール、ラジオ等）</p> <p>(3) 評 価<br/>○ 平成29年3月に開設した「京都人権ナビ」に人権啓発に関する様々な情報を総合的に掲載。更新も頻繁に実施しており、情報の質・量・鮮度ともに一定の水準を維持。<br/>資料を視覚的に検索しやすく、「京都人権ナビ」を介した啓発冊子の提供、パネル、DVDの貸出等の円滑化に寄与。<br/>○ 今後とも、頻繁な更新により情報の鮮度を維持するとともに、他部局・市町村等が所有する啓発資料の掲載等、掲載内容の充実を図っていくことが必要。</p> |
| 新規・継続          | 継続      |      |   |
| 担当課（室）         | 人権啓発推進室 |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |         |      |   |
| 人権教育・啓発の場      |         |      |   |
| 特定職業従事者        |         |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法  |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |         |      |   |
| 人権全般           |         |      |   |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）  
平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |         | 実施時期 | 概   | 要   |
|----------------|---------|------|---|---|
| 啓発資料等作成・配布     |         |      |   |   |
| 新規・継続          | 一部新規    |      | 人権に関する様々な話題を取り上げた新聞広告記事「人権口コミ情報」を活用した啓発冊子<br>【作成数量】15,000部 【作成時期】2月<br>【主な配布先】市町村、府関係施設、推進会議構成団体  | 講演会・研修会で配付されるなど、各種人権教育・啓発で活用されている。  |
| 担当課（室）         | 人権啓発推進室 |      | じんけんぬりえ<br>幼少者向けに芸術系大学の協力を得て作成した人権尊重に関する啓発資料の配布<br>【作成数量】8,000部 【作成時期】4月・8月<br>【主な配布先】イベント、市町村、学校・幼稚園                                     | イベント等において、配布したり、ブースを設営した際に子どもたちに楽しんでもらったりして活用している。幼児向けの啓発資料として、効果的なアイテムとなっている。                  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |         |      | 啓発ポスター<br>「人権週間」（12月）に人権尊重に係る社会的機運を醸成するため、ポスターコンクール知事賞作品を活用したポスターを作成<br>【作成数量】2,400部 【作成時期】11月<br>【主な配布先】市町村・府関係施設、推進会議構成団体、学校・商業施設、府内各駅等 | 毎年、多くの学校から多数の作品が応募されている。作品の中には、色使いや構成の工夫だけでなく、「思いやり」をテーマとしたメッセージ性の強い作品も多数見られる。                  |
| 人権教育・啓発の場      |         |      | 人権カレンダー（点字版）<br>人権擁護ポスターコンクール優秀作品を活用した月めくり壁掛けカレンダー（点字併用）<br>【作成数量】3,400部 【作成時期】11月<br>【主な配布先】市町村・府関係施設、障害児（者）施設、推進会議構成団体、学校・入賞者           | 小・中・高校生が制作した作品が活用されていることによる「親しみやすさ」とともに、児童・生徒が点字に触れ、学ぶことのできる身近な教材として活用されている。                    |
| 特定職業従事者        |         |      | 同和問題と人権～部落差別のない社会へ～<br>同和問題（部落差別）の概要、これまでの取組経過、現状・課題等について解説したパンフレット<br>【作成数量】3,000部 【作成時期】3月<br>【主な配布先】市町村・府関係施設、推進会議構成団体                 | 同和問題（部落差別）に関する正しい情報の発信を目的に平成29年度作成。内容や表現については、新たな差別を生まないこと等部落差別解消法附帯決議にも配慮。追加配布の希望が多かったため、増刷した。 |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 資料等の整備  |      | 京都府人権相談窓口<br>人権に関わる相談窓口周知のためのパンフレット<br>【作成数量】6,000部 【作成時期】3月<br>【主な配布先】市町村、府関係施設  | 人権に関わる様々な場面と目的に応じた相談窓口の周知に活用されており、人権侵害の未然防止や被害の救済・回復に役立っている。                                    |
| 解決に資する人権問題等    |         |      |   |   |
| 人権全般           |         |      |   |   |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）  
平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |                         | 実施時期           | 概要   | 要 |
|----------------|-------------------------|----------------|--|---|
| 街頭啓発           |                         | 8月<br>(人権強調月間) | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>人権強調月間及び人権週間を機に、人権尊重に関する社会的機運を盛り上げることを目的として、国、府内全市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等と連携して、府内各地で街頭啓発を実施する。</p> <p>(2) 内 容<br/>〔事業種別〕 周知・啓発      〔対 象 者〕 一般府民<br/>〔実施概要〕<br/>京都府内各所で啓発物品配布等を実施<br/>○実施箇所数…133箇所（8月：68箇所、12月：65箇所）<br/>○参加者数 …延べ約1,259人（8月：約644人、12月：約615人）<br/>○配布物品 …8月：ウェットティッシュ等、12月：2色ペン等</p> <p>(3) 評 価<br/>府内全域において、国や市町村など関係行政機関と経済団体・福祉関係団体が広く連携し、府民に人権尊重の理念を直接訴えかける取り組みとして意義があり、人権尊重に係る社会的機運を醸成することに役立っている。<br/>メイン会場である京都駅前では、人権啓発イメージソングの合唱や大学生等（広め隊）の自主的な取組（ハートフルコンサート）を併せて行い、駅利用者に対してより積極的に「人と人とのつながりの大切さ」を訴えかけた。</p> |   |
| 新規・継続          | 継続                      |                |  |   |
| 担当課（室）         | 人権啓発推進室                 |                |  |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |                         |                |  |   |
| 人権教育・啓発の場      |                         |                |  |   |
| 特定職業従事者        |                         |                |  |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法、<br>国・市町村・民間との連携 |                |  |   |
| 解決に資する人権問題等    |                         |                |  |   |
| 人権全般           |                         |                |  |   |

| 事業名            |         | 実施時期         | 概要   | 要 |
|----------------|---------|--------------|--|---|
| 新聞意見広告         |         | 5月<br>(憲法週間) | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「憲法週間」、「人権強調月間」、「人権週間」に人権を尊重することの大切さなどを訴えかけるため、新聞に啓発記事を掲載する。</p> <p>(2) 内 容<br/>〔事業種別〕 広報メディア活用<br/>〔対 象 者〕 一般府民<br/>〔掲載内容〕 人権尊重に関するメッセージ、人権相談開催告知 など<br/>・5月：【子ども】 児童虐待をなくすこと。それは子どもも大人も守ることである。<br/>・8月：【性同一性障害、性的指向】 大きくなったとき、お互いに愛をはぐくむ相手は、どんなひとだろう。<br/>・12月：【全般】 世界人権宣言70周年<br/>〔掲載紙等〕<br/>・5月（憲法週間）： 京都新聞（15段）<br/>・8月（人権強調月間）： 京都新聞（15段）、朝日・毎日・読売・産経（5段）<br/>・12月（人権週間）： 京都新聞（15段）、朝日・毎日・読売・産経（5段）</p> <p>(3) 評 価<br/>○府民だよりと並んで、人権に関する情報を広範囲の府民（世帯）に直接届けることができる機会。<br/>市町村には実施困難な広域啓発。<br/>○平成30年度は、世界人権宣言70周年のロゴマークを挿入して制作。</p> |   |
| 新規・継続          | 継続      |              |  |   |
| 担当課（室）         | 人権啓発推進室 |              |  |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |         |              |  |   |
| 人権教育・啓発の場      |         |              |  |   |
| 特定職業従事者        |         |              |  |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法  |              |  |   |
| 解決に資する人権問題等    |         |              |  |   |
| 人権全般           |         |              |  |   |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）  
平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名             |         | 実施時期          | 概要  |
|-----------------|---------|---------------|---|
| 新聞意見広告〔人権口コミ情報〕 |         | 12月<br>(人権週間) | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>「人権週間」の啓発事業として、幅広い府民を対象に、人権について考える題材を提供するため、様々な人権に関する身近な話題を取り上げ、(公財)世界人権問題研究センターの協力を得て有識者の解説を加えた記事(全7話)を新聞に連載する。</p> <p>(2) 内 容<br/>〔事業種別〕 広報メディア活用<br/>〔対象者〕 一般府民(京都新聞購読数:約45万5000部)<br/>〔掲載内容〕 時々の身近な人権に関わる話題を中心にテーマを選定<br/>①【同和問題】いわゆる「土地差別調査問題」について<br/>②【女性】医学部入試における女性差別<br/>③【子ども】子どもの声を聴く<br/>④【患者等】HIV感染症<br/>⑤【障害のある人】聞こえの共生社会づくり条例<br/>⑥【インターネット社会】ネット社会と子どもたち<br/>⑦【全般】世界人権宣言70周年を迎えて<br/>〔掲載期間〕 人権週間(12/4~10)の京都新聞朝刊に掲載(各話2段)</p> <p>(3) 評価<br/>○ 新聞を活用した啓発に加え、記事内容を掲載した啓発資料「人権口コミ講座20」を作成し、さまざまな機会に啓発に活用。</p> |
| 新規・継続           | 継続      |               |   |
| 担当課(室)          | 人権啓発推進室 |               |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等  |         |               |   |
| 人権教育・啓発の場       |         |               |   |
| 特定職業従事者         |         |               |   |
| 人権教育・啓発の推進方策    | 効果的な手法  |               |   |
| 解決に資する人権問題等     |         |               |   |
| 人権全般            |         |               |   |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）  
平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                                |  | 実施時期  | 概要  |     |     |                           |                        |                                |  |                     |                      |
|------------------------------------|--|-------|---|-----|-----|---------------------------|------------------------|--------------------------------|--|---------------------|----------------------|
| 人権啓発ラジオコーナー番組〔AM放送〕<br>「ほっかほか人権情報」 |  | 8～10月 | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>情報ワイド番組のパーソナリティと人権問題の解決に取り組むNPO関係者や学識経験者等の対談を通じて、人権問題の現状や課題、解決へ向けた方策等について、情報発信する。</p> <p>(2) 内 容<br/>〔事業種別〕 広報メディア活用<br/>〔対象者〕 一般府民<br/>〔放送局〕 KBS京都<br/>〔放送内容〕 人権に関する正しい知識や最新の情報についての解説<br/>〔出演者〕 NPO法人関係者や学識経験者等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出演者</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都にほんごRings<br/>代表 渡部 真理 氏</td> <td>「京都で暮らす外国人への日本語支援について」</td> </tr> <tr> <td>NPO法人Salut(サリュ)<br/>理事長 吉川 陽子 氏</td> <td>「家族を作る、なかまを作る、ものを作る<br/>～心の病を持った女性たちの事業所(サリュ)～」</td> </tr> <tr> <td>NPO法人そら 理事長 地主 明広 氏</td> <td>「『すべての子どもたち』が輝ける社会に」</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔放送回数〕 8/27、9/24、10/29 計3回<br/>〔時間枠〕 午前9時35分～9時45分</p> <p>(3) 評 価<br/>様々な人権問題に取り組んでいる方の取組の内容や新たな人権課題を、NPO法人関係者や学識経験者等と番組パーソナリティとの対談形式の放送形式とすることで、視聴者が聞きやすく身近な問題として考えるきっかけとなった。人権問題の解決へ向け、府民の主体的意識を養うとともに、より多様な活動を取り上げ紹介することも重要。</p> | 出演者 | テーマ | 京都にほんごRings<br>代表 渡部 真理 氏 | 「京都で暮らす外国人への日本語支援について」 | NPO法人Salut(サリュ)<br>理事長 吉川 陽子 氏 | 「家族を作る、なかまを作る、ものを作る<br>～心の病を持った女性たちの事業所(サリュ)～」 | NPO法人そら 理事長 地主 明広 氏 | 「『すべての子どもたち』が輝ける社会に」 |
| 出演者                                | テーマ  |       |   |     |     |                           |                        |                                |  |                     |                      |
| 京都にほんごRings<br>代表 渡部 真理 氏          | 「京都で暮らす外国人への日本語支援について」                         |       |   |     |     |                           |                        |                                |  |                     |                      |
| NPO法人Salut(サリュ)<br>理事長 吉川 陽子 氏     | 「家族を作る、なかまを作る、ものを作る<br>～心の病を持った女性たちの事業所(サリュ)～」 |       |   |     |     |                           |                        |                                |  |                     |                      |
| NPO法人そら 理事長 地主 明広 氏                | 「『すべての子どもたち』が輝ける社会に」                           |       |   |     |     |                           |                        |                                |  |                     |                      |
| 新規・継続                              | 継続   |       |   |     |     |                           |                        |                                |  |                     |                      |
| 担当課（室）                             | 人権啓発推進室  |       |   |     |     |                           |                        |                                |  |                     |                      |
| 人権教育・啓発の対象・手法等                     |  |       |   |     |     |                           |                        |                                |  |                     |                      |
| 人権教育・啓発の場                          |  |       |   |     |     |                           |                        |                                |  |                     |                      |
| 特定職業従事者                            |  |       |   |     |     |                           |                        |                                |  |                     |                      |
| 人権教育・啓発の推進方策                       | 効果的な手法   |       |   |     |     |                           |                        |                                |  |                     |                      |
| 解決に資する人権問題等                        |  |       |   |     |     |                           |                        |                                |  |                     |                      |
| 人権全般                               |  |       |   |     |     |                           |                        |                                |  |                     |                      |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）  
平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名             |                         | 実施時期 | 概要   |
|-----------------|-------------------------|------|--|
| 京都ヒューマンフェスタ2018 |                         | 11月  | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>世界人権宣言70周年記念事業として、幅広い府民を対象に、人権問題について主体的に学ぶ機会を提供することを目的に、親しみやすい人権啓発総合イベントとして人権問題に取り組むNPO法人、大学等と連携して開催する。</p> <p>(2) 内容<br/>〔事業種別〕 イベント開催<br/>〔開催日〕 平成30年11月18日（日）<br/>〔対象者〕 一般府民<br/>〔参加者数〕 5,500人〔目標参加者数〕 4,000人<br/>〔主催〕 京都府・京都人権啓発推進会議・京都人権啓発活動ネットワーク協議会など<br/>京都テルサ（京都市）<br/>〔会場〕<br/>〔内容〕<br/>・「世界人権宣言70周年 京都アピール」発表<br/>・人権擁護啓発ポスターコンクール表彰式、展示会<br/>・新総合計画「府民意見交換会」<br/>・トークショー（【戦場カメラマン 渡部陽一氏】【仮面女子 猪狩ともか氏】）<br/>・子ども向けイベント<br/>・NPO法人等活動紹介（ステージ発表・展示）<br/>・NPO法人共同企画（絵本のひろば、民族衣装体験、フードコート、ボッチャ体験）<br/>・人権相談コーナー<br/>・「生命のメッセージ展 in 京都」、北朝鮮拉致問題パネル展 ほか</p> <p>(3) 評価<br/>世界人権宣言70周年を迎えて「世界人権宣言70周年 京都アピール」を発表。人権問題に取り組むNPO法人等の活動紹介や各ブースにおける対話などをおして、府民が様々な人権問題を自分に関わりのあることとして考える機会を提供することができた。また、集客力のあるキャラクターショーを選定することで、幼児から大人まで幅広い年代層の参加が得られた。アンケート調査の「フェスティバルに参加して、人権問題についての関心や理解は深まりましたか?」という設問において、「大変深まった（17%）」「深まった（68%）」と参加者の85%から高い評価を得ることができた。</p> |
| 新規・継続           | 拡充                      |      |  |
| 担当課（室）          | 人権啓発推進室                 |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等  |                         |      |  |
| 人権教育・啓発の場       | 地域社会                    |      |  |
| 特定職業従事者         |                         |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策    | 効果的な手法、<br>国・市町村・民間との連携 |      |  |
| 解決に資する人権問題等     |                         |      |  |
| 人権全般            |                         |      |  |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）  
平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |                             | 実施時期 | 概要  |
|----------------|-----------------------------|------|---|
| 人権フォーラム        |                             | 1月   | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>人権について正しい知識を発信し、府民の人権擁護意識の高揚を図るため、（公財）世界人権問題研究センターと連携し、人権フォーラムを開催する。</p> <p>(2) 内 容<br/>                     [事業種別] イベント開催<br/>                     [対象者] 一般府民<br/>                     [開催日] 平成31年1月20日（日）<br/>                     [会場] キャンパスプラザ京都（京都市）<br/>                     [内 容] 「性の多様性について考える～だれもが生きやすい社会を目指して～」<br/>                     ① 状況報告「多様な性のあり方と最近の状況について」<br/>                         谷口 洋幸 氏（金沢大学准教授）<br/>                     ② 各大学の取組<br/>                         安食 真城 氏（龍谷大学宗教部課長）<br/>                         山田 創平 氏（京都精華大学准教授）及び 学生3名（京都精華大学）<br/>                     ③ パネルディスカッション<br/>                         コーディネーター：谷口 洋幸 氏（金沢大学准教授）<br/>                         パネリスト：山田 創平 氏（京都精華大学准教授）、及び 学生5名（京都精華大学3名、龍谷大学1名、京都文教大学1名）</p> <p>[参加者] 73名</p> <p>(3) 評 価<br/>LGBT等、性的少数者が直面する困難について府民の理解を深めるとともに、困難の解消に向けた様々な取組に役立てるため、府内大学における取組の状況や、若者の意識等を紹介。参加者へのアンケートでは、91.9%が「大変有意義（55.1%）」「有意義（36.8%）」と回答。</p> |
| 新規・継続          | 継続                          |      |   |
| 担当課（室）         | 人権啓発推進室                     |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |                             |      |   |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会                        |      |   |
| 特定職業従事者        |                             |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 調査・研究成果の活用、<br>国・市町村・民間との連携 |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |                             |      |   |
| さまざまな人権問題      |                             |      |   |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名             |                         | 実施時期         | 概要   |
|-----------------|-------------------------|--------------|--|
| 人権擁護啓発ポスターコンクール |                         | 募集期間<br>7～9月 | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>小・中・高校生を対象に、人権啓発ポスターの制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うことを目的に絵画作品のコンクールを実施する。</p> <p>(2) 内 容<br/>〔事業種別〕 コンクール<br/>〔対象者(応募資格)〕 府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒（約27万人）<br/>〔応募者数〕 4,617人（参加校数 193校）（※29年度 4,519人（参加校数 205校））<br/>〔募集目標〕 5,000人<br/>〔表彰〕 知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞、優秀賞及び佳作<br/>〔その他〕 優秀作品を展示するとともに、啓発資材として作品を活用</p> <p>(3) 評 価<br/>府内の小・中・高校生が、ポスターの制作を通じて基本的人権に関する理解を深め、人権尊重の精神を培う機会とし、「優しさや思いやり」を絵画に表現する学習機会として定着している。毎年多くの学校から多数の作品が寄せられている。入選作品は、啓発資材（人権カレンダーやポスター）として活用。</p> |
| 新規・継続           | 継続                      |              |  |
| 担当課（室）          | 人権啓発推進室                 |              |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等  |                         |              |  |
| 人権教育・啓発の場       | 学校                      |              |  |
| 特定職業従事者         |                         |              |  |
| 人権教育・啓発の推進方策    | 効果的な手法、<br>国・市町村・民間との連携 |              |  |
| 解決に資する人権問題等     |                         |              |  |
| 人権全般            |                         |              |  |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |         |
|------------------|--|----------|---------|
| ① 事業名            | 人権啓発指導者養成研修会   | ② 担当課（室） | 人権啓発推進室 |
| ② 研修設定の意図及び具体的目標 | 職場や地域において人権研修などの人権啓発事業を企画・実施する指導的人材として、基本的な資質を身につけられるよう、京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）に掲げた様々な人権問題について、正しい知識を得るための研修を行う。 |          |         |
| ④ 対象者            | ①府人権啓発指導員及び推進員(122名) ②相談ネットワーク構成機関職員<br>③市町村の管理職相当職員（各1名程度×26市町村）<br>④京都人権啓発推進会議の管理職相当職員（各1名程度×11団体）         | ⑤ 参加者数   | 263人    |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○ 有 ・ 無  |          |         |

| 実 施 状 況 |                    |               |  |  |         |
|---------|--------------------|---------------|--|--|---------|
| 回数      | ⑦ 開催期日             | ⑧ 会場          | ⑨ 研修テーマ  | ⑩ 講師等  | ⑪ 研修方法  |
| 1       | 平成30年7月20日         | 京都府立中丹勤労者福祉会館 | 「エンパワメントー心の源の力の支援ー」  | 岡本工介氏<br>（一般社団法人タウンスペースWAKWAK 事務局長）                      | ワークショップ |
| 2       | 平成30年8月7日          | ルビノ京都堀川       | ①「このまちが好きだから～被差別部落の歴史を持つまちに生まれて～」<br>②『人権の視点から考える多様な性のあり方ー標語「LGBTの権利は人権である」を読み解くー』 | ①藤尾まさよ氏<br>（崇仁発信実行委員会 代表）<br>②谷口洋幸氏<br>（金沢大学国際基幹教育院 准教授） | 講義      |
| 3       | 平成30年8月27日<br>午前の部 | ルビノ京都堀川       | 「エンパワメントー心の源の力の支援ー」  | 岡本工介氏<br>（一般社団法人タウンスペースWAKWAK 事務局長）                      | ワークショップ |
| 4       | 平成30年8月27日<br>午後の部 |               |  |  |         |

| 評 価                 |   |
|---------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について | 人権啓発事業を企画・実施する指導的な人材育成のため、講義方式については、日常の中から身近な差別を考えたり、様々な人権問題についての現状や行政の課題、正確な知識を習得し、今後の人権施策等を考えることを目的に実施し、ワークショップ方式については、人権に関わる様々な課題について自分自身の理解を深めると共に、参加型の研修手法も学べる実践的な参加型研修を実施した。                    |
| ⑬ 参加状況について          | 京都府人権啓発指導員及び推進員の参加者（本年度の研修を1講義でも受講した者）は延べ124名、市町村については延べ47名、京都人権啓発推進会議等その他の団体については延べ92名が参加。   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について | アンケートでは、講演会で回答者の約88%が役立つ内容と答えており、「部落差別を再認識した。」「種々の人権について考えるきっかけとなった。」などの感想が寄せられ、回答者の反応は概ね好評であった。<br>また毎年、ワークショップ方式に対する評価が高い。人権ファシリテーターとして研修会等の進め方を身につけるため、実践的な演習を行うなど、講演会では学べない内容であり、約86%の受研者から好評を得た。 |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |             |
|------------------|--|----------|-------------|
| ① 事業名            | 京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会   | ② 担当課（室） | 人権啓発推進室     |
| ② 研修設定の意図及び具体的目標 | 現場で直接府民から相談を受ける立場の職員の相談技能、資質の向上が図られるよう、また、相談機関間の連携強化のための参加型の研修を行う。                                 |          |             |
| ④ 対象者            | ①人権相談ネットワーク構成機関担当職員（各1名×18機関）<br>②市町村の人権啓発・相談担当職員（各1名×26市町村）<br>③国機関の担当職員【法務局、人権擁護委員、労働局】（各1名×3機関） | ⑤ 参加者数   | 延べ54名（2回実施） |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○有 ・ 無   |          |             |

| 実 施 状 況 |            |                  |  |  |                   |
|---------|------------|------------------|--|--|-------------------|
| 回数      | ⑦ 開催期日     | ⑧ 会場             | ⑨ 研修テーマ  | ⑩ 講師等  | ⑪ 研修方法            |
| 1       | 平成30年7月12日 | 京都平安ホテル「嵯峨の間」    | 相談対応と怒りのコントロール                                     | 小橋広市氏（一般社団法人アソガーマネジメント協会 アソガーマネジメントシニアファシリテーター）        | ワークショップ           |
| 2       | 平成31年1月24日 | ルビノ京都堀川「ひえい」「朱雀」 | ①LINE相談と電話相談の違いについて<br>②「誰もが気持ちよく過ごすために」～相談窓口について～ | ①高橋 誠氏（LINE株式会社公共政策室公共政策担当）<br>②緑川裕子氏（（公財）東京都人権啓発センター） | ① 講義<br>② グループワーク |

| 評 価                 |   |
|---------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について | 現場において府民の相談を直接受ける担当職員を対象に、その相談技能や資質向上と、併せて、受研を通して相談機関担当職員間の相互交流、情報交換を通じた相談ネットワークの連携強化を図るため、19年度から開催。  |
| ⑬ 参加状況について          | 延べ54名（第1回28名、第2回26名）が参加。  |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について | 本研修会では平成25年度から、グループワーク（ワークショップ形式）による事例検討を取り入れているが、様々な相談機関の職員や市町村の職員、人権擁護委員等が同じグループで話し合うことで、それぞれが持つ知識・経験から活発な意見・情報交換や相互交流が行われている。<br>昨年度から年2回実施することとしたが、新任職員の資質向上、他機関との連携構築の観点から、第1回の開催時期を1月から7月に見直した。 |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）  
平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                           |                           | 実施時期 | 概要  |
|-------------------------------|---------------------------|------|---|
| 人権問題法律相談<br>(京都府人権リーガルレスキュー隊) |                           | 通 年  | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>自身又は関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、司法的救済を中心に、問題点の整理や解決の方策を弁護士に相談する窓口を設置することで、部落差別や外国籍の方、LGBT等、性的少数者の方などへの差別、インターネット上も含む誹謗中傷による人権侵害の防止、被害回復を図るための法律相談を実施する。</p> <p>(2) 内 容<br/>〔事業種別〕 相談窓口<br/>〔対象者〕 一般府民<br/>○電話相談<br/>〔開設日時〕 原則：第1・第3火曜日 14:00～16:00<br/>○面接相談 ※事前予約制<br/>【昼間】〔場 所〕 府庁<br/>〔開設日時〕 原則、第4火曜日 13:00～16:30<br/>〔場 所〕 各広域振興局巡回（宇治、亀岡、舞鶴、峰山）<br/>〔開設日時〕 原則、第2火曜日 13:00～16:30（宇治のみ第4火曜日）<br/>【夜間】〔場 所〕 京都弁護士会京都駅前相談センター<br/>〔開設日時〕 原則、第3火曜日 18:00～20:30<br/>〔実績〕 21件（平成29年：12件）</p> <p>(3) 評 価<br/>裁判等による人権侵害の法的解決が主な目的であるが、被害者等が悩みや困難について弁護士から助言を得ることにより、問題点を整理し、解決の見通しを持つことに役立っている。<br/>平成30年度から、面接相談の開設箇所を追加するとともに、新たに電話相談・夜間相談を導入するなど、府民にとってより利用しやすいよう事業の見直しを行った。</p> |
| 新規・継続                         | 拡充                        |      |   |
| 担当課（室）                        | 人権啓発推進室                   |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等                |                           |      |   |
| 人権教育・啓発の場                     |                           |      |   |
| 特定職業従事者                       |                           |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策                  | 相談機関連携充実、<br>国、市町村、民間との連携 |      |   |
| 解決に資する人権問題等                   |                           |      |   |
| 人権全般                          |                           |      |   |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名             |   | 実施時期      | 概  | 要 |  |                |               |     |                   |                   |     |   |  |     |            |                 |
|-----------------|---|-----------|--|---|--|----------------|---------------|-----|-------------------|-------------------|-----|---|--|-----|------------|-----------------|
| 京都人権啓発行政連絡協議会事業 |   | 10月<br>2月 | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>                     京都人権啓発行政連絡協議会（京都地方法務局（事務局）、近畿財務局京都財務事務所、京都労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、京都府及び京都市の9機関で構成）の一員として、府内企業（探偵業、結婚相談所含む）を対象に人権問題について正しい理解と認識を深めるために研修会等を実施する。</p> <p>(2) 内 容<br/>                     ◆企業対象人権研修会<br/>                     【事業種別】他主体との連携（研修会）</p> <table border="1"> <tr> <td>開催日</td> <td>平成30年10月11日（木）</td> <td>平成31年2月26日（火）</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>府内企業・事業所（約7,000社）</td> <td>探偵業者（約90社）・結婚相談業者</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>講演：「世界人権宣言とCSR（企業の社会的責任）～企業活動を通じたSDGs（持続可能な開発目標）達成のために～」<br/>（講師：公益財団法人世界人権問題研究センター 所長 坂元 茂樹氏）</td> <td>講演：「探偵業及び結婚相手紹介サービスに係る業務の適正な運営について～府民からの最近の相談事例を踏まえて～」<br/>（講師：京都府消費生活安全センター）</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>241企業 266名</td> <td>調査会社・結婚業10社 11名</td> </tr> </table> <p>◆企業内人権啓発推進員設置勸奨<br/>                     【事業種別】他主体との連携（周知・啓発）<br/>                     【対 象 者】府内企業・事業所（約7,000社）<br/>                     【内 容】府内の事業所に対し、企業内人権啓発推進員の設置勸奨文書の送付 等<br/>                     京都府としては、商工業関係団体役員及び会員企業等の研修会（12月、1月実施）で設置勸奨文書を配布</p> <p>(3) 評 価<br/>                     企業における人権が尊重される職場づくりへ向けて、従業員30人以上の企業を目安に設置を進めている「企業内人権啓発推進員」を対象として人権研修会を実施。国の関係機関と府市との共同で行う啓発事業として、府内の行政機関が一体となって取り組むことに意義がある。<br/>                     また、身元調査や戸籍謄本等の不正取得が大きな問題になる中、平成20年度から実施している探偵業者・結婚相談業者にも参加を要請するなど、直近の重要課題へ配慮した取組も行った。<br/>                     今後も研修の内容等、より一層の工夫を行うことにより、研修会の参加者増を図っていく。</p> |   | 開催日  | 平成30年10月11日（木） | 平成31年2月26日（火） | 対象者 | 府内企業・事業所（約7,000社） | 探偵業者（約90社）・結婚相談業者 | 内 容 | 講演：「世界人権宣言とCSR（企業の社会的責任）～企業活動を通じたSDGs（持続可能な開発目標）達成のために～」<br>（講師：公益財団法人世界人権問題研究センター 所長 坂元 茂樹氏） | 講演：「探偵業及び結婚相手紹介サービスに係る業務の適正な運営について～府民からの最近の相談事例を踏まえて～」<br>（講師：京都府消費生活安全センター） | 参加者 | 241企業 266名 | 調査会社・結婚業10社 11名 |
| 開催日             | 平成30年10月11日（木）  |           |  |   | 平成31年2月26日（火）  |                |               |     |                   |                   |     |   |  |     |            |                 |
| 対象者             | 府内企業・事業所（約7,000社）   |           |  |   | 探偵業者（約90社）・結婚相談業者  |                |               |     |                   |                   |     |   |  |     |            |                 |
| 内 容             | 講演：「世界人権宣言とCSR（企業の社会的責任）～企業活動を通じたSDGs（持続可能な開発目標）達成のために～」<br>（講師：公益財団法人世界人権問題研究センター 所長 坂元 茂樹氏） |           |  |   | 講演：「探偵業及び結婚相手紹介サービスに係る業務の適正な運営について～府民からの最近の相談事例を踏まえて～」<br>（講師：京都府消費生活安全センター） |                |               |     |                   |                   |     |   |  |     |            |                 |
| 参加者             | 241企業 266名  |           |  |   | 調査会社・結婚業10社 11名  |                |               |     |                   |                   |     |   |  |     |            |                 |
| 新規・継続           | 継続  |           |  |   |  |                |               |     |                   |                   |     |   |  |     |            |                 |
| 担当課（室）          | 人権啓発推進室   |           |  |   |  |                |               |     |                   |                   |     |   |  |     |            |                 |
| 人権教育・啓発の対象・手法等  |   |           |  |   |  |                |               |     |                   |                   |     |   |  |     |            |                 |
| 人権教育・啓発の場       | 企業・職場   |           |  |   |  |                |               |     |                   |                   |     |   |  |     |            |                 |
| 特定職業従事者         |   |           |  |   |  |                |               |     |                   |                   |     |   |  |     |            |                 |
| 人権教育・啓発の推進方策    | 国・市町村・民間との連携  |           |  |   |  |                |               |     |                   |                   |     |   |  |     |            |                 |
| 解決に資する人権問題等     |   |           |  |   |  |                |               |     |                   |                   |     |   |  |     |            |                 |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                 |              | 実施時期 | 概要  | 要 |
|---------------------|--------------|------|---|---|
| 京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業 |              | 通 年  | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都地方法務局（事務局）、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、府市の社会福祉協議会で構成）に参画して啓発活動を実施する。</p> <p>(2) 内 容<br/>〔事業種別〕 他主体との連携（周知・啓発）<br/>〔対象者〕 一般府民<br/>〔内 容〕 ・京都ヒューマンフェスタ等の人権啓発事業の共催<br/>・府民への情報提供（ホームページ開設）<br/>・Jリーグと連携した啓発事業 等</p> <p>(3) 評 価<br/>京都サンガF.C.と連携した人権啓発活動など、個々の実施主体では実施が困難な事業に連携して取り組み、相乗効果を高めることができた。</p> |   |
| 新規・継続               | 継続           |      |   |   |
| 担当課（室）              | 人権啓発推進室      |      |   |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等      |              |      |   |   |
| 人権教育・啓発の場           |              |      |   |   |
| 特定職業従事者             |              |      |   |   |
| 人権教育・啓発の推進方策        | 国・市町村・民間との連携 |      |   |   |
| 解決に資する人権問題等         |              |      |   |   |
| 人権全般                |              |      |   |   |

| 事業名                   |                         | 実施時期 | 概要  | 要 |
|-----------------------|-------------------------|------|---|---|
| インターネット上の人権侵害等についての啓発 |                         | 通 年  | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>関係行政機関等と連携し、インターネット上の人権侵害等について啓発するための府民講座（研修会）を開催する。</p> <p>(2) 内 容<br/>〔事業種別〕 他主体との連携（研修会）<br/>〔対象者〕 一般府民（PTA、自治会 など）<br/>〔内 容〕 情報リテラシー、インターネットの危険性と対処方法、リスク情報の提供、情報モラルの向上など<br/>〔実施方法〕 市町村が実施する各種講座、研修会、イベント等を共同実施（講師派遣等）<br/>〔時期・回数〕 7箇所を実施<br/>・城陽市 （開催日：7月14日 参加人数：約180人）<br/>・京田辺市 （開催日：8月21日 参加人数：約200人）<br/>・向日市 （開催日：9月5日 参加人数：約65人）<br/>・京丹後市 （開催日：10月23日 参加人数：約20人）<br/>・亀岡市 （開催日：11月22日 参加人数：約55人）<br/>・井手町 （開催日：12月26日 参加人数：約14人）<br/>・福知山市 （開催日：2月22日 参加人数：約17人） 計551人</p> <p>(3) 評 価<br/>○市町村と連携して実施することにより府内各地の住民に対して広くインターネットと人権侵害についての周知・啓発を実施した。<br/>○インターネット上の人権侵害の現状、対策の進展等状況の変化に応じ、テーマや内容の見直しが必要。</p> |   |
| 新規・継続                 | 継続                      |      |   |   |
| 担当課（室）                | 人権啓発推進室                 |      |   |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等        |                         |      |   |   |
| 人権教育・啓発の場             | 地域社会、学校                 |      |   |   |
| 特定職業従事者               |                         |      |   |   |
| 人権教育・啓発の推進方策          | 効果的な手法、<br>国・市町村・民間との連携 |      |   |   |
| 解決に資する人権問題等           |                         |      |   |   |
| 社会の変化等による課題           |                         |      |   |   |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                                |                          | 実施時期 | 概要   |
|------------------------------------|--------------------------|------|--|
| 隣保館における相談機能の充実へ向けたモデル事業（頼れる隣保館づくり） |                          | 通 年  | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>                     部落差別解消法第4条の規定による市町村における相談体制の充実に向けて重要な役割を担う施設としての隣保館の今後の方向性を検討するため、モデル事業を実施する。</p> <p>(2) 内 容<br/>                     [事業種別] 他主体との連携（相談機能の充実）<br/>                     [対象者] 隣保館の所在する府内市町<br/>                     [内 容] モデルケースとなる隣保館において相談体制の充実や地域の現状把握等に資する取組を行い、府と府隣保館連絡協議会がその成果及び課題を検証の上、あるべき姿を明確にして、各隣保館と共有するとともに、地域事情に応じて活用<br/>                     ○「NPO等地域団体連携型」（モデル館：コミュニティワークうじ館）<br/>                     ・隣保館における地域及び相談状況や課題についての情報共有（他市町村参加）<br/>                     ・地域のまちづくり関係団体との意見交換<br/>                     ・「防災フェスタ」参画及び地域住民との懇談の実施<br/>                     ○「隣保館主導型」（モデル館：八木東部文化センター）<br/>                     ・隣保館における地域及び相談状況や課題についての情報共有（他市町村参加）<br/>                     ・住民参加の「井戸端会議」実施<br/>                     ・「南丹人権フェスタやぎ」、「人権講演会」参画及び地域住民との懇談の実施</p> <p>(3) 評 価<br/>                     部落差別解消推進法第4条の規定による相談体制の充実を図る上で、同和問題解決のための第一線の機関として重要な役割を担い、地域住民との密接な関わりを通じて信頼関係を築いてきた隣保館がその機能を発揮することは大変重要と認識しており、平成31年度は平成30年度からの継続的事業を実施するとともに、最終報告のとりまとめを行う予定。</p> |
| 新規・継続                              | 新規                       |      |  |
| 担当課（室）                             | 人権啓発推進室                  |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等                     |                          |      |  |
| 人権教育・啓発の場                          | 地域社会                     |      |  |
| 特定職業従事者                            | 公務員                      |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策                       | 国・市町村・民間との連携<br>相談機関連携充実 |      |  |
| 解決に資する人権問題等                        |                          |      |  |
| 同和問題                               |                          |      |  |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）  
平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |              | 実施時期 | 概要   | 要 |
|----------------|--------------|------|--|---|
| 人権啓発活動再委託事業    |              | 通年   | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対する財政支援を行う。<br/>(国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託)</p> <p>(2) 内 容<br/>〔事業種別〕 財政支援<br/>〔対象者〕 府内市町村（京都市を除く）<br/>〔対象事業〕<br/>①講演会 ②資料作成 ③広告放送 ④新聞等広告 ⑤研修会<br/>⑥その他の事業（イベント、啓発物品の作成等）<br/>⑦地域人権啓発活動活性化事業（人権啓発ネットワーク協議会と連携した人権啓発フェスティバル・人権の花運動等）<br/>〔支援措置〕 委託対象経費の10/10</p> <p>(3) 評 価<br/>本事業により、広域的な見地から行う府の啓発施策との役割分担のもと、住民に身近な市町村での取組が促進され、府域全体での啓発事業の取組が促進された。</p> |   |
| 新規・継続          | 継続           |      |  |   |
| 担当課（室）         | 人権啓発推進室      |      |  |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |              |      |  |   |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会         |      |  |   |
| 特定職業従事者        |              |      |  |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 国・市町村・民間との連携 |      |  |   |
| 解決に資する人権問題等    |              |      |  |   |
| 人権全般           |              |      |  |   |

| 事業名            |              | 実施時期 | 概要   | 要 |
|----------------|--------------|------|--|---|
| 人権問題啓発補助事業     |              | 通年   | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>市町村等が地域の状況を踏まえて実施する人権啓発の取組（研修会事業等）に対する財政支援（市町村の啓発事業に対する府の単独補助）を行う。</p> <p>(2) 内 容<br/>〔事業種別〕 財政支援<br/>〔対象者〕 府内市町村（京都市を除く）及び広域連合<br/>〔対象事業〕 ①人権問題に関する講演会及び研修会<br/>②人権問題に関する啓発資料の作成<br/>③その他（人権啓発事業に要する資材の購入、人権教育・啓発を推進するための市町村計画の策定に係る経費等）<br/>〔補助率〕 1/2</p> <p>(3) 評 価<br/>本事業により、市町村等の地域社会に応じた独自の取り組みが可能となり、住民に身近な地域社会での人権啓発の持続的な取り組みの促進に役立っていると認識。</p> |   |
| 新規・継続          | 継続           |      |  |   |
| 担当課（室）         | 人権啓発推進室      |      |  |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |              |      |  |   |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会         |      |  |   |
| 特定職業従事者        |              |      |  |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 国・市町村・民間との連携 |      |  |   |
| 解決に資する人権問題等    |              |      |  |   |
| 人権全般           |              |      |  |   |

【府民生活部（現府民環境部）】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |              | 実施時期 | 概要   |
|----------------|--------------|------|--|
| 地域交流活性化支援事業    |              | 通年   | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>市町村等が隣保館等を活用して実施する地域住民の交流を促進し相互理解やコミュニティーの形成等を図るための取組に対する財政支援（市町村の事業に対する府の単独補助）を行う。</p> <p>(2) 内 容<br/>〔事業種別〕 財政支援<br/>〔対象者〕 府内市町村（京都市を除く）<br/>〔対象事業〕 ①地域交流事業<br/>②地域力活用事業<br/>③課題対応支援事業<br/>〔補助率〕 1/2</p> <p>(3) 評 価<br/>住民の主体性を生かしたまちづくり、地域づくりなどを補助対象とすることにより、市町村からは、地域社会全体の交流の促進に役立っていると、高い評価を得ている。</p> |
| 新規・継続          | 継続           |      |  |
| 担当課（室）         | 人権啓発推進室      |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |              |      |  |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会         |      |  |
| 特定職業従事者        |              |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 国・市町村・民間との連携 |      |  |
| 解決に資する人権問題等    |              |      |  |
| 人権全般           |              |      |  |

| 事業名            |         | 実施時期           | 概要   |
|----------------|---------|----------------|--|
| 人権啓発地域活動事業     |         | 8月<br>(人権強調月間) | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「人権強調月間」や「人権週間」の時期に、人権の大切さなどを訴えかけるため各広域振興局が庁舎や地元産品などを利用して啓発事業を実施する。（4 振興局、1 1 総合庁舎）</p> <p>(2) 内 容<br/>〔事業種別〕 周知・啓発<br/>〔対象者〕 一般府民<br/>〔内 容〕 各広域振興局管内での啓発事業<br/>・人権啓発標語看板付きプラントー花壇の設置<br/>・市町村のイベント等における資料展示<br/>・地元産品を活用した啓発物品の作成 等</p> <p>(3) 評 価<br/>府民に対し、人権への関心をもってもらえるよう広域振興局等身近な庁舎を利用した事業を実施。管内の事情を踏まえ、様々な地域資源を活用して積極的な事業展開を図ることが必要。</p> |
| 新規・継続          | 継続      |                |  |
| 担当課（室）         | 人権啓発推進室 |                |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |         |                |  |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会    |                |  |
| 特定職業従事者        |         |                |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法  |                |  |
| 解決に資する人権問題等    |         |                |  |
| 人権全般           |         |                |  |

## 【文化スポーツ部】

### 平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |                | 実施時期        | 概要  |
|----------------|----------------|-------------|---|
| 人権教育資料の作成      |                | 平成31年<br>3月 | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として人権教育・啓発に関する資料を掲載した「人権教育資料」を作成し、配布する。</p> <p>(2) 内 容<br/>・事業種別：資料作成<br/>・資料の名称：「人権教育資料～同和問題と人権～」<br/>・資料の規格：A4版100ページ<br/>・作成部数：5,800部<br/>・配布先：京都府内の各私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校）</p> <p>(3) 評 価<br/>・「同和問題と人権」の抜粋、就職差別につながるおそれのある14事項等を掲載し、同和問題の理解の促進や、学校としての就職差別についての組織的な取組みと連携、生徒等への適正な指導の実施に供する冊子を作成した。<br/>・文教課が実施した「人権教育実施状況等調査」の結果概要を掲載することにより、各学校の参考に供することができた。<br/>・今後も、資料の内容の一層の充実を図り、様々な角度から教職員の人権認識の高揚と指導力の向上を図るための資料としていきたい。<br/>・平成30年度からは、教育委員会作成の人権教育資料についても私立学校に配布。</p> |
| 担当課（室）         | 文教課            |             |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |                |             |   |
| 人権教育・啓発の場      | ①幼稚園 ②学校       |             |   |
| 特定職業従事者        | ①教職員・社会教育関係職員  |             |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | ②人権教育・啓発資料等の整備 |             |   |
| 解決に資する人権問題等    |                |             |   |
| 人権全般           |                |             |   |

| 事業名                |           | 実施時期 | 概要   |
|--------------------|-----------|------|--|
| 「京都府生涯学習・スポーツ情報」事業 |           | 通年   | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>府民の自主的な学習活動を支援するため、府内で開催する各種講座等の情報の提供を行う。</p> <p>(2) 内 容<br/>京都府、府教育委員会、市町村、市町村教育委員会、大学等が府内各地で開催する講座、教室等の情報を整理・体系化し、京都府生涯学習・スポーツ情報サイトで広く府民に情報を提供する。</p> <p>(3) 評 価<br/>府民の学習ニーズに対応し、人権に係る多種多様な講座を掲載しており、府民に対する意識啓発に寄与している。<br/>引き続き、幅広く講座情報を収集し、提供していくこととしている。</p> |
| 担当課（室）             | 文化政策課     |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等     |           |      |  |
| 人権教育・啓発の場          | ②学校 ③地域社会 |      |  |
| 特定職業従事者            |           |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策       | ③効果的な手法   |      |  |
| 解決に資する人権問題等        |           |      |  |
| 人権全般               |           |      |  |

【文化スポーツ部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                |         | 実施時期                           | 概要  | 要 |
|--------------------|---------|--------------------------------|---|---|
| 人権教育授業<br>(医学部医学科) |         | 5月<br>～<br>1月<br>計9回<br>各回1.5h | (1)事業の目的・概要<br>府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。                                    |   |
| 担当課(室)             | 府立医科大学  |                                | (2)内 容  |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等     |         |                                | ○事業種別 授業(講義)  |   |
| 人権教育・啓発の場          | ②学校     |                                | ○テーマ等 [科目名] 総合講義(人権教育)<br>[講師] 静岡大学 准教授 山本崇記 他8名  |   |
| 特定職業従事者            |         |                                | ○事業規模 [対象者] 医学部医学科生<br>[参加者] 各回 約107名   |   |
| 人権教育・啓発の推進方策       | ③効果的な手法 |                                | (3)評 価  |   |
| 解決に資する人権問題等        |         |                                | 全員が出席し、単位を取得。医学・医療を志す者として初めて受講する人権に関する講義は、人格の形成や正しい人権意識の養成などにつながる意識啓発となった。各講師との事前の調整を密にし、教育効果を上げられるよう進めた。 |   |
| 人権全般               |         |                                |   |   |

| 事業名                 |         | 実施時期                            | 概要  | 要 |
|---------------------|---------|---------------------------------|---|---|
| 人権教育授業<br>(医学部看護学科) |         | 4月<br>～<br>7月<br>計15回<br>各回1.5h | (1)事業の目的・概要<br>府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。  |   |
| 担当課(室)              | 府立医科大学  |                                 | (2)内 容  |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等      |         |                                 | ○事業種別 授業(講義)  |   |
| 人権教育・啓発の場           | ②学校     |                                 | ○テーマ等 [科目名] 人権論<br>[講師] 子ども・若者支援専門職養成研究所(奈良教育大学内)<br>研究員・事務局長 川野 麻衣子  |   |
| 特定職業従事者             |         |                                 | ○事業規模 [対 象] 医学部看護学科生<br>[参加者] 各回 約90人   |   |
| 人権教育・啓発の推進方策        | ③効果的な手法 |                                 | (3)評 価  |   |
| 解決に資する人権問題等         |         |                                 | 全員が出席し、単位を取得。人権について定義・歴史を概観した上で、日常生活や福祉・医療実践に即して検討することで、医療に従事する者として常に人権意識を持つことへの意識啓発となった。講師との事前の調整を密にし、教育効果を上げられるよう進めた。 |   |
| 人権全般                |         |                                 |   |   |

【文化スポーツ部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |         | 実施時期   | 概要   |
|----------------|---------|--|--|
| 人権教育授業（府立大学）   |         | 前期<br>平成30年<br>4月<br>～<br>8月<br><br>後期<br>平成30年<br>10月<br>～<br>平成31年<br>2月 | (1)事業の目的・概要<br>府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。<br><br>(2)内 容<br>○事業種別 授業<br>○テーマ等<br>教養教育科目<br>・人権論Ⅰ（前期）<br>「人権思想」、「社会活動における人権問題」など14テーマ<br>※担当教員（リレー講義）<br>文学部 鳴海准教授、ウォーカー教授、川瀬准教授<br>公共政策学部 上掛教授、下村准教授<br>・人権論Ⅱ（後期）<br>「インターネットと人権」、「生命倫理について考える」など14テーマ<br>※担当教員（リレー講義）<br>生命環境学部 織田教授、椿教授、小保方教授、久保教授、東教授、青井准教授、吉富教授、椎名教授、鈴木准教授、佐藤教授、松原教授、古田教授、田中教授<br>○事業規模 対象者：学部生、参加者数：（前期 70名 /後期 20名）<br><br>(3)評 価<br>定期的に学習内容の見直しを行い、授業内容の充実・改善を図ることができている。<br>なお、人権教育科目のひとつとして、「現代社会とジェンダー」も設けており、選択の幅が広がっている。<br>人権論を全教員が担当するという理念のもと、広範な教員で担当しており、今後とも不断に内容の充実を図っていかねばならないと考えている。 |
| 担当課（室）         | 府立大学    |  |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |         |  |  |
| 人権教育・啓発の場      | ②学校     |  |  |
| 特定職業従事者        |         |  |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   | ③効果的な手法 |  |  |
| 解決に資する人権問題等    |         |  |  |
| 人権全般           |         |  |  |

## 【文化スポーツ部】

### 平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |  |
|------------------|---|----------|--|
| ① 事業名            | 私立学校人権教育研修会   | ② 担当課（室） | 文教課  |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 各私立学校での人権教育に係る認識の高揚、指導力の向上、指導内容の充実を図る                 |          |  |
| ④ 対象者            | 各私立学校の設置者、学校長及び教職員（幼稚園：149園、小・中・高等学校：51校、専修・各種学校：96校） | ⑤ 参加者数※  | フィールドワーク：20名、幼稚園：113名、小・中・高等学校：49名、専修・各種学校：37名 |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○有 ・ 無  |          |  |

| 実施状況 |                           |        |                            |  |          |
|------|---------------------------|--------|----------------------------|--|----------|
| 回数   | ⑦ 開催期日                    | ⑧ 会場   | ⑨ 研修テーマ                    | ⑩ 講師等                                      | ⑪ 研修方法※  |
| 1    | 平成31年3月8日<br>（全校種対象）      | 岡崎近辺   | 京都市内人権ゆかりの地を訪ねる            | 穀雨企画室代表 渡辺 毅                               | 現地研修     |
| 2    | 平成30年12月7日<br>（専修・各種学校対象） | 京都私学会館 | 人権の歴史から学ぶ<br>人権教育の動向と今後の課題 | 井手町教育委員会学校教育指導主事<br>中村 満<br>京都府文教課主査 山口 健一 | 講義<br>講義 |
| 3    | 平成30年12月18日<br>（小・中・高対象）  | 京都私学会館 | 青少年の性と人権<br>人権教育の動向と今後の課題  | 山陽学園大学講師 井上 理絵<br>京都府文教課主査 山口 健一           | 講義<br>講義 |
| 4    | 平成31年3月11日<br>（幼稚園対象）     | 京都私学会館 | 子どもの人権保障と子どもの貧困            | 川崎医療福祉大学講師 直島克樹<br>京都府文教課主査 山口 健一          | 講義<br>講義 |

| 評価                   |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 今回の研修で、受講者アンケートの結果によれば、「大変深まった」と「概ね深まった」を合わせると、フィールドワーク：100%、専修・各種学校：93.8%、小・中・高等学校：93.5%、幼稚園：100%であり、今回の研修計画は概ね適切であったと思われる。  |
| ⑬ 参加状況について           | 私立学校人権教育研修会参加者数の前年度比は、幼稚園：+15、小・中・高等学校：-4、専修・各種学校：-2、フィールドワーク：±0となっており、のべ参加者数は前年度から9名増加、意識の向上が見られる。   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 今回の研修会が各校の人権教育に役立ったかどうかのアンケートの結果は、「たいへん役立った」と「概ね役立った」を合わせると、専修・各種学校：93.8%、小・中・高等学校：96.8%、幼稚園：98.4%であり、各校の人権教育・啓発に向けて効果があったと思われる。受講者の多くが管理職であるため、各園・校での伝達研修や、教諭等の受講増加対策も必要と思われる。 |

【文化スポーツ部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |        |
|------------------|--|----------|--------|
| ① 事業名            | 教職員人権啓発研修  | ② 担当課（室） | 府立医科大学 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 大学職員自らが豊かな人権意識を持ち、人権教育に関する知識・技能を向上させるため、人権全般に関する項目、医療に係る項目、各種人権問題（新京都府人権教育・啓発推進計画に掲げられている課題）に係る項目を中心とした研修会を実施する。 |          |        |
| ④ 対象者            | 京都府立医科大学全教職員（1,856人）   | ⑤ 参加者数※  | 1,244人 |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○ 有 ・ 無  |          |        |

| 実 施 状 況 |             |  |   |  |         |
|---------|-------------|--|---|--|---------|
| 回数      | ⑦ 開催期日      | ⑧ 会場   | ⑨ 研修テーマ   | ⑩ 講師等  | ⑪ 研修方法※ |
| 1       | 12月5、17、19日 | 府立医科大学 図書館ホール<br>及び附属北部医療センター<br>（一部テレビ会議システム） | 「誰がネットいじめの被害にあいや<br>すいのか ヴァルネラビリティ (vulnerability) 概念に注目して」 | 佛教大学教育学部<br>教授/教育学部長 原 清治                              | 講義      |
| 2       | 12月3、4日     | 同上   | 「心の扉をノックしてみよう～あなたの笑顔に出会うために」                                | 日本クニコウン協会<br>理事/クニコウントレーナー 石井 裕子                       | 同上      |
| 3       | 12月11、14日   | 同上   | 「障害者雇用を進めるために」  | 高齢・障害・求職者雇用支援機構<br>京都支部京都障害者職業センター<br>障害者職業センター 横峯 由美子 | 同上      |
| 4       | 12月10、18日   | 同上   | 「ワーク・ライフ・マネジメントによる働き方改革実現」<br>「自律的なキャリア形成のために」              | 21世紀職業財団<br>関西事務所長 佐野 由美<br>客員講師 石川 邦子                 | 同上      |

| 評 価                  |  |
|----------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 人権教育に関する知識・技能を向上させるため、人権全般に関する項目、医療に係る項目、各種人権問題（新京都府人権教育・啓発推進計画に掲げられている課題）に係る項目からテーマを設定し実施しているが、本年度においては、上記のテーマを設定し、講義形式により実施した。 |
| ⑬ 参加状況について           | 京都府立医科大学全教職員約1,800人を対象に研修を実施しており、全体の約6割が参加した。交代制勤務の職場であり、全職員が参加することは非常に難しい状況であるが、実施時期等にも工夫し今後とも全職員が参加できるよう取り組んでいきたい。             |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 多くの教職員が関心をもつテーマを設定した。アンケート調査においても回答者の87%が「大変有意義だった」又は「有意義だった」と回答するなど、さらに人権問題に関する理解を深められたと考えられる。                                  |

【文化スポーツ部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |        |
|------------------|--|----------|--------|
| ① 事業名            | 教職員人権問題研修・学習会  | ② 担当課（室） | 府立大学   |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 広く人権問題全般の教育、研究に取り組んでおり、今日的に重要なテーマに関する研修を実施し、教職員の意識の向上を図っている。 |          |        |
| ④ 対象者            | 教職員（291人）  | ⑤ 参加者数※  | 延べ148人 |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○ 有 ・ 無  |          |        |

| 実施状況 |            |               |           |                               |         |
|------|------------|---------------|-----------|-------------------------------|---------|
| 回数   | ⑦ 開催期日     | ⑧ 会場          | ⑨ 研修テーマ   | ⑩ 講師等                         | ⑪ 研修方法※ |
| 1    | 平成30年9月28日 | 稲盛記念会館 104講義室 | 現代社会と人権   | 福知山公立大学<br>学長 井口 和起氏          | 講義      |
| 2    | 平成31年3月14日 | 合同講義棟 第3講義室   | こどもの貧困と人権 | NPO法人山科醍醐こどもの広場<br>理事長 村井 拓哉氏 | 講義      |
| 3    |            |               |           |                               |         |
| 4    |            |               |           |                               |         |

| 評価                   |  |
|----------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 第1回目は、現在社会と人権を研修テーマとして、広く「人権」について学び、より良い学内環境の確保維持のために、正しい知識の習得と理解を深めることを目的に実施。<br>第2回目は、昨今問題になっている「児童虐待」や「いじめ」等の「子ども」の人権問題や貧困問題の影響を誰よりも先んじて受ける「子ども」への支援のあり方をテーマにした研修を実施。 |
| ⑬ 参加状況について           | 法人中期計画及び人権委員会で策定した平成30年度の実施計画に基づき、人権委員会等が実施する研修のうち少なくともいずれか1つを受講することと定め、積極的な参加を提唱した結果、延べ148名の参加人数となった。   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | アンケートでは、約8割の教職員が「有意義だった」と回答しているが、関心の高い研修テーマを取り上げるなど、今後も実施方法を含めて検討していく。   |

【文化スポーツ部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |        |
|------------------|--|----------|--------|
| ① 事業名            | 看護師新規採用者研修   | ② 担当課（室） | 府立医科大学 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 |          |        |
| ④ 対象者            | 平成30年度新規採用看護師（84人）                                   | ⑤ 参加者数※  | 84人    |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ 無  |          |        |

| 実施状況 |                  |              |         |                |         |
|------|------------------|--------------|---------|----------------|---------|
| 回数   | ⑦ 開催期日           | ⑧ 会場         | ⑨ 研修テーマ | ⑩ 講師等          | ⑪ 研修方法※ |
| 1    | 平成30年4月3日<br>(火) | 附属図書館 図書館ホール | 人権について  | 岐阜大学元教授 藤田 敬一氏 | 講義      |
| 2    |                  |              |         |                |         |
| 3    |                  |              |         |                |         |
| 4    |                  |              |         |                |         |

| 評価                   |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 新規採用看護師に対し、医大職員・看護師としての方向づけを行い、一日も早く職場に適應できるようにするため、医療従事者に必要な高い人格と豊かな人権意識を持たせるため、人権問題に関する講義を実施した。 |
| ⑬ 参加状況について           | 看護師新規採用者研修の一環として実施しており、平成25年度から研修医と合同で開催し、平成30年度の新規採用者全員が参加した。                                    |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 医療従事者として、常に人権意識をもって従事できるように啓発ができた。  |

【文化スポーツ部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |        |
|------------------|--|----------|--------|
| ① 事業名            | 研修医オリエンテーション   | ② 担当課（室） | 府立医科大学 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 |          |        |
| ④ 対象者            | 平成30年度研修医（86人）                                       | ⑤ 参加者数※  | 84人    |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ 無  |          |        |

| 実施状況 |                  |              |         |                |         |
|------|------------------|--------------|---------|----------------|---------|
| 回数   | ⑦ 開催期日           | ⑧ 会場         | ⑨ 研修テーマ | ⑩ 講師等          | ⑪ 研修方法※ |
| 1    | 平成30年4月3日<br>(火) | 附属図書館 図書館ホール | 人権について  | 岐阜大学元教授 藤田 敬一氏 | 講義      |
| 2    |                  |              |         |                |         |
| 3    |                  |              |         |                |         |
| 4    |                  |              |         |                |         |

| 評価                   |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について講義を行った。                                    |
| ⑬ 参加状況について           | 研修医オリエンテーションの一環として実施しており、本学で新たに研修を行う1年目・2年目研修医及び歯科研修医については全員を参加対象としている。 |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 今後の診療に対して、常に人権意識を持って臨む意識を啓発できた。   |

## 【文化スポーツ部】

### 平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |      |
|------------------|--|----------|------|
| ① 事業名            | 宗教法人関係者人権問題研修会   | ② 担当課（室） | 文教課  |
| ② 研修設定の意図及び具体的目標 | 宗教法人あるいは地域社会における指導的な立場にある宗教法人関係者の人権問題についての正しい理解と認識を一層深めるとともに、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に資することを目的として、研修会を実施する |          |      |
| ④ 対象者            | 宗教法人関係者  | ⑤ 参加者数   | 151名 |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○ 有 ・ 無  |          |      |

| 実 施 状 況 |                        |           |                        |  |                     |
|---------|------------------------|-----------|------------------------|--|---------------------|
| 回数      | ⑦ 開催期日                 | ⑧ 会場      | ⑨ 研修テーマ                | ⑩ 講師等  | ⑪ 研修方法              |
| 1       | 平成30年9月11日<br>（南部地域対象） | 京都ガーデンパレス | 薬物依存問題の理解と支援に向けて       | 木津川ダルク代表 加藤 武士<br>（啓発映画）                           | 講義<br>ビデオ上映         |
| 2       | 平成30年9月14日<br>（北部地域対象） | みやづ歴史の館   | 薬物依存問題の理解と支援に向けて       | 木津川ダルク代表 加藤 武士<br>（啓発映画）                           | 講義<br>ビデオ上映         |
| 3       | 平成30年11月8日<br>（府内全域対象） | ハートピア京都   | なぜ、宗教者は主体的に部落差別に取り組むのか | 浄蓮寺住職 岩本 孝樹<br>浄土真宗本願寺派京都教区御同朋委員会委員 蒔 正水<br>（啓発映画） | 講義<br>活動報告<br>ビデオ上映 |

| 評 価                 |  |
|---------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南部・北部会場では、「薬物依存問題」をテーマに一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現に向けて研修会を実施。</li> <li>・ 府内全域会場では、同和問題をテーマに研修会を実施。</li> </ul>           |
| ⑬ 参加状況について          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年参加団体が固定化する傾向にあり、できるだけ多くの法人が参加できるよう案内方法に工夫を重ねてきている。（前年比26名減少）</li> <li>・ 参加者からは「身近な話題で理解しやすい」等の声があった。</li> </ul> |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート結果は、「良く理解できた」「概ね理解できた」がほとんどで大変好評であった。</li> <li>・ 研修内容は参加者に概ね理解されたと思われる。</li> </ul>                           |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |               | 実施時期 | 概要  |
|----------------|---------------|------|---|
| 看取りプロジェクト推進事業  |               | 通年   | <p>超高齢社会を目前に控え、住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、療養する場所や医療・介護等が柔軟に選択できる環境と体制の構築を推進した。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○看取りについて考える府民意識の醸成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオリレートークの実施&lt;4回&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>→在宅や施設での療養を支える幅広い専門職から、心に残る看取りの実践事例などについて語っていただき、府民の方が看取りについて考えるきっかけを提供</li> </ul> </li> <li>・京都地域包括ケア府民講座「さいごまで自分らしく生きる」の開催&lt;参加者295名&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>→厚生労働省「人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会」構成員の金子稚子氏（終活ジャーナリスト ライフ・ターミナル・ネットワーク代表）を講師に招き、講演会及びパネルディスカッションを実施</li> </ul> </li> <li>・リレートーク集の作成&lt;通算3作目&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>→平成30年度に放送したリレートーク全4回分を冊子として発行</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○看取りサポート専門人材の養成           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師112名、看護師51名、介護支援専門員107名、施設介護職員78名</li> </ul> </li> </ul> <p>〔評価〕</p> <p>看取りについて、府民一人ひとりが自分自身の身近な問題として考えるきっかけづくりを進めるとともに、看取りを支える専門人材の養成を推進することができた。</p> |
| 新規・継続          | 継続            |      |   |
| 担当課（室）         | 高齢者支援課        |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |               |      |   |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会、家庭、企業・職場 |      |   |
| 特定職業従事者        | 医療関係者、保健福祉関係者 |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法、指導者の養成 |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |               |      |   |
| 高齢者            |               |      |   |

| 事業名            |                                    | 実施時期 | 概要  |
|----------------|------------------------------------|------|---|
| 高齢者総合相談センターの運営 |                                    | 通年   | <p>高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、各種情報を提供（（公財）京都SKYセンター内に設置。同センターに委託）</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般相談：常勤相談員による相談対応 498件（㊹529件）</li> <li>○専門相談：弁護士による法律（一般法律、財産管理）相談対応 129件（㊹104件）</li> <li>※一般相談、専門相談による対応のほか、必要に応じて関係機関へつなぐことにより解決に至っている。また、一般相談においては傾聴により解決に至るケースも多い。</li> <li>○情報提供：高齢者及び高齢化等に関する各種情報の収集・提供等 2,382件（㊹1,990件）</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法律相談等の専門性が高く複雑な相談に応える場の提供により、高齢者の生活上の不安を解消するなど、所期の目的を概ね達成することができた。</li> <li>○高齢者の価値観の多様化により、相談内容も多岐に渡っていることから、シニア・高齢者に関する施策・事業を行う他団体との情報交換を密にし、高齢者関連情報の集約・発信の機能をさらに発揮させることが必要</li> </ul> |
| 新規・継続          | 継続                                 |      |   |
| 担当課（室）         | 高齢者支援課                             |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |                                    |      |   |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会                               |      |   |
| 特定職業従事者        |                                    |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 相談機関相互の連携・充実<br>国、市町村、民間団体等との連携・協働 |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |                                    |      |   |
| 高齢者            |                                    |      |   |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |                         | 実施時期 | 概要  |
|----------------|-------------------------|------|---|
| 認知症総合対策事業      |                         |      | <p>認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、地域で完結できる認知症ケア体制の構築を図る。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症疾患医療センターの設置（府内8カ所）<br/>認知症の専門医や相談員を配置し、認知症疾患における鑑別診断・相談体制や地域の医療ネットワークにより途切れないケア体制を構築する。</li> <li>・認知症初期集中支援チームの設置（全市町村）<br/>認知症初期の段階で認知症の人や家族に関わり、症状や病気の進行状況に沿った対応等についてのアドバイスを行う等、自立生活のサポートを実施する。</li> <li>・認知症カフェの設置（全市町村）<br/>認知症初期（軽度）の人が専門職や地域と関わりを持ちながら「集う場」の設置を推進する。</li> <li>・認知症啓発の強化<br/>認知症に対する理解向上を図るため、保健所ごとに設置された認知症啓発部隊と連携した啓発活動を展開する。</li> <li>・医療・介護人材育成・多様な相談窓口の設置<br/>医師や看護師等専門職向けの認知症対応力向上研修の実施<br/>早期発見につなげるための認知症コールセンターの設置<br/>地域相談窓口の設置</li> <li>・若年性認知症対策の推進<br/>若年性認知症コールセンターの設置<br/>産業医や支援者の養成や相談会の開催<br/>若年性認知症支援コーディネーターの設置</li> <li>・「京都高齢者あんしんサポート企業」の養成</li> <li>・キャラバンメイト及び認知症サポーター養成の推進</li> </ul> |
| 新規・継続          | 継続                      |      |   |
| 担当課（室）         | 高齢者支援課                  |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |                         |      |   |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会、家庭、<br>企業・職場       |      |   |
| 特定職業従事者        | 医療関係者、<br>保健福祉関係者       |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 指導者の養成、<br>国・市町村・民間との連携 |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |                         |      |   |
| 高齢者            |                         |      |   |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |   | 実施時期 | 概要   |
|----------------|---|------|--|
| 自殺防止総合対策事業     |   | 事業ごと | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>           悩み苦しむ人を孤立させず、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う京都府づくりを進めるため、平成27年12月に策定した京都府自殺対策推進計画に基づき自殺対策を総合的に推進</p> <p>(2) 内容（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 京都いのちの日シンポジウムの開催<br/>               府民一般を対象としたシンポジウムを平成31年3月1日（金）にウイングス京都で開催<br/>               ・参加者数：169名<br/>               ・自殺の問題への理解が深まった方の割合：95%（アンケート結果）</li> <li>○ 自殺ストップセンターにおける電話相談の実施<br/>               ・自殺を考えるほどの深刻な悩みを抱える人からの電話相談：1,312件<br/>               →他機関紹介：528件、助言指導：485件、傾聴：170件 等</li> <li>○ インターネット広告等を活用した支援情報の提供<br/>               新聞やチラシなどでは情報が伝わりにくい若者を中心に、インターネットを活用した相談窓口の広報を実施</li> <li>○ 小中高校生を対象にした自殺予防教育の実施<br/>               ・延べ19回、学校で出前講座を実施1,966名が受講</li> <li>○ 大学コンソーシアム京都における自殺対策に関する連続講座（全15回）の開講<br/>               ・登録者数：5名</li> <li>○ 学生を対象としたメンタルヘルス対策<br/>               パソコンやスマートフォンで手軽に行えるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を提供、こころの悩みを抱えた学生を相談に導く<br/>               ・利用件数：46,100件</li> <li>○ ゲートキーパーの養成<br/>               悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人（ゲートキーパー）を養成<br/>               ・2,973名養成（H24年度以降の累計30,868名）</li> </ul> <p>(3) 評価（課題・今後の方向性等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年中の京都府内の自殺者数は343人（対前年▲25人）で、5年連続減少、過去最高であった平成12年の696人から半減（▲51%）した。また、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は13.2（全国平均16.5）で、全都道府県で低い方から3番目であった。</li> <li>・しかし、依然として多くの方が自ら命を絶っている状況で、特に若年者の死因は自殺が1位を占めていることから、引き続き関係機関・関係団体と連携して総合的な自殺対策を推進していく。</li> </ul> |
| 新規・継続          | 継続  |      |  |
| 担当課（室）         | 地域福祉推進課   |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |   |      |  |
| 人権教育・啓発の場      | 学校、地域社会、家庭、企業・職場                                      |      |  |
| 特定職業従事者        | 教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、公務員、メディア関係者等               |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 指導者の養成、資料等の整備、効果的な手法調査・研究成果の活用、相談機関連携の充実、国・市町村・民間との連携 |      |  |
| 解決に資する人権問題等    |   |      |  |
| 社会の変化等による課題    |   |      |  |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |         | 実施時期 | 概要   |
|----------------|---------|------|--|
| 高齢者の権利擁護の推進    |         | 通年   | <p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置し、高齢者及び高齢者虐待に係る市町村の取り組みを支援（平成24年6月1日開設）</li> <li>○専門職による電話相談等</li> <li>○弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣</li> <li>○成年後見制度に関するパンフレットを配布し広報・啓発を実施</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣や専門職による電話相談等を実施し、市町村の虐待対応の支援に努めるとともに、虐待事案への専門職の活用に係る事例検討を開催し、市町村の体制整備を支援した。</li> <li>○成年後見制度の利用促進を周知し、施設・利用者の意識向上に努めた。</li> <li>○施設等職員及び市町村窓口職員を対象に、高齢者虐待防止・権利擁護に係る実践的な研修を行い、虐待の未然防止、早期発見など権利擁護の取組推進に努めた。</li> </ul> |
| 新規・継続          | 継続      |      |  |
| 担当課（室）         | 障害者支援課  |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |         |      |  |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会    |      |  |
| 特定職業従事者        | 保健福祉関係者 |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法  |      |  |
| 解決に資する人権問題等    |         |      |  |
| 高齢者            |         |      |  |

| 事業名            |         | 実施時期 | 概要   |
|----------------|---------|------|--|
| 障害者の権利擁護の推進    |         | 通年   | <p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置し、障害者及び障害者虐待に係る市町村の取り組みを支援（平成24年6月1日開設）</li> <li>○専門職による電話相談等</li> <li>○弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣</li> <li>○成年後見制度に関するパンフレットを配布し広報・啓発を実施</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣や専門職による電話相談等を実施し、市町村の虐待対応の支援に努めるとともに、虐待事案への専門職の活用に係る事例検討を開催し、市町村の体制整備を支援した。</li> <li>○成年後見制度の利用促進を周知し、施設・利用者の意識向上に努めた。</li> <li>○施設等職員及び市町村窓口職員を対象に、障害者虐待防止・権利擁護に係る実践的な研修を行い、虐待の未然防止、早期発見など権利擁護の取組推進に努めた。</li> </ul> |
| 新規・継続          | 継続      |      |  |
| 担当課（室）         | 障害者支援課  |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |         |      |  |
| 人権教育・啓発の場      | 地域社会    |      |  |
| 特定職業従事者        | 保健福祉関係者 |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法  |      |  |
| 解決に資する人権問題等    |         |      |  |
| 障害のある人         |         |      |  |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                         |          | 実施時期 | 概要   |
|-----------------------------|----------|------|--|
| 発達障害者支援体制整備事業<br>(障害者自立支援費) |          | 事業ごと | 発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施する。<br><br>[内 容]<br>・発達障害者支援センター「はばたき」の設置<br>(個別支援、他機関支援、支援ネットワークの構築、研修、啓発講演会、情報提供)<br>・発達障害者圏域支援センターの設置(府内6ヶ所 通年)<br>(相談、地域支援ネットワークの構築、ケース会議)<br>・発達障害啓発週間、世界自閉症啓発デーの啓発行事の実施<br>(京都タワー等ライトアップ、関係団体と連結したイベントの実施) 等<br><br>[評 価]<br>・年間を通じて、府内全域での発達障害者からの相談に応じる体制づくりを行い、身近な地域において専門的な相談に対応することができた。<br>・講演会や啓発行事の実施により、発達障害とその支援の正しい理解に努めた。 |
| 新規・継続                       | 継続       |      |  |
| 担当課(室)                      | 障害者支援課   |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等              |          |      |  |
| 人権教育・啓発の場                   | 地域社会     |      |  |
| 特定職業従事者                     | 保健福祉関係者  |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策                | 相談機関連携充実 |      |  |
| 解決に資する人権問題等                 |          |      |  |
| 障害のある人                      |          |      |  |

| 事業名                         |        | 実施時期 | 概要   |
|-----------------------------|--------|------|--|
| 発達障害者支援体制整備事業<br>(障害児自立支援費) |        | 事業ごと | 発達障害児の早期発見・早期療育を行う市町村への補助、人材育成、診療体制拡充を行う。<br><br>[内 容]<br>・発達障害者支援センター「こども相談室」での相談支援<br>・発達障害児及びその家族に対する支援(SST・ペアトレなど)を実施(市町村補助)<br>・発達クリニックの実施(医療面からの専門的相談)<br>・臨床心理士、保健師、保育士・幼稚園教諭等への研修<br>・こども発達支援センターでの診療体制の拡充、医師への研修 等<br><br>[評 価]<br>・発達障害児に対する事後支援として、SSTやペアトレ、発達クリニックなど重層的に事業実施し、発達障害の発見後の事後支援策の強化を図った。<br>・研修実施を通じ、事後支援を実施する専門職確保に努めた。 |
| 新規・継続                       | 継続     |      |  |
| 担当課(室)                      | 障害者支援課 |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等              |        |      |  |
| 人権教育・啓発の場                   | 地域社会   |      |  |
| 特定職業従事者                     | 医療関係者  |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策                | 効果的な手法 |      |  |
| 解決に資する人権問題等                 |        |      |  |
| 障害のある人                      |        |      |  |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                             |        | 実施時期 | 概要  | 要 |
|---------------------------------|--------|------|---|---|
| 障害者に対する理解と交流促進活動                |        | 事業ごと | <p>「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがお互いを思いやる共生社会の実現に向け、障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等を実施する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者への合理的配慮の理解促進を図るため、企業・団体等に対する出張講座等の開催</li> <li>・「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催（5月）<br/>（スポーツコーナー、ウォークラリーコーナー、ふれあいコーナー）<br/>＜場所：府立丹波自然運動公園（京丹波町）＞</li> <li>・「障害者週間」啓発活動促進事業（12月）<br/>（障害者のつどい、啓発ポスター、体験作文コンクール）</li> <li>・障害者芸術創造事業（芸術作品展の実施）<br/>（「きょうと障害者文化芸術推進機構」の運営、「共生の芸術祭」の開催等）</li> <li>・全国車いす駅伝競走大会（3月）<br/>（全国規模の障害者スポーツイベント、都道府県対抗車いす駅伝） 等</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツレクリエーションフェスティバルでは4,000人を超える障害者と府民が集まり、スポーツを通じた相互理解と交流が図られた。</li> <li>・推進機構のギャラリーにおいて企画展（6企画）を実施するなど、障害者の芸術への関心を高め、また、インターネットや国際博物館会議（プレ大会）等様々な発表の機会を捉え障害者の創作活動が拡大するなど社会参加の推進が図られた。</li> <li>・つどい事業の実施や大きな啓発の場である天皇盃全国車いす駅伝、障害者スポーツ体験会を通じ広く府民の理解促進と社会参加のきっかけづくりを行った。</li> </ul> |   |
| 新規・継続                           | 継続     |      |   |   |
| 担当課（室）                          | 障害者支援課 |      |   |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等                  |        |      |   |   |
| 人権教育・啓発の場                       | 地域社会   |      |   |   |
| 特定職業従事者                         |        |      |   |   |
| 人権教育・啓発の推進方策                    |        |      |   |   |
| 解決に資する人権問題等                     |        |      |   |   |
| 障害のある人                          |        |      |   |   |
| 事業名                             |        | 実施時期 | 概要  | 要 |
| 聞こえに障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会作り推進事業 |        | 事業ごと | <p>「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」に基づき、共生社会の実現にむけ、手話や聞こえに障害のある方への理解促進等を目的とした各種事業等を実施する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話やコミュニケーション教室等の実施</li> <li>・「聞こえのサポーター」の養成</li> <li>・府主催イベント等における手話や要約筆記の実施</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聞こえのコミュニケーション教室等では研修会の開催や難聴幼児及び保護者に対する支援を実施した。</li> <li>・聞こえのサポーター養成では、京都テルサ等の会場で聴覚障害者への理解促進を図る取組を行った。</li> <li>・京都府主催事業に手話・要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害者が事業内容を理解していただくことを行った。</li> </ul>  |   |
| 新規・継続                           | 新規     |      |   |   |
| 担当課（室）                          | 障害者支援課 |      |   |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等                  |        |      |   |   |
| 人権教育・啓発の場                       | 地域社会   |      |   |   |
| 特定職業従事者                         |        |      |   |   |
| 人権教育・啓発の推進方策                    |        |      |   |   |
| 解決に資する人権問題等                     |        |      |   |   |
| 障害のある人                          |        |      |   |   |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |              | 実施時期 | 概要   |
|----------------|--------------|------|--|
| 社会環境浄化推進事業     |              | 通 年  | <p>【概要】<br/>青少年を取り巻く社会環境浄化に係る経営者や地域住民等の自主的な取組を推進</p> <p>【内容】</p> <p>1 審議会の開催<br/>(1) 目的・概要 ・青少年の健全な育成のための総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議<br/>(2) 内 容 ・平成30年度3回開催し、有害図書類の指定等について審議</p> <p>2 有害図書の指定<br/>(1) 目的・概要 ・条例に基づき青少年に有害な図書類を指定し、青少年への販売、貸付等を禁止<br/>(2) 内 容 ・計2回 書籍2点、雑誌8点</p> <p>3 立入調査の実施<br/>(1) 目的・概要 ・平成30年7月、府内一斉にまんが喫茶、インターネットカフェ、携帯電話取扱店等の条例規制店舗等に立入り、条例に基づく措置等の実施状況について点検、指導<br/>(2) 内 容 ・延べ94名の調査員により、146件の調査を実施</p> <p>4 広報・啓発活動(インターネット上の有害情報対策を含む)<br/>(1) 目的・概要 ・スマートフォン等、インターネット機器のフィルタリング促進を含め、青少年の健全な育成を図るため様々な媒体を通じて、府民に啓発<br/>(2) 内 容 ・街頭啓発(2回)</p> <p>【評価】<br/>青少年を取り巻く社会環境の浄化のための事業を実施。携帯電話のフィルタリングの定着については、保護者等への啓発を行うとともに、急速に普及が進むスマートフォンのフィルタリングについても、携帯電話販売各社の取り組みに対する指導及びその要請に努めている。</p> |
| 担当課(室)         | 家庭支援課(旧青少年課) |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |              |      |  |
| 人権教育・啓発の場      |              |      |  |
| 特定職業従事者        |              |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   |              |      |  |
| 解決に資する人権問題等    |              |      |  |
| 子ども            |              |      |  |

| 事業名            |              | 実施時期 | 概要  |
|----------------|--------------|------|---|
| 青少年ネット被害対応事業   |              | 通 年  | <p>【概要】<br/>青少年自身では解決困難なインターネット上での誹謗中傷等による被害の未然防止、削除支援</p> <p>【内容】<br/>専用相談窓口を設置・運営し、電話相談やメール相談を実施(111件 前年度109件)</p> <p>【評価】<br/>青少年が巻き込まれやすいインターネットトラブルの早期解決に寄与している。</p> |
| 担当課(室)         | 家庭支援課(旧青少年課) |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |              |      |   |
| 人権教育・啓発の場      |              |      |   |
| 特定職業従事者        |              |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 相談機関連携充実     |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |              |      |   |
| 社会の変化等による課題    |              |      |   |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                            |         | 実施時期 | 概要   |
|--------------------------------|---------|------|--|
| 児童虐待等総合対策事業<br>(オレンジリボンキャンペーン) |         | 11月  | <p>11月の児童虐待防止月間中に児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンを展開して効果的な取組を実施する。</p> <p>〔内容〕<br/>府児童福祉施設連絡協議会、地域スポーツ活動等と協働した啓発等</p> <p>〔評価〕<br/>事業実施により、児童虐待に関する理解が深まり、被害者への支援を推進することができた。今後さらに、児童虐待に関する広報・啓発に努める必要がある。</p> |
| 新規・継続                          | 継続      |      |  |
| 担当課(室)                         | 家庭支援課   |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等                 |         |      |  |
| 人権教育・啓発の場                      | 地域社会、家庭 |      |  |
| 特定職業従事者                        | 保健福祉関係者 |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策                   |         |      |  |
| 解決に資する人権問題等                    |         |      |  |
| 子ども                            |         |      |  |

| 事業名                    |              | 実施時期 | 概要  |
|------------------------|--------------|------|---|
| 性暴力被害者ワンストップ相談支援センター事業 |              | 通年   | <p>行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援(医療、相談・カウンセリング等心理的支援、法的支援等)をワンストップで提供することで、被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指す。</p> <p>〔内容〕<br/>性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)による相談支援対応<br/>心身に大きなダメージを受けた被害者に寄り添い、被害直後から心身のケアを行う。<br/>(電話相談:延べ1,547件、来所相談:118件)<br/>性被害者に対する相談・支援ネットワークの強化<br/>関係機関と連携の状況を検証し、医療機関、警察等とのさらなる連携を推進強化<br/>性暴力被害者の潜在化防止<br/>・性暴力に対する正しい知識の普及啓発<br/>・被害者が潜在化しないようするための啓発実施</p> <p>〔評価〕<br/>性暴力の被害者にも加害者にもならないため、大学生等の若年層を中心に啓発を実施するとともに、被害者に寄り添った支援を推進してきた。<br/>被害の潜在化を防止するため、さらに広報・啓発に努める必要がある。</p> |
| 新規・継続                  | 継続           |      |   |
| 担当課(室)                 | 家庭支援課        |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等         |              |      |   |
| 人権教育・啓発の場              | 学校           |      |   |
| 特定職業従事者                | 教職員・社会教育関係職員 |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策           | 効果的な手法       |      |   |
| 解決に資する人権問題等            |              |      |   |
| 女性、子ども、犯罪被害者等          |              |      |   |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名             |         | 実施時期 | 概要  |
|-----------------|---------|------|---|
| ハンセン病問題啓発事業     |         | 通年   | <p>らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）を中心に、年間を通じて各種啓発活動を行う。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内高校3年生全員に啓発リーフレットを配布</li> <li>・ハンセン病療養所入所者と中高生との交流会（平成30年度は10月4日）（参加者数 約30人）</li> <li>・ふるさと墓参等里帰り事業（平成30年度は10月10～12日）</li> <li>・府広報誌、入所者作品及びパネルのロビー展示による啓発</li> </ul>             |
| 新規・継続           | 継続      |      |   |
| 担当課（室）          | 健康対策課   |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等  |         |      |   |
| 人権教育・啓発の場       | 学校、地域社会 |      |   |
| 特定職業従事者         |         |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策    | 効果的な手法  |      |   |
| 解決に資する人権問題等     |         |      |   |
| ハンセン病・感染症・難病患者等 |         |      |   |
| 事業名             |         | 実施時期 | 概要  |
| エイズに関する普及啓発事業   |         | 通年   | <p>京都府エイズ予防月間（12月）を中心に、年間を通じて各種啓発活動の強化を図る。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の出張型予防教育・研修会の開催<br/>（対象者：中学、高校、大学生等、回数：約15回、人数：約1,000人）</li> <li>・エイズ等予防啓発ボランティアグループ（紅紐）による啓発</li> <li>・啓発資材（ポスター、パンフレット等）配布</li> <li>・府広報媒体、ロビー展示による啓発</li> <li>・エイズ検査・相談体制の拡充</li> </ul> |
| 新規・継続           | 継続      |      |   |
| 担当課（室）          | 健康対策課   |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等  |         |      |   |
| 人権教育・啓発の場       | 学校、地域社会 |      |   |
| 特定職業従事者         |         |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策    | 効果的な手法  |      |   |
| 解決に資する人権問題等     |         |      |   |
| ハンセン病・感染症・難病患者等 |         |      |   |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |          |
|------------------|---|----------|----------|
| ① 事業名            | 保育所職員研修事業   | ② 担当課（室） | こども総合対策課 |
| ② 研修設定の意図及び具体的目標 | 児童福祉法の趣旨等に則り、子どもたちの人権に配慮した保育を実施するとともに、保育士等の職員が同和問題をはじめ、すべての人権問題に対する正しい理解と認識を深め、質の高い保育サービスが提供できる人材を養成する観点から業務に当たることを目的として実施する。 |          |          |
| ④ 対象者            | 保健福祉関係者   | ⑤ 参加者数   | 延べ333人   |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○ 有 ・ 無   |          |          |

| 実 施 状 況 |           |              |                    |   |        |
|---------|-----------|--------------|--------------------|---|--------|
| 回数      | ⑦ 開催期日    | ⑧ 会場         | ⑨ 研修テーマ            | ⑩ 講師等   | ⑪ 研修方法 |
| 1       | 30年7月6日   | 京都府立総合社会福祉会館 | 人権が守られる環境づくり       | 佛教大学教育学部教授 原 清治氏                              | 講義     |
| 2       | 30年7月18日  | 京都府立総合社会福祉会館 | 児童虐待の実態・事例分析・予防と対応 | 京都まなび・生活アドバイザー、社会福祉士（京都社会福祉会こども家庭福祉委員長）仙田 富久氏 | 講義     |
| 3       | 30年7月24日  | 舞鶴21ビル       | 児童虐待の実態・事例分析・予防と対応 | 京都まなび・生活アドバイザー、社会福祉士（京都社会福祉会こども家庭福祉委員長）仙田 富久氏 | 講義     |
| 4       | 30年11月12日 | 大谷ホール        | 人権が守られる環境づくり       | 文教大学名誉教授 櫻井 慶一氏                               | 講義     |

| 評 価                 |   |
|---------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について | 職員個々人が児童の人権に関して学ぶ講義から、人権を基礎においた保育園組織全体のマネジメントを管理者クラスが学ぶ研修まで、幅広い層を対象として事業を実施した。  |
| ⑬ 参加状況について          | 京都府北部を含めて4会場で実施したが、平均で約80人程度の出席があった。  |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について | 終了後のアンケートでは、「日本の教育が変わっていくこれから、内面が弱い子が増えている中で、一人一人を見守りつつ大きな集団での活動、自分の気持ちや考えを表現できる活動を取り入れられる保育を考えていきたい」「市町村やソーシャルワーカーの方々と共に虐待に対して向き合えるように、一機関としての保育園という認識を忘れないようにしたい」「一人一人の人権感覚を磨き、チームで子ども達の人権や当たり前の権利を守り、豊かな保育をしたい」など、研修を肯定的に評価いただく多くの声をいただいた。 |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |               |
|------------------|--|----------|---------------|
| ① 事業名            | 健康福祉部人権問題職場研修・関係団体人権研修                         | ② 担当課（室） | 健康福祉総務課・健康対策課 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 健康福祉関係団体職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深める |          |               |
| ④ 対象者            | 京都府健康福祉部職員及び関係団体職員（約420名）                      | ⑤ 参加者数※  | 326名          |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○有 ・ 無   |          |               |

| 実施状況 |            |         |         |   |         |
|------|------------|---------|---------|---|---------|
| 回数   | ⑦ 開催期日     | ⑧ 会場    | ⑨ 研修テーマ | ⑩ 講師等   | ⑪ 研修方法※ |
| 1    | 平成31年3月14日 | ルビノ京都堀川 | 認知症を学ぶ  | 精華町キャラバンメイト連絡会<br>代表 田中 克博氏<br>認知症当事者とご家族<br>宇治市福祉サービス公社    | 講義      |
| 2    | 平成31年3月15日 | ルビノ京都堀川 | 認知症を学ぶ  | 向日市社会福祉協議会 認知症地域<br>支援推進員 石松 友樹氏<br>認知症当事者とご家族<br>京都府高齢者支援課 | 講義      |

| 評価                   |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | テーマ設定にあたっては、研修受講を通じて、職員が人権問題に対する意識を高めると同時に、日常生活に取り入れられるような点を学ぶことの出来る内容にすることを心がけている。平成30年度は、認知症の当事者の方（ご家族含め）からお話いただく等、認知症について、正しい理解と認識を深めることを目的に実施した。  |
| ⑬ 参加状況について           | 参加者は全体で326名※（うち、健康福祉部内職員310名、関係団体職員16名）※アンケート回収数を元に算出。府職員の参加が大多数ではあるものの、毎年一定人数関係団体からも参加いただいている状況。   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 受講者の9割以上が本研修について、テーマ設定を「適切である」と回答し、内容についても「とてもよかった」「よかった」との評価を下している。また、「認知症の方に対して一人の住民として何が出来るかを考えた」、「当事者の話を聞け認知症に対する理解が深まった」等の声が多く、研修の目的は概ね達成されたものと思われる。今後は、健康福祉部の個々の業務に生かしていけるよう、多様なテーマを取り上げ、相手への配慮を学べる研修を継続していく。 |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |          |
|------------------|---|----------|----------|
| ① 事業名            | 京都府認知症介護に係る研修   | ② 担当課（室） | 介護・地域福祉課 |
| ② 研修設定の意図及び具体的目標 | 認知症高齢者を介護する介護職員等を対象に、高齢者の人権や認知症に対する理解を促進すると共に、その実務経験に応じた適切なケアの手法を学ぶことで、認知症高齢者の尊厳の保持の重要性、認知症高齢者の生活や生き方を大切にした認知症ケアについて学ぶ。また市町村における地域密着型サービスにおける管理者等に対しても、同様の研修を行うことで、より身近な環境で生活支援をする仕組みを学ぶ。 |          |          |
| ④ 対象者            | 介護職員等   | ⑤ 参加者数   | 424名     |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ 無   |          |          |

| 実施状況 |             |            |                       |        |        |
|------|-------------|------------|-----------------------|--------|--------|
| 回数   | ⑦ 開催期日      | ⑧ 会場       | ⑨ 研修テーマ               | ⑩ 講師等  | ⑪ 研修方法 |
| 1    | 平成30年7月4日   | 野田川ワークパル   | 認知症のケアにおいて基礎となる理念や考え方 | 大西 基史  | 講義     |
| 2    | 平成30年7月23日  | 京都テルサ      | 認知症のケアにおいて基礎となる理念や考え方 | 岩間 勇二  | 講義     |
| 3    | 平成30年10月23日 | 京都テルサ      | 認知症のケアにおいて基礎となる理念や考え方 | 今井 淳   | 講義     |
| 4    | 平成30年11月27日 | 市民交流プラザ福知山 | 認知症のケアにおいて基礎となる理念や考え方 | 森内 大輔  | 講義     |
| 5    | 平成31年1月24日  | 京都社会福祉会館   | 虐待防止と権利擁護             | 齊藤 裕三  | 講義     |
| 6    | 平成30年5月24日  | 京都社会福祉会館   | 認知症の人の権利擁護            | 渡部 智香子 | 講義     |
| 7    | 平成30年8月23日  | 京都社会福祉会館   | 認知症の人の権利擁護            | 渡部 智香子 | 講義     |
| 8    | 平成30年12月6日  | 京都社会福祉会館   | 認知症の人の権利擁護            | 渡部 智香子 | 講義     |

| 評価                  |  |
|---------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について | 認知症ケアに携わる介護職員等に対し、高齢者の権利擁護や認知症への理解を深め、生活や生き方を重視したケアをできることをテーマに、認知症に関する基本的な知識に加え、実務経験に応じて、認知症ケアに必要な技術を目的として実施する。また、グループワーク等自ら考える機会を多く用意し、認知症高齢者の立場となって考えることを重視して実施する。 |
| ⑬ 参加状況について          | 全研修を合計した定員数620名に対して、参加者が424名という状況であった。介護職員不足により、現場が人員確保に苦慮している。また、各事業所においても人員に余裕が無いため、職員を数日間続く研修に派遣できない事情もある。  |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について | 感染症流行シーズンを避けるなど、より参加しやすい日時や場所を設定する。専門的な知識に加えOJTの指導方法や具体的な事例等、より実践的な知識についてもより充実していく。また、講義形式としているが、限られた時間の中でも、グループワークやロールプレイング等自ら積極的に考える機会をより充実していく。                   |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |         |
|------------------|--|----------|---------|
| ① 事業名            | 生活保護関係職員研修会  | ② 担当課（室） | 地域福祉推進課 |
| ② 研修設定の意図及び具体的目標 | 生活困窮に至った地域住民と直接関わりを持つ生活保護関係職員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるためケースワーカー等を対象とした研修を実施 |          |         |
| ④ 対象者            | 生活保護関係職員（新任ケースワーカー、面接相談員、現任ケースワーカー等）   | ⑤ 参加者数※  | 延べ 130名 |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ 無  |          |         |

| 実施状況 |                |         |               |                 |               |
|------|----------------|---------|---------------|-----------------|---------------|
| 回数   | ⑦ 開催期日         | ⑧ 会場    | ⑨ 研修テーマ       | ⑩ 講師等           | ⑪ 研修方法※       |
| 1    | H30. 8. 28     | ルビノ京都堀川 | 「生活保護制度の概要」ほか | 福祉事務所査察指導員 等    | 「講義」「ワークショップ」 |
| 2    | H31. 2. 7～2. 8 | ルビノ京都堀川 | 「相談援助手法」ほか    | スクールソーシャルワーカー 等 | 「講義」「ワークショップ」 |
| 3    | H31. 3. 1      | ルビノ京都堀川 | 「発達障害者への支援」ほか | 大学社会福祉学部教授 等    | 「講義」「ワークショップ」 |

| 評価                   |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 新たに地区担当となった現業員や現任の現業員を対象として、現業員の位置づけや期待される役割、今後のケースワークに必要な基礎知識の習得をするとともに、相互討論の場を通じて制度運用に係る課題等の認識を深め、生活保護行政の適正な運営に資することを目的とする。   |
| ⑬ 参加状況について           | 全ての福祉事務所から関係する職員の積極的な参加があった。また、事後のアンケート調査結果については、概ね研修成果が認められるものであった。  |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 生活保護制度の基礎的知識や現業員としての心構えから、基本的人権に配慮した対人援助の方法など、幅広い知識を身につけるという意味で有意義な研修になった。<br>また、大学教授によるグループワークや先輩職員の講演等を通して、他の実施機関との交流の場をもうけることで、今後の業務を円滑に行う手助けとなった。<br>今後は、他法他施策の制度改正等について知識をより深めるなど研修内容の充実が望まれる。 |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |         |
|------------------|---|----------|---------|
| ① 事業名            | 生活保護査察指導員会議（新任査察指導員研修含む。）   | ② 担当課（室） | 地域福祉推進課 |
| ② 研修設定の意図及び具体的目標 | 生活保護行政を担う職員を指導する立場にある生活保護査察指導員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深め、対人援助業務を実施するにあたり指導的な役割を果たすべく実施 |          |         |
| ④ 対象者            | 生活保護査察指導員   | ⑤ 参加者数※  | 延べ 91名  |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ 無   |          |         |

| 実 施 状 況 |           |         |                 |              |         |
|---------|-----------|---------|-----------------|--------------|---------|
| 回数      | ⑦ 開催期日    | ⑧ 会場    | ⑨ 研修テーマ         | ⑩ 講師等        | ⑪ 研修方法※ |
| 1       | H30.6.19  | ルビノ京都堀川 | 「査察指導員の役割」ほか    | ベテランの査察指導員ほか | 「講義」    |
| 2       | H30.12.26 | ルビノ京都堀川 | 「面接相談の適切な対応」ほか  | 府本庁生活保護担当職員  | 「講義」    |
| 3       | H31.3.14  | ルビノ京都堀川 | 「生活保護法の改正、運用」ほか | 府本庁生活保護担当職員  | 「講義」    |

| 評 価                  |  |
|----------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 生活保護の法改正の動向等、今後の制度の運用などについて説明、意見交換等を行うことにより、査察指導員としての資質及び人権意識の向上を図る。   |
| ⑬ 参加状況について           | 各回ともに、府内全福祉事務所（京都市域を除く。）から関係者の参加があり、積極的な意見交換ができた。  |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 査察指導員が必要な知識を習得する有意義な機会となり、全福祉事務所の査察指導員が一堂に会し、法改正に伴う課題や疑問点などについて意見交換をすることにより、相互交流や連携強化を図ることとなった。<br>また、査察指導員が人権意識や制度の理解を深めることにより、生活困窮者と接する現業員への指導にも生かせ、今後も引き続きこういった機会を持つ必要性は高い。 |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |         |
|------------------|---|----------|---------|
| ① 事業名            | 民生委員・児童委員協議会 代表者研修会   | ② 担当課（室） | 地域福祉推進課 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、協議会代表者を対象とした研修会を実施する。 |          |         |
| ④ 対象者            | ①京都府民生児童委員協議会役員<br>③各市民生児童委員協議会正副会長   | ⑤ 参加者数※  |         |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ 無   |          |         |

| 実 施 状 況 |            |           |                        |                         |         |
|---------|------------|-----------|------------------------|-------------------------|---------|
| 回数      | ⑦ 開催期日     | ⑧ 会場      | ⑨ 研修テーマ                | ⑩ 講師等                   | ⑪ 研修方法※ |
| 1       | 平成30年6月29日 | 京都テルサ     | ひきこもりの支援について<br>その背景から | 京都ノートルダム女子大学<br>教授 河瀬雅紀 | 講義      |
| 2       | 平成30年6月21日 | ギャラリーかめおか | 同 上                    | 同 上                     | 講義      |
| 3       | 平成30年6月15日 | みやづ歴史の館   | 同 上                    | 京都ノートルダム女子大学<br>教授 伊藤一美 | 講義      |

| 評 価                  |  |
|----------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員が、人権問題について幅広く正確な知識を修得することを目的として、過去の様々な研修の実施状況を配慮しつつ、時勢に沿ったテーマを設定している。<br>参加者が多いため講義形式をとるが、事前に質問を受け付け、当日講師から回答を受けたり、質疑応答の時間をとるなど工夫をしている。 |
| ⑬ 参加状況について           | 京都府民生児童委員協議会役員、各単位民生委員協議会会長、正副会長だけでなく、社会福祉協議会や行政の担当者にも参加を呼びかけ、197名が参加された。本研修会は府民児協との共催で実施しており、早い時期に府民児協の研修計画で日程を示し参加を呼びかけている。                                  |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | アンケートでは「有意義だった」とする回答が多数を占めており、今後の活動に活かしたいという感想も多く見られた。   |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |         |
|------------------|---|----------|---------|
| ① 事業名            | 民生委員・児童委員人権問題啓発研修会  | ② 担当課（室） | 地域福祉推進課 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を各保健所ごとに実施する。 |          |         |
| ④ 対象者            | 全民生委員・児童委員（2,846名）  | ⑤ 参加者数※  | 2,404名  |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○ 有 ・ 無   |          |         |

| 実施状況 |             |                        |                                   |   |         |
|------|-------------|------------------------|-----------------------------------|---|---------|
| 回数   | ⑦ 開催期日      | ⑧ 会場                   | ⑨ 研修テーマ                           | ⑩ 講師等   | ⑪ 研修方法※ |
| 1    | 平成30年12月4日  | 長岡市立中央公民館3階市民ホール       | 知っておきたいLGBT                       | 特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ 橋本竜二氏                          | 講義      |
| 2    | 平成31年1月19日  | 宇治市文化センター大ホール          | 発達障害の理解が広がり、暮らしやすくなる支援のために        | 一般社団法人 UnBalance 代表 元村祐子氏                         | 講義      |
| 3    | 平成30年11月13日 | 八幡市文化センター小ホール          | 障害のある方への支援と障害者総合相談支援センターについて      | 社会福祉法人南山城学園 山城北圏域障害者総合相談支援センターういるゼネラルマネージャー 小原裕典氏 | 講義      |
| 4    | 平成30年10月31日 | 木津川市山城総合文化センターアスパアやましろ | 認知症高齢者が地域で暮らしていくために～高めよう権利擁護の感度を～ | 京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター 今井昭二氏<br>木津川市高齢介護課 中畑麻紀子氏    | 講義      |
| 5    | 平成30年7月27日  | 南丹市国際交流会館イベントホール       | 脱ひきこもりに係る支援者の立場から                 | 京都府家庭支援総合センター 副主査 清水岳彦氏                           | 講義      |
| 6    | 平成31年2月     | ギャラリーかめおか              | 京都式農福連携構築事業                       | 南丹保健所副室長 光井 貢氏<br>南丹農業改良普及センター 副主査 地寄 誠氏          | 講義      |
| 7    | 平成30年8月5日   | ハピネスふくちやま 市民ホール        | 認知症を知り、地域で支える ～家族の立場から～           | （公社）認知症の人と家族の会 京都府支部 副代表 新保博氏                     | 講義      |
| 8    | 平成30年8月29日  | 綾部市中央公民館               | 難病患者が地域で生活するために                   | アヤべたんぽぽの会事務局 木下 広子氏<br>京都府中丹東保健所 保健師 川村愛子氏        | 講義      |
| 9    | 平成30年12月15日 | 舞鶴市総合文化会館              | 子どもたちの人権                          | 舞鶴市立城北中学校 元校長                                     | 講義      |

|    |             |                              |                       |                                     |    |
|----|-------------|------------------------------|-----------------------|-------------------------------------|----|
|    |             |                              |                       | 阿部秀雄 氏                              |    |
| 10 | 平成30年10月13日 | 峰山総合福祉センターコミュニティホール          | ひきこもり支援事業と地域の繋がりについて  | 企業組合労協センター事業団<br>ひととわ 相談支援員 渡邊久美子 氏 | 講義 |
| 11 | 平成31年2月27日  | 宮津市福祉・教育総合プラザ<br>第1コミュニティルーム | 地域の頼り人として 民生委員・児童委員活動 | 高崎健康福祉大学社会福祉学科<br>教授 金井 敏 氏         | 講義 |

| 評 価                  |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 昨今の人権問題の内、各保健所ごとに、地域の実情に即したテーマを設定している。参加者が多数のため、グループ討議や分科会の実施は困難であるが、テーマについては参加者である民生委員の意見を十分に踏まえ、検討した上で実施している。 |
| ⑬ 参加状況について           | 各保健所において、管内の市町村、地区民生児童委員協議会と調整し、地区民生児童委員協議会主催の研修等と同日開催を検討するなど、民生委員・児童委員に無理のない日程となるよう配慮しており、対象者の約8割の参加があった。      |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | アンケートを実施した研修では、「新たに得た知識を活動に生かしたい」など前向きな感想が多くあり、参加者の理解に一定の効果があったと思われる。   |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |         |
|------------------|--|----------|---------|
| ① 事業名            | 社会福祉施設長研修会   | ② 担当課（室） | 地域福祉推進課 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 社会福祉施設管理者の人権尊重意識の向上を図るため、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義等を行う。 |          |         |
| ④ 対象者            | 京都市を除く京都府内の民間社会福祉施設の施設長等（約250名）                            | ⑤ 参加者数※  | 207名    |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有・無  |          |         |

| 実施状況 |           |            |                     |                                |         |
|------|-----------|------------|---------------------|--------------------------------|---------|
| 回数   | ⑦ 開催期日    | ⑧ 会場       | ⑨ 研修テーマ             | ⑩ 講師等                          | ⑪ 研修方法※ |
| 1    | 平成30年8月7日 | キャンパスプラザ京都 | 社会福祉法人会計でのチェックポイント  | 平安監査法人 代表社員<br>公認会計士・税理士 森 智幸氏 | 講義      |
| 2    | 同上        | 同上         | 平成30年度指導監査実施方針等について | 京都府健康福祉部介護・地域福祉課<br>長谷川副課長     | 講義      |

| 評価                   |  |
|----------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 社会福祉施設内において、よく見られる不正事案（預金の着服、銀行残高証明書の偽造等）について、事例を具体的に示した上で、内部統制をポイントを説明し、改めて、各法人・施設での注意喚起、取り組みを求めた。<br>また、行政説明の中で法人・施設内における社会的弱者（高齢者、障害者等）に対する配慮への理解を求めた |
| ⑬ 参加状況について           | 府内社会福祉法人等に参加を呼びかけ、施設長・事務長等207人の参加により開催した。<br>同研修会は例年高い参加率を維持して推移しており、今後も引き続き地域の社会福祉の要である社会福祉施設（特に社会福祉法人）に対して開催していく。                                      |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 社会福祉施設内で発生している不正事案の具体的な事例の提示及び事前防止に向けた内部統制のポイントについて、各施設長等に認識してもらう機会として有効であった。<br>また、社会的弱者への配慮に対する理解について、改めて認識したいいただくことができた。                              |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |         |
|------------------|--|----------|---------|
| ① 事業名            | 社会福祉施設職員等研修  | ② 担当課（室） | 地域福祉推進課 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多い社会福祉施設職員等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権尊重に立脚した価値観や深い洞察力、豊かな感性など、福祉サービスに従事する者に求められる人間性を養う。 |          |         |
| ④ 対象者            | 社会福祉施設等市町村社会福祉協議会役職員（約580名）  | ⑤ 参加者数※  | 486名    |
| ⑥ アンケート実施有無      | ⑥ ・ 無  |          |         |

| 実施状況 |        |              |                |                                  |         |
|------|--------|--------------|----------------|----------------------------------|---------|
| 回数   | ⑦ 開催期日 | ⑧ 会場         | ⑨ 研修テーマ        | ⑩ 講師等                            | ⑪ 研修方法※ |
| 1    | 6月1日   | 市民交流プラザふくちやま | 福祉サービスの基本理念と倫理 | 大谷大学教授 山下 憲昭                     | 講義      |
| 2    | 6月8日   | 京都テルサ        |                |                                  |         |
| 3    | 7月6日   | 京都テルサ        |                |                                  |         |
| 4    | 7月13日  | 京都社会福祉会館     |                |                                  |         |
| 5    | 7月27日  | 京都社会福祉会館     |                |                                  |         |
| 6    | 9月21日  | 京都テルサ        |                |                                  |         |
| 7    | 9月6日   | ハートピア京都      | 福祉サービスの基本理念と倫理 | 株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所統括フェロー 宮崎民雄 | 講義      |

| 評価                   |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | キャリアパス対応型生涯研修課程に準じた内容の講義で、人権意識を高めるための研修を講義形式にて実施。   |
| ⑬ 参加状況について           | 新任職員197人、中堅職員146人、指導的職員85人、管理的職員58人の計486人に研修を行った。   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 受講者の評価は5段階評価で、47%が5の評価、36%が4の評価であり、83%の受講者が高い評価を行っている。今後も引き続き、各階層のキャリアステージにあわせた研修を継続することが必要である。 |

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |        |
|------------------|---|----------|--------|
| ① 事業名            | 児童虐待等総合対策事業（市町村児童相談担当職員研修）                                | ② 担当課（室） | 家庭支援課  |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 児童虐待防止の取組みを推進するとともに、地域における様々な養育面での課題に対応できるよう、関係者の資質向上を図る。 |          |        |
| ④ 対象者            | 児童相談所及び市町村担当職員等児童福祉関係者                                    | ⑤ 参加者数※  | 延べ142名 |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ 無   |          |        |

| 実 施 状 況 |             |             |              |                  |         |
|---------|-------------|-------------|--------------|------------------|---------|
| 回数      | ⑦ 開催期日      | ⑧ 会場        | ⑨ 研修テーマ      | ⑩ 講師等            | ⑪ 研修方法※ |
| 1       | 平成30年7月20日  | 家庭支援総合センター  | 児童虐待への対応     | 立命館大学 野田正人教授     | 講義      |
| 2       | 平成30年8月10日  | 家庭支援総合センター  | 保護を要する子どもの理解 | 日本社会事業大学 木村容子准教授 | 講義      |
| 3       | 平成30年10月16日 | 家庭支援総合センター  | 社会的養護による自立支援 | 大阪府立大学 伊藤嘉余子教授   | 講義      |
| 4       | 平成31年2月6日   | ホテル ルビノ京都堀川 | ネグレクト家庭への支援  | 西南学院大学 安部計彦教授    | 講義      |

| 評 価                  |  |
|----------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 職員の資質向上を通じて児童虐待への対応力強化を図るとともに、未然防止に向けて継続した取組みを実施 |
| ⑬ 参加状況について           | 研修内容に応じて幅広い職種の関係者の参加を得ることができた。                   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 児童虐待に対する認識を高めるとともに、関係者の日々の業務を振り返る機会とすることができた。    |

【商工労働観光部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

| 事業名            |              | 実施時期 | 概要   |
|----------------|--------------|------|--|
| 公正採用選考啓発事業     |              | 5月   | (1) 事業の目的・概要<br>職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施<br><br>(2) 内容<br>○府内企業人事担当者等（府内1,300社）対象<br><br>○公正採用選考推進旬間啓発ポスター作成（5月22日／4,000枚）<br><br>○公正採用選考推進旬間新聞意見広告（5月22日掲載／京都・読売・産経）<br>（5月24日掲載／毎日）<br>（5月25日掲載／朝日）<br><br>○公正採用選考啓発TVスポット（5月22～31日／KBS京都、15秒×25回）<br><br>○JIS企画履歴書の配布（随時） |
| 担当課（室）         | 総合就業支援室      |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |              |      |  |
| 人権教育・啓発の場      | 企業・職場        |      |  |
| 特定職業従事者        |              |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 国・市町村・民間との連携 |      |  |
| 解決に資する人権問題等    |              |      |  |
| 人権全般           |              |      |  |

【商工労働観光部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |          | 実施時期 | 概要  | 要 |
|----------------|----------|------|---|---|
| 労働相談事業         |          | 通年   | <p>【事業概要】<br/>解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題に関する労使双方からの相談に、専門の相談員が無料で応じる。(電話または来所、フリーダイヤル(京都府内限定)も利用可能) 弁護士による特別労働相談、産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談も実施</p> <p>【内容】 ※合計の相談件数：3,746件(㊟3,160件)</p> <p>1 一般労働相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月～金 9:00～13:00、14:00～17:00</li> <li>・相談件数：2,411件(㊟2,032件)</li> <li>・主な相談内容(複数回答 上位3項目)<br/>①「パワハラ・人間関係」 ②「労働時間、休日」 ③「賃金」</li> </ul> <p>2 非正規労働ほっとライン及び若者等労働ホットライン(社会保険労務士による相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日 9:00～13:00、14:00～17:00</li> <li>・月～金(夜間相談) 17:00～21:00</li> <li>・相談件数：1,305件(㊟1,128件)</li> <li>・主な相談内容(複数回答 上位3項目)<br/>①「パワハラ・人間関係」 ②「労働時間・休日」 ③「労働契約」</li> </ul> <p>3 特別労働相談(弁護士による相談 第3木曜日 要予約)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数：59件(㊟58件)</li> <li>・主な相談内容(複数回答)<br/>「パワハラ・人間関係」、「賃金」、「労働契約(その他)に関すること(損害賠償請求等)」</li> </ul> <p>4 働く人のメンタルヘルス相談(産業カウンセラーによる相談 第2水曜日 要予約)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数：24件(㊟24件)</li> <li>・主な相談内容(複数回答)<br/>「パワハラ・職場のいじめ」、「キャリア形成、今後の働き方」、「人間関係」</li> </ul> <p>【評価】(課題・今後の方向性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員が労働法令関係や制度の説明、労使双方へのアドバイス等を行った。</li> <li>・専門的な助言を必要とするケースについては、弁護士、産業カウンセラー、社会保険労務士による相談を実施。</li> <li>・相談内容により監督機関である労働基準監督署への申告・相談、府労働委員会や労働局の「あっせん」、ハローワークでの相談などを紹介。</li> <li>・労使紛争の大半が、労働法令の知識不足に起因するものであり、労働教育が課題。</li> <li>・解決のためには、国・労働組合・NPO等の労働相談機関との連携強化が必要。</li> <li>・30年度から学生アルバイト等の若者に相談所を周知するため「ブラックバイト相談窓口」設置</li> </ul> |   |
| 担当課(室)         | 労働・雇用政策課 |      |   |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |          |      |   |   |
| 人権教育・啓発の場      | 企業・職場    |      |   |   |
| 特定職業従事者        |          |      |   |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 相談機関連携充実 |      |   |   |
| 解決に資する人権問題等    |          |      |   |   |
| 社会の変化等による課題    |          |      |   |   |

【商工労働観光部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                  |        | 実施時期 | 概要  | 要 |
|----------------------|--------|------|---|---|
| 府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業 |        | 通年   | <p>(1)事業の目的・概要<br/>府営工業団地立地企業の人権教育担当者等を対象に実施する研修に対して補助</p> <p>[対象団体]<br/>・(一社)長田野工業センター<br/>・(一社)綾部工業団地振興センター</p> <p>(2)内容<br/>・立地企業の工場長、新入社員等を対象とした人権研修<br/>・人権作品(標語)の募集、啓発ポスターの作成<br/>・人権教育DVDによる視聴覚研修</p> <p>(3)評価<br/>【長田野工業センター】<br/>・特定非営利活動法人ハンズオン!埼玉 常務理事西川正氏を講師に迎え、工場長を対象に「あそびの生まれる職場環境について」をテーマに、人権啓発研修を実施した。<br/>・これらの研修を通じて企業課題としての人権問題について企業トップの理解と認識を深めると共に、企業が人権問題について果たすべき課題と役割等についても受け止める機会となった。<br/>・従業員とその家族を対象に標語を募集したところ、多くの応募があり、作品作りを通じて人権意識の醸成を行うと共に、啓発ポスターの有効活用により一層の啓発推進を図ることができた。<br/>【綾部工業団地】<br/>・工場長、人権教育推進者対象に水平社博物館、人権のふるさと公園の視察研修会を実施し、「自分らしく生きる～LGBTについて～」の講座を実施。<br/>・LGBTに対する理解を深める機会となった。<br/>【両工業団地】<br/>・令和元年度も引き続き、人権啓発に向けた企業の自主的な取組みを支援していく。</p> |   |
| 新規・継続                | 継続     |      |   |   |
| 担当課(室)               | 産業立地課  |      |   |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等       |        |      |   |   |
| 人権教育・啓発の場            | 企業・職場  |      |   |   |
| 特定職業従事者              |        |      |   |   |
| 人権教育・啓発の推進方策         | 指導者の養成 |      |   |   |
| 解決に資する人権問題等          |        |      |   |   |
| 人権全般                 |        |      |   |   |

【商工労働観光部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |                 |
|------------------|---|----------|-----------------|
| ① 事業名            | 商工業関係団体役職員等人権啓発研修   | ② 担当課（室） | 中小企業総合支援課       |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 中小企業・小規模事業者の経営者・従業員、商工業関係団体役員に対し、あらゆる差別への理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目標として、外国人・就職差別に関して講義形式で実施 |          |                 |
| ④ 対象者            | 府内中小企業・小規模事業者の経営者・従業員、商工業関係団体役員   | ⑤ 参加者数※  | 249人（4ヶ所で実施の累計） |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有   |          |                 |

| 実施状況 |        |                 |   |                                   |          |
|------|--------|-----------------|---|-----------------------------------|----------|
| 回数   | ⑦ 開催期日 | ⑧ 会場            | ⑨ 研修テーマ   | ⑩ 講師等                             | ⑪ 研修方法※  |
| 1    | 12月19日 | 木津川市（アスピアやましろ）  | 「外国人財の人権～企業における多文化共生について～」<br>「就職差別と公正採用選考について」 | 大阪企業人権協議会上田修三<br>商工労働観光部雇用政策監小山哲史 | 講義・ビデオ上映 |
| 2    | 1月17日  | 京都市（京都商工会議所）    | 「外国人財の人権～企業における多文化共生について～」<br>「就職差別と公正採用選考について」 | 大阪企業人権協議会上田修三<br>商工労働観光部雇用政策監小山哲史 | 講義・ビデオ上映 |
| 3    | 1月24日  | 舞鶴市（舞鶴21ビル）     | 「外国人財の人権～企業における多文化共生について～」<br>「就職差別と公正採用選考について」 | 大阪企業人権協議会上田修三<br>商工労働観光部雇用政策監小山哲史 | 講義・ビデオ上映 |
| 4    | 1月29日  | 京丹後市（アグリセンター大宮） | 「外国人財の人権～企業における多文化共生について～」<br>「就職差別と公正採用選考について」 | 大阪企業人権協議会上田修三<br>商工労働観光部雇用政策監小山哲史 | 講義・ビデオ上映 |

| 評価                   |  |
|----------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | <p>「外国人財の人権～企業における多文化共生について～」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修内容の理解度について十分理解できた34.2%、概ね理解できた65.1%</li> <li>・研修内容の評価について非常に良かった21.2%、良かった63.1%</li> <li>・研修で得たことを今後に反映させようとする意識の高まりについて大いに感じた55.6%、幾らか感じた42.9%</li> <li>「就職差別と公正採用選考について」</li> <li>・全体の内容について十分理解できた50.9%、概ね理解できた43.9%</li> </ul> |
| ⑬ 参加状況について           | <p>12月19日 木津川市 参加企業数16社 参加人数48名、1月17日 京都市 参加企業数38社 参加人数82名<br/>1月24日 舞鶴市参加企業数 40社 参加人数64名、1月29日 京丹後市 参加企業数26社 参加人数55名</p>  |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | <p>平成30年度実施分についてのアンケート結果では全体的に高評価を頂いた。今後についてもアンケートを集計しており、結果は、LGBT、外国人、障害者、高齢者、情報・プライバシー、企業の社会的責任・企業倫理などの項目を要望する声が多い。一方でアイヌや同和、感染病患者などの要望は少なかった。今後、要望されているジャンルは幅広いものの昨今注目されているテーマが多い。今年度は、昨今注目されているテーマを中心に選定し昨年同様に府内4ヶ所で実施を検討する。時期は年末年始頃で検討する。</p>   |

【商工労働観光部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |       |
|------------------|---|----------|-------|
| ① 事業名            | 府営工業団地立地企業人権問題研修  | ② 担当課（室） | 産業立地課 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 府が造成した工業団地（長田野・綾部）に立地する企業の人事・労務管理職等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。          |          |       |
| ④ 対象者            | 長田野工業団地、長田野工業団地アネックス京都三和及び綾部工業団地立地企業（約73社）のうち次の者<br>①本社の労務及び人事担当役員等<br>②工場長並びに労務及び人事担当管理職員等 | ⑤ 参加者数※  | 40名   |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○ 有 ・ 無   |          |       |

| 実施状況 |            |             |                                  |                         |         |
|------|------------|-------------|----------------------------------|-------------------------|---------|
| 回数   | ⑦ 開催期日     | ⑧ 会場        | ⑨ 研修テーマ                          | ⑩ 講師等                   | ⑪ 研修方法※ |
| 1    | 平成31年1月30日 | 福知山市企業交流プラザ | 「女性も輝ける職場に向けて～セクハラ・マタハラへの対応と防止～」 | アトリエエム(株)代表取締役<br>三木啓子氏 | 講義      |

| 評価                   |  |
|----------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 女性の社会進出が進む中で、企業が知るべき対応・防止策について、講義形式で研修を実施した。   |
| ⑬ 参加状況について           | 府営工業団地立地企業の6割以上（39社）が研修に参加した。  |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | アンケートでは、全参加者が、内容を「よく理解できた」または「ある程度理解できた」と回答。今回の研修は、女性の社会進出が進む中で、セクハラ・マタハラ問題について企業が行うべき事を考える機会となったと考えられる。 |

【商工労働観光部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |         |
|------------------|---|----------|---------|
| ① 事業名            | 京都府企業内人権問題啓発セミナー  | ② 担当課（室） | 総合就業支援室 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施（毎年労働局主催の「企業内人権問題啓発推進員研修会」及び「学卒求人説明会」と同時開催） |          |         |
| ④ 対象者            | 企業  | ⑤ 参加者数※  | 1,757社  |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有   |          |         |

| 実 施 状 況 |        |                  |                        |       |         |
|---------|--------|------------------|------------------------|-------|---------|
| 回数      | ⑦ 開催期日 | ⑧ 会場             | ⑨ 研修テーマ                | ⑩ 講師等 | ⑪ 研修方法※ |
| 1       | 5月22日  | ホテルロイヤルヒル福知山&SPA | 「”尊重する”から始めよう」         | なし    | ビデオ上映   |
| 2       | 5月23日  | 京都テルサ            | 「”尊重する”から始めよう」         | なし    | ビデオ上映   |
| 3       | 5月24日  | ロームシアター京都        | 「”尊重する”から始めよう」         | なし    | ビデオ上映   |
| 4       | 5月25日  | 宇治文化センター         | 「”尊重する”から始めよう」         | なし    | ビデオ上映   |
| 5       | 5月28日  | 野田川わーくぱる         | 「”尊重する”から始めよう」         | なし    | ビデオ上映   |
| 6       | 9月11日  | 京都テルサ            | 「人権とは何か－マイノリティから問い直す－」 | 呉永鎬   | 講義      |

| 評 価                  |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 企業担当者に向けて、公正な採用選考の啓発を基本に、幅広く人権問題啓発を促すような内容としている。                                      |
| ⑬ 参加状況について           | 全6会場で、1757事業所が出席。   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 北部企業が参加しやすいように、平成29年度は南部4会場、北部1会場にしていたところを、平成30年度は南部4会場、北部2会場に設定した結果、北部企業は40社参加増となった。 |

【農林水産部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                 |             | 実施時期  | 概要   |
|---------------------|-------------|-------|--|
| 農林漁業関係団体職員人権啓発研修費補助 |             | 4月～3月 | <p>(1) 事業の目的・概要<br/>京都府内の農林漁業関係団体が実施する人権啓発研修事業等に対する補助</p> <p>(2) 内容<br/>研修会、講習会、資料作成等の実施に対する補助</p> <p>① 京都府農業協同組合中央会<br/>○ 研修 1回<br/>・中央会、各連合会（3団体）の役員・職員に対する研修：82人（H31.3.4）<br/>講演：「インターネットによる人権侵害」<br/>○ 啓発資料の作成・配付 1種類 200冊</p> <p>② 京都府漁業協同組合<br/>○ 研修 1回<br/>・漁業関係団体の役員・所属職員等に対する研修：39人（H31.2.19）<br/>講演：「みんな違ってみんないい～多様な人生、輝く未来」<br/>○ 啓発文具の作成・配布 280セット</p> <p>③ 京都府森林組合連合会<br/>○ 研修 2回<br/>・連合会・各森林組合役員等に対する研修：第1回 13人（H30.7.13）<br/>第2回 13人（H31.2.1）<br/>講演：「未来へつなげる森林組合プロジェクト」自ら考え行動出来る人材”育成講座<br/>（第3回、第4回（第1回、第2回は②に実施））<br/>○ 啓発資料の作成・配布 2種類 各260冊</p> <p>(3) 評価<br/>農林水産関係団体が主催する研修会の実施や啓発資料の作成・配付を通じて、様々な人権啓発について考える機会を持つとともに、役職員を中心に周知を図ることができた。<br/>今後も様々な人権問題に対して、研修会・資料等を通じて啓発を図ることが必要。</p> |
| 担当課（室）              | 農政課、水産課、林務課 |       |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等      |             |       |  |
| 人権教育・啓発の場           | 企業・職場       |       |  |
| 特定職業従事者             |             |       |  |
| 人権教育・啓発の推進方策        |             |       |  |
| 解決に資する人権問題等         |             |       |  |
| 人権全般                |             |       |  |

【農林水産部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |     | 実施時期  | 概要   |
|----------------|-----|-------|--|
| 農村女性育成事業       |     | 4月～3月 | <p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>農村における女性の地位の向上や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組支援</p> <p>(2) 内容</p> <p>① 家族経営協定の締結推進<br/>協定締結に向けた京の農業応援隊による個別支援を推進</p> <p>② 農産加工等起業活動支援<br/>女性を対象とした起業化に向けた講座の開催</p> <p>③ 農村女性組織の育成<br/>女性の力を活かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的としたセミナーの開催</p> <p>(3) 結果</p> <p>① 平成30年度締結数 現在照会中（平成29年度までの累計313組）</p> <p>② 中丹東西農業改良普及センターで研修会開催（参加女性延べ人数15人 開催回数1回）<br/>京都府農業士会女性部会視察研修会において起業化事例を学ぶ<br/>（参加女性延べ人数18人 開催回数1回）</p> <p>③ 京都乙訓農業改良普及センターで研修会開催（参加女性延べ人数4人 開催回数1回）</p> <p>(4) 評価</p> <p>②では、農業ビジネスのプランニング、魅力ある商品づくりの手法、経営簿記、女性起業家の事例など、③では、魅力ある直売所づくり、一次加工の手法などを学び、現場で活用されている。</p> |
| 担当課（室）         | 農産課 |       |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |     |       |  |
| 人権教育・啓発の場      |     |       |  |
| 特定職業従事者        |     |       |  |
| 人権教育・啓発の推進方策   |     |       |  |
| 解決に資する人権問題等    |     |       |  |
| 女性             |     |       |  |

【農林水産部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |      |
|------------------|---|----------|------|
| ① 事業名            | 農林漁業関係団体職員人権啓発研修  | ② 担当課（室） | 農政課  |
| ② 研修設定の意図及び具体的目標 | 農林漁業関係団体職員等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため研修を実施する。 |          |      |
| ④ 対象者            | 府内農林漁業関係団体職員及び京都府農林水産部関係職員                              | ⑤ 参加者数   | 358人 |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ 無   |          |      |

| 実施状況 |            |                  |                  |                 |        |
|------|------------|------------------|------------------|-----------------|--------|
| 回数   | ⑦ 開催期日     | ⑧ 会場             | ⑨ 研修テーマ          | ⑩ 講師等           | ⑪ 研修方法 |
| 1    | 平成30年12月3日 | みやづ歴史の館 文化ホール    | 『『こども』を通して考える人権』 | 穀雨企画室 代表 渡辺 毅 氏 | 講義     |
| 2    | 平成30年12月5日 | キャンパスプラザ京都 第2講義室 | 同上               | 同上              | 同上     |

| 評価                  |  |
|---------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について | 本研修会は府内農林漁業関係の11団体と共催で実施しており、毎年様々な人権問題をテーマに開催している。例年、参加者が多数になることから講義形式によらざるを得ないが、講師選定に当たっては、指導・相談業務や障害者施設に携わっている方、大学の講師など様々な分野から、できる限り現場で身近な問題として精通されている方を選定するなどの工夫を行っている。                   |
| ⑬ 参加状況について          | 平成30年度参加者数358人。うち農林漁業関係団体職員224人、京都府職員132人、外郭団体職員等2人であった。   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について | アンケートでは「人権が大切なことであると感じた」又は「ある程度は大切なことだと感じた」との回答が92.9%あり、一定の効果があったものと思われる。講演ではこどもとの接し方を考えさせられ、「人権を守ることの大切さ、難しさを考え直すいい機会となった」「人権と向き合っ、研修内容をこれからの人生に生かしていきたい。」といった意見があるなど、研修に対する満足度も85.5%と高かった。 |

【建設交通部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |        | 実施時期 | 概要  |
|----------------|--------|------|---|
| 宅地建物取引業者人権啓発   |        | 通年   | <p>〔目的・概要〕<br/>宅地建物取引業者及び宅地建物取引士に対し、業界団体の研修会や取引士証更新時の法定講習会等の機会をとらえて、基本的人権の尊重、差別の排除に向けた指導・啓発を行う。</p> <p>〔内容〕<br/>◇宅地建物取引士に対する法定講習&lt;H30.4.18~H31.3.28全22回 計2,284名受講&gt;<br/>建築関係法令等の法定科目に加え、「人権問題」に関する講義時間を設け、府の「宅建業における人権問題に関する指針」策定の経過や概要について説明。</p> <p>◇宅建業団体人権啓発研修会&lt;H30.10.30京都府宅建会館、94名参加&gt;<br/>府と業界団体との共催で、業界団体において指導的立場にある役員等を対象に、人権研修会を開催。人権アンケート結果を踏まえ、不動産業界に期待される人権問題の取組み等について説明</p> <p>◇京都府宅地建物取引業協会 会員研修会&lt;4支部 615名参加&gt;<br/>・京都府から職員が出講し、土地差別調査問題や賃貸住宅の入居拒否等について、アンケート調査の結果や判例等を示しながら説明</p> <p>◇全日本不動産協会京都府本部 会員研修会&lt;H30.12.13ロームシアター京都 462名参加&gt;<br/>・中学校長を講師に、演題「子どもたちから学んできたこと～同和教育に関わってきて～」を講演</p> <p>〔評価〕<br/>実際の宅地建物取引の場において人権問題に直面したときに、どう対処するべきかを共に考える機会となり、人権意識の向上が図られた。<br/>アンケート調査の結果からも、こういった研修会が人権問題に対する正しい理解と認識を築くことに有効であることが伺える。</p> |
| 担当課（室）         | 建築指導課  |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |        |      |   |
| 人権教育・啓発の場      | 企業・職場  |      |   |
| 特定職業従事者        |        |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 指導者の養成 |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |        |      |   |
| 人権全般           |        |      |   |

## 【建設交通部】

### 平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |                   |
|------------------|--|----------|-------------------|
| ① 事業名            | 建設業者人権啓発研修事業                                 | ② 担当課（室） | 指導検査課             |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 建設業者を対象に、人権への理解を深めていただき、人権問題の解決に資することを目的とする。 |          |                   |
| ④ 対象者            | 府内の建設業者約1万社                                  | ⑤ 参加者数※  | 45人（S61～延べ5,568人） |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有  |          |                   |

| 実 施 状 況 |          |           |                        |   |               |
|---------|----------|-----------|------------------------|---|---------------|
| 回数      | ⑦ 開催期日   | ⑧ 会場      | ⑨ 研修テーマ                | ⑩ 講師等   | ⑪ 研修方法※       |
| 1       | H31.1.18 | 中丹勤労者福祉会館 | 建設業の労働災害防止と職場環境の改善について | (公財)世界人権問題研修センター 研究第6部 嘱託研究員(京都女子大学法学部准教授) 植村 新 氏 | ・講義<br>・ビデオ上映 |
| 2       | H31.1.25 | 文化パーク城陽   | 建設業の労働災害防止と職場環境の改善について | (公財)世界人権問題研修センター 研究第6部 嘱託研究員(京都女子大学法学部准教授) 植村 新 氏 | ・講義<br>・ビデオ上映 |

| 評 価                  |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 経営者から従業員まで多様な建設業従事者を対象としていることから、すべて建設現場に共通の問題である労働災害防止に関する講義を行い、加えて、多くの参加者に人権問題に関心を持ってもらうことを目的に「人権啓発は企業活動にどんな力をもたらすのか」のビデオ上映を行うこととした。   |
| ⑬ 参加状況について           | 北部会場 19名、南部会場 26名   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | アンケート集計結果では、概ね8割弱の回答率で、ほぼ全ての方から有意義であったとの回答が得られた。「労働災害の具体例の説明が良かった」「個人と大切にに関わり、働きやすい職場づくりをしたい」等の意見もあり、一定の研修効果があったものと考えられるため、今後も継続して実施したい。<br>また、平成30年度は、29年度に続いて豪雨災害等が頻発し、多くの建設業者が災害復旧業務等に携わっていたため参加者が少なかったものと考えられ、今後は参加者の増加に努めたい。 |

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                   |   | 実施時期 | 概要  |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
|-----------------------|---|------|---|-----|-----|---------------------|---|--|---------------|---|-----------------------|---------------------------------------|---------------------|---|-------------|---|-------------|--|
| 子どもの未来を守る事業           |   | 通年   | <p>(1)事業の目的・概要<br/>京都府子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、施策を推進する。</p> <p>(2)内 容 (主なもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">京都市「学力向上教育サポーター」事業費</td> <td>まなび・生活アドバイザー配置・派遣事業<br/>・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援<br/>・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に社会福祉士等を派遣</td> </tr> <tr> <td>京都市「効果のある学校」推進事業<br/>困難な状況に置かれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現を図る学校づくりを推進</td> </tr> <tr> <td>小学生個別補充学習実施事業</td> <td>学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまずきを解消するため、個別補充学習を実施</td> </tr> <tr> <td>府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業</td> <td>府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施</td> </tr> <tr> <td>学びと育ちを支える保幼小等連携推進事業</td> <td>保幼小等の円滑な接続を図るため、小学校での体験入学等や言葉の習得等に効果的な取組を実施</td> </tr> <tr> <td>地域未来塾開設支援事業</td> <td>学習が遅れがちな中学生等を対象とした、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」の開設を支援</td> </tr> <tr> <td>訪問型家庭教育支援事業</td> <td>様々な課題を抱える家庭に対する訪問型の家庭教育支援体制を構築し、家庭や子どもを地域で支える取組を推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、その核となる「まなび・生活アドバイザー」の配置を拡充するとともに、未配置校への「巡回派遣方式」のシステムを充実させた。小学校では元教員など教職経験豊かな人材を配置して、児童に寄り添った学習支援、福祉と連携した家庭支援へのつながりが着実に行われている。また、社会福祉士の資格を持つ「まなび・生活アドバイザー」が配置校である中学校及び高等学校と巡回派遣による全ての学校において、専門的な見地からケース会議等で支援を行い、必要に応じて社会福祉サービスの活用につなげることで、困難な状況の改善が図られている。</li> <li>・「地域未来塾」では、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない子どもを含めた中学生等を対象として、地域住民（教員OBや大学生等）の協力により、原則無料の学習支援を実施して、子どもの学習意欲の向上と基礎学力の定着、地域との連携強化につながる施策を展開した。平成30年度は、11市町49箇所へ拡充。</li> <li>・府健康福祉部と進めている「きょうとこどもの城づくり事業」により、学校・市町・福祉機関・NPO・地域等が連携して、様々な困難を抱える家庭の子ども支援が進められるよう、今後も連携推進体制の充実に取り組んでいく。</li> </ul> | 事 項 | 内 容 | 京都市「学力向上教育サポーター」事業費 | まなび・生活アドバイザー配置・派遣事業<br>・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援<br>・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に社会福祉士等を派遣 | 京都市「効果のある学校」推進事業<br>困難な状況に置かれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現を図る学校づくりを推進 | 小学生個別補充学習実施事業 | 学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまずきを解消するため、個別補充学習を実施 | 府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業 | 府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施 | 学びと育ちを支える保幼小等連携推進事業 | 保幼小等の円滑な接続を図るため、小学校での体験入学等や言葉の習得等に効果的な取組を実施 | 地域未来塾開設支援事業 | 学習が遅れがちな中学生等を対象とした、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」の開設を支援 | 訪問型家庭教育支援事業 | 様々な課題を抱える家庭に対する訪問型の家庭教育支援体制を構築し、家庭や子どもを地域で支える取組を推進 |
| 事 項                   | 内 容   |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
| 京都市「学力向上教育サポーター」事業費   | まなび・生活アドバイザー配置・派遣事業<br>・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援<br>・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に社会福祉士等を派遣 |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
|                       | 京都市「効果のある学校」推進事業<br>困難な状況に置かれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現を図る学校づくりを推進  |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
| 小学生個別補充学習実施事業         | 学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまずきを解消するため、個別補充学習を実施   |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
| 府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業 | 府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施   |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
| 学びと育ちを支える保幼小等連携推進事業   | 保幼小等の円滑な接続を図るため、小学校での体験入学等や言葉の習得等に効果的な取組を実施   |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
| 地域未来塾開設支援事業           | 学習が遅れがちな中学生等を対象とした、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」の開設を支援   |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
| 訪問型家庭教育支援事業           | 様々な課題を抱える家庭に対する訪問型の家庭教育支援体制を構築し、家庭や子どもを地域で支える取組を推進  |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
| 担当課（室）                | 学校教育課<br>高校教育課<br>社会教育課   |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等        |   |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
| 人権教育・啓発の場             | 学校、地域社会、家庭  |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
| 特定職業従事者               |   |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
| 人権教育・啓発の推進方策          |   |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
| 解決に資する人権問題等           |   |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |
| 子ども                   |   |      |   |     |     |                     |   |  |               |   |                       |                                       |                     |   |             |   |             |  |

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                          |  | 実施時期 | 概 要  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
|------------------------------|--|------|--|-----|-----|-----------------|--|---------------------|--|------------|--|------------------|-------------------------------|-----------------|--------------------|----------|-------------------|-------------|--|------------------|--|-----------|--|---------------|---|--------|--|-------------------|--|-----------|--|------------------------------|--|---------------|-----------------------------|-------------|------------------------|
| いじめ防止・不登校支援等総合推進事業           |  | 通 年  | <p>(1)事業の目的・概要<br/>いじめ、不登校、問題行動などが社会問題となっていることを踏まえ、学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など総合的なサポート体制の充実を図る。</p> <p>(2)内 容（主なもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">○未然防止から早期解消に向けて</td> </tr> <tr> <td>いじめ未然防止・早期解消支援チーム設置</td> <td>専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○早期発見・相談体制</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラーの配置・派遣</td> <td>臨床心理士による児童生徒・保護者、教職員へのカウンセリング</td> </tr> <tr> <td>SNSを活用した相談体制の構築</td> <td>相談体制の構築に向けた調査研究を実施</td> </tr> <tr> <td>ネットいじめ対策</td> <td>学校非公式サイトなどネット上の監視</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○早期解決に向けた対応</td> </tr> <tr> <td>いじめ早期対応緊急指導教員の配置</td> <td>いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員(非常勤講師)を配置し、学校体制を強化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○重大事案への対応</td> </tr> <tr> <td>いじめ危機管理チームの派遣</td> <td>深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○組織の設置</td> </tr> <tr> <td>いじめ対応のための附属機関等の設置</td> <td>いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○不登校対策の充実</td> </tr> <tr> <td>学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究事業</td> <td>適応指導教室の設置・機能拡充やフリースクール等との連携による不登校児童生徒への支援のための仕組みの構築に向けた調査研究を実施</td> </tr> <tr> <td>フリースクール連携推進事業</td> <td>府認定スクールが実施する、学校と連携した教育活動へ助成</td> </tr> <tr> <td>ふれあい宿泊学習の実施</td> <td>不登校傾向にある児童生徒対象の自然体験活動等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめや不登校、問題行動などの解消に向けて、スクールカウンセラー、心の居場所サポーターを配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図っている。</li> <li>・いじめについては府独自のアンケート調査や個別の聞き取り調査を定期的に行い、丁寧な実態把握に努めるとともに、未然防止と早期の発見・解消に向け、組織的な対応を進めている。</li> <li>・不登校については、府のアクションプランとして府民環境部と共管で「社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画」を平成30年度に策定した。今後は計画のもと、各市町の教育支援センター（適応指導教室）の設置・機能拡充、府認定フリースクールとの連携推進等、学校以外の機関との連携を充実させながら、多様な形で支援を進めていく。</li> </ul> | 事 項 | 内 容 | ○未然防止から早期解消に向けて |  | いじめ未然防止・早期解消支援チーム設置 | 専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施 | ○早期発見・相談体制 |  | スクールカウンセラーの配置・派遣 | 臨床心理士による児童生徒・保護者、教職員へのカウンセリング | SNSを活用した相談体制の構築 | 相談体制の構築に向けた調査研究を実施 | ネットいじめ対策 | 学校非公式サイトなどネット上の監視 | ○早期解決に向けた対応 |  | いじめ早期対応緊急指導教員の配置 | いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員(非常勤講師)を配置し、学校体制を強化 | ○重大事案への対応 |  | いじめ危機管理チームの派遣 | 深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣 | ○組織の設置 |  | いじめ対応のための附属機関等の設置 | いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置 | ○不登校対策の充実 |  | 学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究事業 | 適応指導教室の設置・機能拡充やフリースクール等との連携による不登校児童生徒への支援のための仕組みの構築に向けた調査研究を実施 | フリースクール連携推進事業 | 府認定スクールが実施する、学校と連携した教育活動へ助成 | ふれあい宿泊学習の実施 | 不登校傾向にある児童生徒対象の自然体験活動等 |
| 事 項                          | 内 容  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| ○未然防止から早期解消に向けて              |  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| いじめ未然防止・早期解消支援チーム設置          | 専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施                       |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| ○早期発見・相談体制                   |  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| スクールカウンセラーの配置・派遣             | 臨床心理士による児童生徒・保護者、教職員へのカウンセリング                                  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| SNSを活用した相談体制の構築              | 相談体制の構築に向けた調査研究を実施   |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| ネットいじめ対策                     | 学校非公式サイトなどネット上の監視  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| ○早期解決に向けた対応                  |  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| いじめ早期対応緊急指導教員の配置             | いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員(非常勤講師)を配置し、学校体制を強化                   |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| ○重大事案への対応                    |  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| いじめ危機管理チームの派遣                | 深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣                        |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| ○組織の設置                       |  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| いじめ対応のための附属機関等の設置            | いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置                   |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| ○不登校対策の充実                    |  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| 学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究事業 | 適応指導教室の設置・機能拡充やフリースクール等との連携による不登校児童生徒への支援のための仕組みの構築に向けた調査研究を実施 |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| フリースクール連携推進事業                | 府認定スクールが実施する、学校と連携した教育活動へ助成                                    |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| ふれあい宿泊学習の実施                  | 不登校傾向にある児童生徒対象の自然体験活動等   |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| 担当課（室）                       | 学校教育課<br>高校教育課<br>社会教育課  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| 人権教育・啓発の対象・手法等               |  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| 人権教育・啓発の場                    | 学校   |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| 特定職業従事者                      | 教職員  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| 人権教育・啓発の推進方策                 |  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| 解決に資する人権問題等                  |  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |
| 子ども                          |  |      |  |     |     |                 |  |                     |  |            |  |                  |                               |                 |                    |          |                   |             |  |                  |  |           |  |               |   |        |  |                   |  |           |  |                              |  |               |                             |             |                        |

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                           |              | 実施時期 | 概要  |
|-------------------------------|--------------|------|---|
| 人権教育資料作成<br>(人権学習資料集〈高等学校編Ⅱ〉) |              | 通 年  | (1)事業の目的・概要<br>前回の人権学習資料集の作成から10年以上が経過し、子どもや教育を取り巻く状況が大きく変化している中、多様化・複雑化する人権問題に対応した教材集を普遍的な視点と個別的な視点の両面から作成し、府内高等学校の全教職員に配布、人権学習等において活用することにより、一層の人権学習の充実を図る。<br>(2)内 容<br>生徒の発達の段階等に応じた、より実践的な内容の学習教材及び指導の手引き<br>[数 量]<br>7,250部<br>[配布先]<br>京都府内の公立小・中・義務教育学校・府立学校・市町(組合)教育委員会等<br>(3)評 価<br>・作成に際しては、学校現場の教員の協力を得て、生徒の発達の段階に応じたより理解しやすい内容となるように配慮した。<br>・いわゆる「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」等が目指す人権問題に関わる差別の解消につながるよう、総合的な人権学習を進める内容の教材を設定した。<br>・「性的指向・性自認」や「インターネット社会における人権」など、近年新たに顕在化している内容についても掲載するなど、多様化・複雑化する人権問題に対応する教材となっている。<br>・平成28年度からの年次計画において新たな人権学習資料集〈小学校編Ⅳ〉、〈中学校編Ⅱ〉、〈高等学校編Ⅱ〉を順次作成した。今後は、これらの新しい人権学習資料集を既存の資料集と併せて活用を推進し、教職員研修も含めて学校におけるさまざまな取組みと合わせて活用できるように進めていきたい。 |
| 担当課(室)                        | 学校教育課(人権教育室) |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等                |              |      |   |
| 人権教育・啓発の場                     | 学校           |      |   |
| 特定職業従事者                       | 教職員・社会教育関係職員 |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策                  | 資料等の整備       |      |   |
| 解決に資する人権問題等                   |              |      |   |
| 人権全般                          |              |      |   |

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                  |                   | 実施時期 | 概要  |
|----------------------|-------------------|------|---|
| 人権教育資料作成（人権教育進路保障資料） |                   | 通 年  | <p>(1)事業の目的・概要</p> <p>経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、府の援護制度一覧を作成し、府内の学校等に配布</p> <p>(2)内 容</p> <p>家庭訪問等で活用できる府の援護制度一覧</p> <p>[数 量]</p> <p>22,450部</p> <p>[配布先]</p> <p>京都府内の小・中・義務教育学校・府立学校・市町村・保育所・幼稚園・保健所等相談機関等</p> <p>(3)評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、各学校をはじめ、各種相談機関（隣保館等を含む）へ配布するなど、援護制度の周知徹底を図った。</li> <li>・小・中・高校等の入学前や在学時、また卒業を見込んだ、各段階における援護制度を掲載した。</li> <li>・多くの府民が活用できるよう、京都府教育委員会のホームページに掲載するとともに、19年度からは、外国人児童生徒の就学保障の観点から、外国語版（英語、中国語、韓国・朝鮮語）も作成し、掲載している。</li> <li>・就・修学及び進学・就職のための援護制度だけでなく、保護者等への支援についても併せて紹介できるように、参考資料として掲載した。</li> </ul> |
| 担当課（室）               | 学校教育課（人権教育室）      |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等       |                   |      |   |
| 人権教育・啓発の場            | 保育所・幼稚園・認定こども園、学校 |      |   |
| 特定職業従事者              | 教職員・社会教育関係職員      |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策         | 資料等の整備            |      |   |
| 解決に資する人権問題等          |                   |      |   |
| 人権全般                 |                   |      |   |

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                         |              | 実施時期 | 概 要  |
|-----------------------------|--------------|------|--|
| 人権教育研究推進事業<br>(人権教育研究指定校事業) |              | 通 年  | (1)事業の目的・概要<br>人権意識を培うための学校教育のあり方について、幅広い観点から実践的研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努め、その成果を府内全体の学校に波及<br><br>(2)内 容<br>文部科学省指定(国)<br>[指定校]<br>京都府立田辺高等学校(平成30年度指定)<br>[研究主題]<br>共生社会の実現を目指した、生徒への支援と生徒の相互理解<br>～人権の視点でつながる学級づくり～<br>[特徴的な研究実践]<br>「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」の取組において培ってきたインクルーシブ教育やユニバーサルデザインの視点をさらに発展させるとともに、発達障害の特性が見られる生徒への対応や、支援対象生徒へ周囲からのスティグマ(偏見)を発生させない支援システムの構築のため、「生徒の相互理解」や「生徒相互による学び合い」による「人権の視点でつながる学級づくり」に重点を置き、従来の人権学習を「エンパワーメントホームルーム」として位置付けて実施する。<br><br>(3)評 価<br>・ミニ・ホワイトボードを教具として用いた授業(教科指導やホームルーム活動)を展開することで、主体的・対話的で深い学びにつながった。<br>・エンパワーメントホームルームとして実施した人権学習は生徒相互の活発な意見交流を産み出し、人権について一層深く考える機会となり、生徒の自尊感情や自己有用感を高め他者を理解・尊重する態度を育成することができた。<br>・グループによる話し合いの中で自分とは違う意見に出会う機会やクラスメイトの普段と違う一面を知ること、違いを認め合う「相互理解」や「疑問の共有」の大切さに気づく生徒が増えてきた。<br>・各学年部及び総務・人権教育部を中心として行われていた人権教育会議と、保健部を中心として行われていた特別支援教育会議の両方の機能を併せ持ったユニバーサルデザイン研究会議を新たに設け、人権教育の充実、特別な支援を要する生徒の様々なニーズの把握と具体的な支援を学校体制で横断的に実施できるようになった。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(まなび・生活アドバイザー)なども必要に応じて会議に参加するため、生徒の支援計画を立てる際に専門的な見知からの助言が得られ、的確な見立てや関係機関との連携につながった。 |
| 担当課(室)                      | 学校教育課(人権教育室) |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等              |              |      |  |
| 人権教育・啓発の場                   | 学校           |      |  |
| 特定職業従事者                     |              |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策                |              |      |  |
| 解決に資する人権問題等                 |              |      |  |
| 人権全般                        |              |      |  |

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                          |              | 実施時期   | 概要  |
|------------------------------|--------------|--|---|
| 人権教育研究推進事業<br>(人権教育総合推進地域事業) |              | 通 年  | (1)事業の目的・概要<br>学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にしたい教育の充実を図り、その成果を府内全体の学校に波及<br><br>(2)内 容<br>文部科学省指定(国)<br>【指定地域】<br>長岡京市(長岡中学校区)(平成30年度指定)<br>【研究主題】<br>人権尊重の精神の高揚 ～つかむ・つなぐ・つむぐ～<br>【特徴的な研究実践】<br>3年間にわたる指定継続見込みのもと、初年度は校区小中4校連携のもと研究推進体制を構築し取組に対する理念や具体的な方向性を確立させた。研究推進体制としては、「学力充実部」「人権・道徳・キャリア教育部」「集団づくり部」の3つのプロジェクトを立ち上げ、それらを軸として以下に示すような調査研究に人権尊重の視点から取り組んだ。その他に同様の視点で、教職員研修、保護者等への啓発、家庭・地域との連携推進に取り組んだ。<br>【学力充実部】<br>・一人一人の個性や教育的ニーズの把握、学習意欲の向上<br>・全ての児童生徒が「基礎基本の習得」ができるための指導の工夫<br>・一人一人の思いや考えが大切にされる「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業方法の充実<br>【人権・道徳・キャリア教育部】<br>・発達段階に応じた人権に関する知的理解の育成<br>・人権問題を自らの課題として捉え、解決しようとする実践的な態度の育成<br>・自己実現に係わる想像力・共感性・感受性・コミュニケーション能力の育成<br>【集団づくり部】<br>・自他の良さを認め、自他の人間関係を調整する能力の育成<br>・異学年集団の関わり、校種を超えた体験活動・つながりづくり |
| 担当課(室)                       | 学校教育課(人権教育室) |  |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等               |              |  |   |
| 人権教育・啓発の場                    | 学校、地域社会      |  |   |
| 特定職業従事者                      |              |  |   |
| 人権教育・啓発の推進方策                 |              |  |   |
| 解決に資する人権問題等                  |              |  |   |
| 人権全般                         |              |  |   |
|                              |              | (3)評 価   |   |
|                              |              | ・新規の体制として立ち上げた3部会をそれぞれ数回開催し、各校の状況や児童生徒の実態を交流し、取組内容の設定や実施後の検証について協議していく中で、「共通して大切にしたい取組や視点」、「各校の特色としてそれぞれ推進していくもの」などの整理を行った。<br>・特に児童生徒及び教職員向けの人権アンケートからは、子どもの人権に対する意識や学習習慣、教員の人権感覚等について実態把握が進むとともに新たな課題認識にもつながり、今後の取組や研修内容に反映される方向である。 |   |

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                   |              | 実施時期 | 概要  |
|-----------------------|--------------|------|---|
| 人権教育推進事業（学習教材・啓発資料整備） |              | 通 年  | <p>(1)事業の目的・概要</p> <p>生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材や啓発資料などの整備を推進</p> <p>(2)内 容</p> <p>学校、地域社会、家庭、企業・職場等あらゆる場面で人権について学ぶことができるよう、視聴覚資料を整備し、人権研修を始め、様々な機会に、ニーズに応じて無償で貸し出しを行う。</p> <p>〔視聴覚資料の整備〕 ビデオ（DVD）の購入と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保有数 484本（30年度購入 4本）</li> <li>・貸出数 78本</li> </ul> <p>〔視聴者数〕 ビデオ（DVD）の購入と活用</p> <p>延べ 2,620人（29年度 延べ4,295人）</p> <p>(3)評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内全域で年間を通じて学校や地域の人権研修に活用された。</li> <li>・昨年度に比べ視聴者数は減少した。今後、利用者が増えるよう、研修会等を活用して広報に努めるとともに、ニーズに即した資料の充実を図る。</li> </ul> <p>(視聴後の感想抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容が身近なことを扱っているため理解しやすかったので食い入るように視聴していた。</li> <li>『ほんとの空』</li> <li>・日々多忙な職場環境では、成果や業績を優先するあまり、様々な人権を踏みつけて振舞わざるを得ない場面が多くなってしまふ。その行動が、コンプライアンス違反に問われる事態にも発展する可能性が高い現代社会であるという認識を確認できる良い機会になった。</li> <li>『職場の人権 ―相手のきもちを考える―』</li> </ul> |
| 担当課（室）                | 社会教育課        |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等        |              |      |   |
| 人権教育・啓発の場             | 地域社会         |      |   |
| 特定職業従事者               | 教職員・社会教育関係職員 |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策          | 資料等の整備       |      |   |
| 解決に資する人権問題等           |              |      |   |
| 人権全般                  |              |      |   |

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名            |        | 実施時期 | 概 要   |
|----------------|--------|------|---|
| 森と小川の教室推進事業    |        | 6～8月 | (1)事業の目的・概要<br><p>障害のある子どもと障害のない子どもが、るり溪の自然の中で共同生活を体験し、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めながら支援する心を培い、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動を通して、自立心・主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施</p>   |
| 担当課（室）         | 社会教育課  |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等 |        |      |   |
| 人権教育・啓発の場      |        |      |   |
| 特定職業従事者        |        |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策   | 効果的な手法 |      |   |
| 解決に資する人権問題等    |        |      |   |
| 子ども、障害のある人     |        |      | (2)内 容<br><p>実施場所：るり溪少年自然の家及びその周辺<br/>           期 間：平成30年8月8日～8月13日 5泊6日<br/>           参加者：府内の小学4年生から、中学生及び特別支援学校小学部4年生から中学部の児童生徒 30名（うち障害のある児童生徒13名）<br/>           活動内容：テント設営、野外炊飯、班別プログラム等の自然体験<br/>           指導者：京都教育大学教授 坂東 忠司<br/>           立命館大学客員研究員 菊地 俊介<br/>           運営スタッフ等：社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、医療スタッフ、職員他 計37名<br/>           その他：           <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフ研修会 6/23～24（1泊2日）</li> <li>・親子説明会 7/7～8（1泊2日）</li> </ul>           （キャンプファイヤー・体験発表見学等）* 気象状況が悪かったため中止</p> |
|                |        |      | (3)評 価<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・班単位で生活することを通して、相互理解を深め支え合うことの大切さを学び、ノーマライゼーションの進展が図れた。</li> <li>・子どもたちやスタッフとの様々な共同生活や体験活動を通して自立心・主体性・社会性等を培うことができ、キャンプの目的を達成することができた。</li> <li>・重度の障害がある参加者への対応や、スタッフの確保等が課題であり、大学や医療スタッフとの連携をより密に図りながら対応していく必要がある。</li> <li>・募集定員を上回る応募があり、本事業に対する府民の期待の大きさを感ぜられるところであり、継続して実施していきたい。</li> </ul>   |

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名               |             | 実施時期 | 概要   |
|-------------------|-------------|------|--|
| トータルアドバイスセンター設置事業 |             | 通 年  | <p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>不登校やいじめなど学校教育に関すること及び子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く、幼児児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員（精神科医、臨床心理士）、家庭教育カウンセラー（臨床心理士）、教育相談指導員（京都府総合教育センター電話相談員）、京都府総合教育センター所員等が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施</p> <p>(2) 内 容<br/>教育相談</p> <p>〔実施方法・相談時期〕<br/>           電話教育相談 毎日 24時間対応<br/>           メール教育相談 毎日 24時間受付<br/>           来所教育相談 毎週月～金 10:00～17:00<br/>           巡回教育相談 月1回程度（各教育局等）</p> <p>〔平成30年度 相談件数（延べ）〕<br/>           電話教育相談 4, 252件<br/>           メール教育相談 57件<br/>           来所教育相談 1, 649件<br/>           巡回教育相談 145件</p> <p>(3) 評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒、保護者との定期的、継続的な心理面接を実施し、児童生徒や保護者に対して、課題の早期発見、早期の適切な対応に資する教育相談を実施することができた。</li> <li>・ 24時間電話教育相談に応じるとともに、携帯端末からも入力可能なメール教育相談についても常時受付を行うなど、府民からの教育相談の整備を図った。</li> </ul> |
| 担当課（室）            | 学校教育課、社会教育課 |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等    |             |      |  |
| 人権教育・啓発の場         | 家庭、学校       |      |  |
| 特定職業従事者           |             |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策      | 効果的な手法      |      |  |
| 解決に資する人権問題等       |             |      |  |
| 子ども               |             |      |  |

# 【教 育 庁】

## 平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |                                |          |             |
|------------------|--------------------------------|----------|-------------|
| ① 事業名            | 教職員研修事業（京都府総合教育センターの研修）        | ② 担当課（室） | 京都府総合教育センター |
| ② 研修設定の意図及び具体的目標 | 人権教育を推進するための認識の深化と指導力の向上を図る。   |          |             |
| ④ 対象者            | 府立学校、市町（組合）立学校・幼稚園（京都市を除く）の教職員 | ⑤ 参加者数※  | 延べ 1,243人   |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○ 有 ・ 無                        |          |             |

| 実 施 状 況 |  |  |  |  |                                      |
|---------|--|--|--|--|--------------------------------------|
| 回数      | ⑦ 開催期日   | ⑧ 会場   | ⑨ 研修テーマ  | ⑩ 講師等  | ⑪ 研修方法※                              |
| 1       | ① 4月19日 4月26日<br>8月8日 8月22日<br>③ 7月26日 8月7日<br>③ 5月18日 5月22日 | ① 京都府総合教育センター<br>※8月8日は北部研修所<br>② 京都府総合教育センター<br>③ 京都府総合教育センター | ① 初任者・新規採用者研修<br>「京都府の人権教育について」<br>「地域に根ざした人権教育について」<br>② 初任者研修（中・高教科教育：社会・地歴公）<br>「人権教育の視点に立った教科指導」<br>③ 中堅教諭等資質向上研修<br>「人権教育の推進について」 | ① 京都府総合教育センター所員<br>各教育局指導主事・人権教育室指導主事<br>② 人権教育室総括指導主事<br>③ 人権教育室総括指導主事                                    | ① 講義<br>② 講義・ワークショップ<br>③ 講義         |
| 2       | 6月11日  | 京都府総合教育センター  | 府立学校副校長講座シリーズⅠ   | 人権教育室総括指導主事<br>京都府総合教育センター所員   | 講義<br>ワークショップ                        |
| 3       | 6月29日  | 京都府総合教育センター  | 子どもの貧困と学習支援講座<br>「子どもの貧困対策の現状と課題及び支援の在り方について」  | 人権教育室総括指導主事<br>立命館大学教授 野田 正人<br>京都府総合教育センター所員  | 講義<br>ワークショップ                        |
| 4       | ① 6月26日<br>② 10月23日  | ① 京都府総合教育センター<br>② 京都府総合教育センター北部研修所                            | ① 人権教育講座Ⅰ<br>「同和問題について」<br>「人権学習資料集の活用について」<br>② 人権教育講座Ⅱ<br>「子どもの人権問題について」<br>「人権教育指導者ハンドブックの活用について」                                   | ① 公立鳥取環境大学名誉教授 外川 正明<br>府内小・中学校教諭<br>京都府総合教育センター所員<br>② 幸重社会福祉士事務所代表 幸重 忠孝<br>社会教育課社会教育主事<br>京都府総合教育センター所員 | ① 講義<br>その他「実践発表」<br>② 講義<br>ワークショップ |

| 評 価                  |  |
|----------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 教職員の経験年数やライフステージに応じて、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図るために、講義と研究協議や演習（ワークショップ形式）を効果的に取り入れるように計画した。また、「同和問題」への理解を深め、同和問題の解決に向けた授業づくりについて学ぶ研修と、京都府教育委員会編集・発行の人権学習資料集、教職員人権研修ハンドブックの効果的な活用方法について学ぶ研修を企画した。   |
| ⑬ 参加状況について           | 初任者・新規採用者研修及び中堅教諭等資質向上研修は悉皆研修となっている。人権教育講座Ⅰ・Ⅱについては、個別の人権問題に関する重点的取組事項の中から、同和問題、子どもの人権に視点を当て実施した。あわせて100名の定員数に対して108名の申込があったが、当日の欠席者が多かったため参加者は89名で定員を下回った。   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 初任者・新規採用者研修については、全ての受講者（100%）が、人権教育の重要性を捉えている。人権教育は全教育活動の基盤であることを学び、自身の人権感覚を磨き続けることの重要性について認識を深めることができた。<br>人権教育講座Ⅰ・Ⅱについては、無回答を除き全ての受講者が肯定的な評価をしている。人権教育主任等が多く参加する本講座の受講を通して、各校の校内研修が活性化し、人権教育が一層推進されるようセンターだより等を活用し積極的な受講を啓発していきたい。 |

# 【教 育 庁】

## 平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |                      |
|------------------|--|----------|----------------------|
| ① 事業名            | 学校における人権研修   | ② 担当課（室） | 学校教育課（各学校）           |
| ② 研修設定の意図及び具体的目標 | 人権尊重の精神を踏まえ、あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進するため、教職員の人権意識の高揚と認識の深化、指導力の向上を図ることを目的とする。 |          |                      |
| ④ 対象者            | 全教職員   | ⑤ 参加者数※  | 約13,000人（30.5.1教職員数） |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○ 有 ・ 無  |          |                      |

| 実 施 状 況 |        |                          |  |   |                           |
|---------|--------|--------------------------|--|---|---------------------------|
| 回数      | ⑦ 開催期日 | ⑧ 会場                     | ⑨ 研修テーマ  | ⑩ 講師等   | ⑪ 研修方法※                   |
| 1       | 通年     | 各学校、内容に応じて福祉施設等関係機関の施設など | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権教育の推進に関する研修</li> <li>・ 人権学習の教材及び指導方法に関わる研修（研究授業等）</li> <li>・ 様々な人権問題の解決に向けて認識を深めるための研修</li> </ul> | 管理職、各校人権教育担当教員、人権教育指導者養成研修受講教員、指導主事、学識経験者、関係機関担当者、スクールカウンセラー等 | 講義、グループ討議、現地研修、福祉体験、研究授業等 |

| 評 価                  |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 各学校において、地域や学校の実態を十分考慮し、学校ごとに作成する人権教育推進計画に基づいた研修計画を策定している。就・修学の保障等教育の機会均等に関わる内容や、普遍的な視点・個別的な視点に基づく人権学習の教材及び指導方法に関わる内容、同和問題など様々な人権問題に関わる内容、個人情報取扱いなどサービスに関わる内容等を実施している。また体罰防止といじめに関する研修を全ての学校で実施した。                 |
| ⑬ 参加状況について           | 概ね対象者全員の参加を得ることができた。  |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修内容が、日々の教育実践で活かせるよう継続的な取組が必要である。</li> <li>・ 大量退職、大量採用が進む中、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法を、教育実践の中で継承、積極的に活用していく必要がある。</li> <li>・ 人権学習教材の活用や指導方法の工夫についての研修を一層深化する必要がある。</li> </ul> |

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |        |
|------------------|---|----------|--------|
| ① 事業名            | 人権教育推進事業（人権教育指導者研修会）  | ② 担当課（室） | 社会教育課  |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | すべての人々の人権が真に尊重される共生社会の実現を目指し、人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の資質の向上を図る。             |          |        |
| ④ 対象者            | 社会教育主事、社会教育指導員、社会教育施設関係職員、社会教育関係者、学校教育関係者、社会教育関係団体員、その他（人権教育の指導・啓発を担当する関係者） | ⑤ 参加者数※  | 延べ 94名 |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○ 有 ・ 無   |          |        |

| 実 施 状 況 |             |            |  |                                  |                            |
|---------|-------------|------------|--|----------------------------------|----------------------------|
| 回数      | ⑦ 開催期日      | ⑧ 会場       | ⑨ 研修テーマ  | ⑩ 講師等                            | ⑪ 研修方法※                    |
| 1       | 平成30年8月30日  | ホテルルビノ京都堀川 | 「気づきから行動へ～対話・活動を活かした人権学習～」<br>①実践報告「平成29年度各市町が実施した人権教育研修会等の成果と課題について」<br>②講演（ワークショップ）「気づきから行動へ～対話・活動を活かした人権学習～」                                      | 大阪教育大学<br>教職教育研究センター<br>教授 岡田 耕治 | その他（交流協議）<br>講義<br>ワークショップ |
| 2       | 平成30年11月13日 | ホテルルビノ京都堀川 | 「気づきから行動へ～対話・活動を活かした人権学習～」<br>①講演「障害とジェンダーの複合差別について考える」<br>②演習Ⅰ「人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）を活用した研修プログラム」<br>③演習Ⅱ「人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）を活用した研修プログラムの作成（テーマ別）」 | 立命館大学生存学研究センター<br>客員研究員 河口 尚子    | 講義<br>その他<br>（演習・交流協議）     |

| 評 価                  |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現代的課題や同和問題を取り上げた講演、参加型の演習、市町（組合）教育委員会の人権教育に関する実践交流及び人権研修会等で活用できる視聴覚資料の紹介等、市町担当者の資質向上と市町で活用できる指導方法や資料についての研修をすることができた。</li> </ul> |
| ⑬ 参加状況について           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会Ⅰと研修会Ⅱのどちらにもほぼ全市町村からの参加があった。</li> <li>・ 研修会の時期をある程度固定化し早くから情報提供をしたが、市町の事情等により、一人も参加できない市町があった。</li> </ul>                     |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会の参加対象者として、市町が連携して取組を進めているNPOや社会教育施設を運営管理する指定管理者等への働きかけを検討する。</li> </ul>   |

# 【教 育 庁】

## 平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |         |
|------------------|---|----------|---------|
| ① 事業名            | 人権教育推進事業（人権教育行政担当者等研究協議会）   | ② 担当課（室） | 社会教育課   |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 各教育局が、人権教育指導者研修会等の成果を踏まえながら、関係機関との連携を図り、人権に関する課題解決の方策についての研究協議等を行うとともに、管内市町村の人権に関する取組状況の情報交換を実施 |          |         |
| ④ 対象者            | 各市町村社会教育・人権教育行政担当者、社会教育委員、学校教育関係者、同和教育・人権教育推進協議会指導者等  | ⑤ 参加者数※  | 延べ 381名 |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○ 有 ・ 無   |          |         |

| 実 施 状 況 |             |           |   |                           |                   |
|---------|-------------|-----------|---|---------------------------|-------------------|
| 回数      | ⑦ 開催期日      | ⑧ 会場      | ⑨ 研修テーマ   | ⑩ 講師等                     | ⑪ 研修方法※           |
| 1       | 平成30年7月4日   | 京都府乙訓総合庁舎 | ①「LGBTを知る」<br>②各市町の取組について（実施計画及び成果と課題）                    | NPO法人<br>QWRC共同代表・理事 近藤由香 | 講義<br>その他（交流協議）   |
| 2       | 平成30年10月23日 | 京都市左京区内   | 人権フィールドワーク  | 穀雨企画室 渡辺毅                 | 現地研修              |
| 3       | 平成31年3月7日   | 京都府乙訓総合庁舎 | ①「ほんとの空」視聴と研修プログラム<br>②平成30年度各市町教育委員会等の取組状況について           |                           | その他（DVD視聴・交流協議）   |
| 4       | 平成30年7月25日  | 田辺総合庁舎 講堂 | ①「同和問題と人権」「あなたに伝えたいこと」視聴<br>②研究協議・情報交換                    |                           | その他（DVD視聴・研究協議）   |
| 5       | 平成30年10月24日 | ツラッティ千本   | ①施設概要説明<br>②施設展示見学<br>③フィールドワーク<br>④感想交流及び各市町における人権視察状況交流 | ツラッティ千本 菅野 事務局長           | 現地研修<br>その他（交流協議） |
| 6       | 平成31年1月29日  | 田辺総合庁舎 講堂 | ①「部落問題の過去・現在・これから」<br>②研究協議                               | 京都教育大学 教授 伊藤悦子            | 講義<br>その他（研究協議）   |
| 7       | 平成30年6月12日  | 園部総合庁舎    | 平成30年度活動計画・今年度各市町の人権教育・啓発に係る取組について                        |                           | その他（交流協議）         |

|    |             |                    |  |                               |                      |
|----|-------------|--------------------|--|-------------------------------|----------------------|
| 8  | 平成30年9月27日  | 奈良人権文化財団<br>水平社博物館 | ①「差別のない『よき日』を目指して闘った先人たちの姿」<br>②人権ふるさとフィールドワーク   | 人権NPO「ほっとねっと」<br>西口敦子         | 現地研修                 |
| 9  | 平成31年1月28日  | 府立口丹波勤労者福祉会館       | 「人権・同和問題の解決をめざして」  | 関西外国語大学 教授<br>人権教育思想研究所長 明石一朗 | 講義                   |
| 10 | 平成31年3月6日   | 園部総合庁舎             | ①人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）について<br>②平成30年度活動の総括と来年度に向けて<br>③交流及び情報交換   |                               | その他（交流協議）            |
| 11 | 平成30年9月6日   | 総合教育センター北部研修所      | ①今年度の活動計画について<br>②各市取組状況の情報交換<br>③人権指導者ハンドブック（社会教育編）の活用について  |                               | その他（研究協議）<br>講義      |
| 12 | 平成30年10月9日  | 京都市東山区内            | 人権フィールドワーク   | 穀雨企画室 渡辺毅                     | 現地研修                 |
| 13 | 平成30年12月25日 | 総合教育センター北部研修所      | ①「部落問題と向き合うために～『部落差別解消法』時代の現状と課題を考える」<br>②今年度の活動・来年度の活動計画について<br>③各市における取組状況の交流  | 大阪府人権協会 本郷浩二                  | 講義<br>その他（研究協議・交流協議） |
| 14 | 平成30年6月25日  | 宮津総合庁舎講堂           | ①本研究協議会の活動方針・計画について<br>②人権教育指導者ハンドブックの活用について<br>③各市町における人権教育に係る現状と課題及び今年度の取組について<br>④人権教育指導者ハンドブック及び公民館用人権学習資料集の活用について |                               | その他（交流協議・研究協議）<br>講義 |
| 15 | 平成30年9月26日  | 宮津総合庁舎講堂           | ①「LGBT／性的マイノリティと人権」<br>②各市町教育委員会における人権教育事業について<br>③公民館における人権学習プログラムについて<br>④平成30年度京都府人権教育指導者研修会Ⅰに係る伝達                  | 大阪府立大学<br>教授 東優子              | 講義<br>その他（研究協議）      |

|    |           |          |  |           |
|----|-----------|----------|--|-----------|
| 16 | 平成31年2月5日 | 宮津総合庁舎講堂 | ①人権学習資料の作成にむけて<br>②平成30年度の総括及び各市町の取組について | その他（研究協議） |
|----|-----------|----------|--|-----------|

| 評 価                  |  |
|----------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町における人権教育に係る現状や課題の交流・講義・フィールドワーク等、各地域の実態やニーズに応じた取組みが進められている。</li> <li>今日的課題に対する学習が進められているとともに、視聴覚資料の活用についても研修している。</li> </ul>                     |
| ⑬ 参加状況について           | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育局の社会教育主事が事務局となり、市町の社会教育・人権教育の担当者を中心として、府民を対象とした事業の企画・指導者が協議会となり、10～20名程度で構成している。</li> </ul>   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの地域の課題をより明確にするため、交流協議を行い、情報を交換し、今後の方向性について協議会のメンバーで共通確認することができた。</li> <li>研修内容や方法の工夫改善に努め、参加型学習（ワークショップ）や視聴覚教材等を取り入れた研修も積極的に取り組んでいる。</li> </ul> |

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況

| 事業名                      |          | 実施時期 | 概要   |
|--------------------------|----------|------|--|
| 児童虐待・児童の性的搾取事案等に対する適切な対応 |          | 通年   | <p>1 事業の目的・概要<br/>児童虐待や児童ポルノ等に係る被害児童に対するケア、いじめや暴力行為の未然防止等を通じた、人権に配慮した支援活動の効果的な推進</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少年相談業務の充実（平成30年中） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少年相談（電子メール 12件 電話（ヤングテレホン） 205件 面接 188件）</li> <li>・ 臨床心理士による継続的な少年相談の推進 39件（対象被害少年 4名）</li> </ul> </li> <li>○ 福祉犯検挙状況（平成30年中）<br/>検挙件数 207件、検挙人員 186人、被害児童 141人</li> <li>○ 小・中学校における非行防止教室の開催状況（平成30年度中）<br/>574校（実施率98.8%、休校中の学校を除く）、2,363回</li> </ul> <p>3 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子メールや24時間対応の電話相談（ヤングテレホン）の効果的な運用、臨床心理士の少年心理分析に基づく支援等により、被害少年等に対するケアを図った。</li> <li>○ 児童買春・児童ポルノ等の悪質な福祉犯の取締りを通じた被害児童の発見保護に努めるとともに、被害児童に対するケアによる、児童の保護対策を推進した。</li> <li>○ 公德心が醸成される小学校中学年に対する非行防止教室等を通じ、少年の規範意識の向上に努めた。</li> <li>○ 今後も関係機関等と連携しながら、被害少年の早期発見・保護及び規範意識の向上に努める。</li> </ul> |
| 担当課（室）                   | 少年課      |      |  |
| 人権教育・啓発の対象・手法等           |          |      |  |
| 人権教育・啓発の場                | 学校、企業・職場 |      |  |
| 特定職業従事者                  |          |      |  |
| 人権教育・啓発の推進方策             | 相談機関連携充実 |      |  |
| 解決に資する人権問題等              |          |      |  |
| 子ども                      |          |      |  |

| 事業名                   |              | 実施時期 | 概要  |
|-----------------------|--------------|------|---|
| サイバー犯罪被害等防止を目的とした講演活動 |              | 通年   | <p>(1) 事業の目的<br/>府民がサイバー犯罪の加害者にも被害者にもならない社会づくりを促進する。</p> <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業種別 講演会</li> <li>○ テーマ等<br/>ネット安心アドバイザーによる、ネットモラルの向上やサイバー犯罪被害等の防止を目的とした講演活動の実施</li> </ul> <p>(3) 実施結果<br/>実施総数 137回<br/>（内訳：府下高等学校 45回、PTA 7回、その他 85回）<br/>受講延べ人数 20,044人</p> <p>(4) 評価<br/>平成30年度についてもこれまでと同様に実施総数が増加（前年比+14回）した。<br/>次年度については、既存の通常型講演のほか、タブレット端末を使用した体験型講座を開始し、青少年や高齢者層を中心に講演勸奨活動を進め、実施総数の増加に努める。</p> |
| 担当課（室）                | サイバー犯罪対策課    |      |   |
| 人権教育・啓発の対象・手法等        |              |      |   |
| 人権教育・啓発の場             | 学校、地域社会      |      |   |
| 特定職業従事者               |              |      |   |
| 人権教育・啓発の推進方策          | 国・市町村・民間との連携 |      |   |
| 解決に資する人権問題等           |              |      |   |
| 社会の変化等による課題           |              |      |   |

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |     |
|------------------|---|----------|-----|
| ① 事業名            | 職務倫理教養  | ② 担当課（室） | 教養課 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 職員一人一人がその職責の自覚を深め、国民の信頼と期待に応える警察活動を日々推進するために必要な倫理観、使命感及び責任感を醸成することを目的とする。 |          |     |
| ④ 対象者            | 全警察職員   | ⑤ 参加者数※  |     |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ 無   |          |     |

| 実施状況 |         |      |                       |                   |              |
|------|---------|------|-----------------------|-------------------|--------------|
| 回数   | ⑦ 開催期日  | ⑧ 会場 | ⑨ 研修テーマ               | ⑩ 講師等             | ⑪ 研修方法※      |
| 1    | 通年      | 各所属  | 職務倫理意識の向上             | 所属長・次席・課長等の幹部     | 講義・その他（資料配付） |
| 2    | 通年      | 各所属  | 使命感と誇りの醸成             | 所属長・次席・課長等の幹部     | その他（グループ討議）  |
| 3    | 通年（年2回） | 警察学校 | 障害者差別解消法概要            | 京都市保健福祉局障害保険福祉推進室 | 講義           |
| 4    | 通年（年2回） | 警察学校 | 知的障害者を巡る諸問題・対応要領      | 一般社団法人京都手をつなぐ育成会  | 講義           |
| 5    | 通年（年2回） | 警察学校 | 発達障害者とのコミュニケーション能力の向上 | 京都市発達障害者支援センター    | 講義           |

| 評価                   |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各所属において、心に響く職務倫理教養及び誇りと使命感の醸成をテーマとした、所属長等幹部による朝礼時等の短時間教養、視聴覚教材を有効活用した教養、独自教養資料の配布、階級別・部門別のグループ討議を実施</li> <li>○ 警察学校における任用科、専科教養のカリキュラムに部外講師による人権関連講義を導入</li> </ul> |
| ⑬ 参加状況について           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各所属における取組については、可能な限り全職員が参加</li> <li>○ 任用科、専科教養には、それぞれ15～27人の定員枠に指定職員が参加</li> </ul>   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 各所属における取組については、今後も視聴覚教材等の提供を図りながら更に内容を充実させていくとともに、他の入校教養、研修会にも人権関連の部外講義を取り入れるものとする。   |

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |                             |          |       |
|------------------|-----------------------------|----------|-------|
| ① 事業名            | 手話研修                        | ② 担当課（室） | 教養課   |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 警察職員に対する手話習得や聴覚障害者への理解普及の促進 |          |       |
| ④ 対象者            | 各警察署の窓口等担当者                 | ⑤ 参加者数※  | 延べ70人 |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ 無                       |          |       |

| 実 施 状 況 |        |      |   |               |         |
|---------|--------|------|---|---------------|---------|
| 回数      | ⑦ 開催期日 | ⑧ 会場 | ⑨ 研修テーマ                                   | ⑩ 講師等         | ⑪ 研修方法※ |
| 1       | 7月9日   | 警察本部 | 手話研修警察行政業務における手話素養者の育成（手話研修）              | ろうあ協会員        | 講義・実技   |
| 2       | 12月4日  | 警察本部 | 聴覚障害への理解浸透、コミュニケーション方法の修得（聞こえのサポーター養成講習会） | 京都聴覚言語障害者福祉協会 | 講義・実技   |

| 評 価                  |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 手話研修については、手話技能の修得・向上を希望する職員を対象に、実技中心の初級～中級程度の手話技能の修得に重きを置いた研修会、聞こえのサポーター養成講習会については、各警察署等の窓口担当者を対象に、聴覚障害者への理解を浸透させるための講義・体験型の研修会を開催した。 |
| ⑬ 参加状況について           | 上記のとおり、手話研修は希望者19人、聞こえのサポーター養成講習会は各警察署等の窓口担当者51人が参加した。  |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 受講者が各所属において未受講者に対する還元教養を実施しており、今後も全職員への普及に向けて研修会を継続実施するものとする。   |

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |       |
|------------------|---|----------|-------|
| ① 事業名            | 採用時教養における人権教育   | ② 担当課（室） | 警察学校  |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 新たに採用された警察官及び職員に対して、その職務の遂行に必要な基礎的知識を習得させるとともに、社会人として必要な人権に対する認識を深めることを目的とする。 |          |       |
| ④ 対象者            | 採用後、警察学校に入校した初任科生及び一般職員初任科生   | ⑤ 参加者数※  | 約260人 |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ <input type="checkbox"/> 無  |          |       |

| 実施状況 |          |               |                  |                 |         |
|------|----------|---------------|------------------|-----------------|---------|
| 回数   | ⑦ 開催期日   | ⑧ 会場          | ⑨ 研修テーマ          | ⑩ 講師等           | ⑪ 研修方法※ |
| 1    | 通年       | 警察学校          | 人権一般             | 教育主事            | 講義      |
| 2    | 年4回      | 警察学校          | 高齢者疑似体験          | ㈱大井製作所代表取締役     | ワークショップ |
| 3    | 9/5      | 京都市長寿すこやかセンター | 介護施設の見学と認知症高齢者対策 | 京都市社会福祉協議会相談副部長 | 現地研修・講義 |
| 4    | 1/25・3/4 | 京都府聴覚言語障害センター | 聴覚言語障害者、視覚障害者理解  | 同センター総務部長等      | 現地研修・講義 |

| 評価                   |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | <p>教育主事により「京都府人権教育・啓発推進計画」について説明するとともに、同計画実施方針において掲げる同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者等に関する人権問題について、講義方式により幅広く教養を行うことにより、警察官として、職務の遂行に必要な基礎的知識の習得や人権問題等についての理解の深化を図った。</p> <p>また、高齢者の身体機能を擬する装置を装着しての歩行等を体験する「高齢者疑似体験」を通じて、高齢者の特性を理解するとともに、高齢者の保護や行方不明者届出等に適切に対応するため、府警本部主管課による「認知症高齢者対策」のロールプレイを交えた教養により、認知症に対する正しい知識と理解を深めた。</p> <p>さらに、学生が実際に老人保健施設や障害者福祉施設に赴き、介護や障害者支援施設の現状を見学・体験するとともに、認知症高齢者や聴覚言語障害者等に関する教養を受け、警察との関わりについて認識を深めた。</p> |
| ⑬ 参加状況について           | <p>教育主事による講義方式の人権教養及び高齢者疑似体験については、新たに警察職員として採用された初任科生全員が受講したが、介護施設や障害者福祉施設における現地研修・講義については、カリキュラムの都合上、実施時期や対象施設、参加人数等を調整の上、実施した。</p>  |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | <p>人権に密接に関係する職業従事者として、人権に深い関心を持ち、人権に配慮した職務執行を行うことが必要不可欠であり、警察職員の新規採用時に人権問題について幅広く教養を行うことにより、全学生が人権問題に関する理解と知識を深めることができた。</p> <p>また、高齢者疑似体験や老人保健施設、障害者福祉施設での現地研修では、学生が実際に体験し、見聞することにより、高齢者や障害者に対する理解をより深めることができた。</p>  |

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |               |
|------------------|--|----------|---------------|
| ① 事業名            | 所属ハラスメント相談員研修会   | ② 担当課（室） | 警察本部 警務課人事第三係 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | ハラスメント相談窓口の役割を担っている所属相談員に相談員の役割の重要性を認識させるとともに、対応要領を教養し所属におけるハラスメントの潜在化の防止を目的とする。 |          |               |
| ④ 対象者            | 各所属の防止対策責任者及び所属ハラスメント相談員   | ⑤ 参加者数※  | 各約400人        |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ 無  |          |               |

| 実 施 状 況 |          |      |                           |                  |                  |
|---------|----------|------|---------------------------|------------------|------------------|
| 回数      | ⑦ 開催期日   | ⑧ 会場 | ⑨ 研修テーマ                   | ⑩ 講師等            | ⑪ 研修方法※          |
| 1       | 春・秋人事異動後 | 各所属  | ○ハラスメント相談受理・報告要領<br>○事例検討 | 次席・副署長等（防止対策責任者） | ○講義<br>○その他（検討会） |

| 評 価                  |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 「ハラスメント相談受理・報告要領」を活用した防止対策責任者による教養及び「事例検討」を活用した検討会の実施。        |
| ⑬ 参加状況について           | 各所属の防止対策責任者及び所属ハラスメント相談員が参加。                                  |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 所属相談員に求められる役割、相談等を受理した場合の対応・報告要領等について理解を深め、各所属での適切な相談体制を構築した。 |

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |             |
|------------------|--|----------|-------------|
| ① 事業名            | 犯罪被害者支援巡回教養  | ② 担当課（室） | 警務課犯罪被害者支援室 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 警察署において犯罪被害者支援に従事する警察職員に対し、各種支援制度及び被害者支援要領について教養することにより、被害者支援に関する理解を深め、その対応能力の向上を図る。 |          |             |
| ④ 対象者            | 各警察署の犯罪被害者支援担当者  | ⑤ 参加者数※  | 47人         |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ <input type="checkbox"/> 無   |          |             |

| 実 施 状 況 |              |       |         |           |         |
|---------|--------------|-------|---------|-----------|---------|
| 回数      | ⑦ 開催期日       | ⑧ 会場  | ⑨ 研修テーマ | ⑩ 講師等     | ⑪ 研修方法※ |
| 11      | 9月26日～10月26日 | 各警察署等 | 犯罪被害者支援 | 犯罪被害者支援室員 | 講義      |

| 評 価                  |                            |
|----------------------|----------------------------|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 配付資料を用いて講義を行った。            |
| ⑬ 参加状況について           | 各警察署の犯罪被害者支援担当者が参加した。      |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 被害者支援要領及び各種支援制度について理解を深めた。 |

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |             |
|------------------|---|----------|-------------|
| ① 事業名            | 犯罪被害者支援担当者研修会   | ② 担当課（室） | 警務課犯罪被害者支援室 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 警察署において犯罪被害者支援を担当する警察官に対して、具体的な支援事例や効果的な支援方を教養することにより、被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図る。 |          |             |
| ④ 対象者            | 各警察署の犯罪被害者支援担当者   | ⑤ 参加者数※  | 26人         |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ <input type="checkbox"/> 無  |          |             |

| 実 施 状 況 |        |      |         |           |         |
|---------|--------|------|---------|-----------|---------|
| 回数      | ⑦ 開催期日 | ⑧ 会場 | ⑨ 研修テーマ | ⑩ 講師等     | ⑪ 研修方法※ |
| 1       | 4月6日   | 警察本部 | 犯罪被害者支援 | 犯罪被害者支援室員 | 講義      |

| 評 価                  |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 配付資料、パワーポイントを用いて、被害者支援要領及び各種支援制度について講義を行った。 |
| ⑬ 参加状況について           | 警察署の犯罪被害者支援担当者全てが参加した。                      |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 各種支援制度の適切な運用による被害者支援要領について理解を深めた。           |

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |   |          |             |
|------------------|---|----------|-------------|
| ① 事業名            | 本部被害者支援要員研修会  | ② 担当課（室） | 警務課犯罪被害者支援室 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 警察本部に所属する被害者支援要員等に対し、死傷者多数事案発生時の具体的な支援要領等を教養することにより、被害者等に配慮した初期的支援活動の推進を図る。 |          |             |
| ④ 対象者            | 警察本部所属の被害者支援要員等   | ⑤ 参加者数※  | 100人        |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ <input type="checkbox"/> 無  |          |             |

| 実 施 状 況 |        |      |                 |             |         |
|---------|--------|------|-----------------|-------------|---------|
| 回数      | ⑦ 開催期日 | ⑧ 会場 | ⑨ 研修テーマ         | ⑩ 講師等       | ⑪ 研修方法※ |
| 1       | 4月6日   | 警察本部 | 死傷者多数事案発生時の支援要領 | 部外講師（臨床心理士） | 講義      |

| 評 価                  |   |
|----------------------|---|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 部外講師（臨床心理士）がパワーポイント及び配布資料を用いて講義を行った。    |
| ⑬ 参加状況について           | 警察本部に所属する被害者支援要員及び各警察署の犯罪被害者支援担当者が参加した。 |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 死傷者多数事案発生時の被害者支援要領について理解を深めた。           |

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |       |
|------------------|--|----------|-------|
| ① 事業名            | 新規性犯罪指定捜査員研修会  | ② 担当課（室） | 捜査第一課 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 府下の性犯罪捜査および被害者支援能力の向上を図ることを意図とし、具体的目標として、比較的経験の浅い地域警察官の基礎的なレベルアップを目指す。 |          |       |
| ④ 対象者            | 平成27年以降に採用された者のうち、現在警察署地域課に配置となっている性犯罪捜査指定捜査員                          | ⑤ 参加者数※  | 51人   |
| ⑥ アンケート実施有無      | 有 ・ 無  |          |       |

| 実施状況 |            |      |                      |       |         |
|------|------------|------|----------------------|-------|---------|
| 回数   | ⑦ 開催期日     | ⑧ 会場 | ⑨ 研修テーマ              | ⑩ 講師等 | ⑪ 研修方法※ |
| 1    | 平成30年7月9日  | 警察本部 | 適正な性犯罪捜査及び被害者支援能力の向上 | 警察官   | 講義      |
| 2    | 平成30年7月10日 | 警察本部 | 適正な性犯罪捜査及び被害者支援能力の向上 | 警察官   | 講義      |
| 3    | 平成30年7月11日 | 警察本部 | 適正な性犯罪捜査及び被害者支援能力の向上 | 警察官   | 講義      |

| 評価                   |  |
|----------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 性犯罪認知時における鑑識活動、聴取要領、被害者対応要領等、講義により基礎的な知識を身につけた上でロールプレイングを実施し、実践に即した内容の研修会とした。      |
| ⑬ 参加状況について           | 平成27年以降に採用された性犯罪指定捜査員を対象とし、その他の積極参加も受け入れをした結果、3日間で51人の参加があった。                      |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | ロールプレイングによる実践的な教養は大変好評であり、「今までの疑問点や不安が解消され、今後は自信をもった対応ができそう」「今後も教養を受けたい」等の感想が得られた。 |

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施状況（研修事業）

|                  |  |          |       |
|------------------|--|----------|-------|
| ① 事業名            | 性犯罪捜査専科  | ② 担当課（室） | 捜査第一課 |
| ③ 研修設定の意図及び具体的目標 | 性犯罪被害の潜在化を防止し、捜査過程における被害者の精神的負担軽減を考慮した性犯罪捜査を適正かつ強力に推進することを意図とし、具体的目標として、被害者の心情に配慮した実務能力の向上を図る。 |          |       |
| ④ 対象者            | 警察署で性犯罪捜査に従事する捜査員  | ⑤ 参加者数※  | 25人   |
| ⑥ アンケート実施有無      | ○ 有 ・ 無  |          |       |

| 実施状況 |                      |      |                    |                     |         |
|------|----------------------|------|--------------------|---------------------|---------|
| 回数   | ⑦ 開催期日               | ⑧ 会場 | ⑨ 研修テーマ            | ⑩ 講師等               | ⑪ 研修方法※ |
| 1    | 平成30年12月3日<br>～12月7日 | 警察学校 | 性犯罪捜査力およびその指揮能力の向上 | 警察官、検察官、弁護士、医師、大学教授 | 講義      |

| 評価                   |  |
|----------------------|--|
| ⑫ 研修計画（テーマ・手法等）について  | 部外講師による被害者心情に配慮した性犯罪捜査について教養を実施した。客観的聴取技法を用いた聴取要領については、1日かけて演習も行い、実践で使えるレベルの習熟を目指した。最終日にはロールプレイングを行い、習得した内容を実践的に確認した。      |
| ⑬ 参加状況について           | 各警察署刑事課に配置され、現に性犯罪捜査に従事する巡査部長以下の階級の警察官（男女問わず）各署1名ずつ25名参加   |
| ⑭ 研修効果（課題・方向性等）について※ | 性犯罪捜査専科は初の試みであったが、「女性だけでなく男性も一緒に教養を受けたのがよかった」「客観的聴取技法を実際に使ってみたい」と声が多く、男性捜査員からは「これまで女性任せにしていたので、今後は自分も積極的に関わろうと思う」との感想があった。 |